



神武の里たかはる

都市計画マスタープラン

2021 ▶ 2031



高原町都市計画マスタープラン

令和3年9月

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 序章 都市計画マスタープランについて..... | 1 |
| 1 計画策定の目的..... | 1 |
| 2 計画策定の基本的な視点..... | 1 |
| 3 都市計画マスタープランの概要..... | 2 |
| 第1章 高原町の現状と課題..... | 4 |
| 1-1 高原町の現状..... | 4 |
| 1-2 町民意向の把握..... | 36 |
| 1-3 上位関連計画..... | 43 |
| 1-4 まちづくりの課題..... | 46 |
| 第2章 高原町の将来都市像..... | 48 |
| 2-1 まちづくりの基本理念..... | 48 |
| 2-2 まちづくりの基本方針..... | 48 |
| 2-3 将来人口の見通し..... | 49 |
| 2-4 将来都市構造..... | 49 |
| 第3章 全体構想..... | 55 |
| 3-1 土地利用の方針..... | 56 |
| 3-2 市街地整備の方針..... | 60 |
| 3-3 道路・交通の方針..... | 63 |
| 3-4 水と緑の方針..... | 67 |
| 3-5 景観の方針..... | 70 |
| 3-6 防災の方針..... | 72 |
| 3-7 その他の都市施設の方針..... | 75 |
| 第4章 実現化に向けて..... | 78 |
| 1 都市づくりの実現化に向けた基本的な考え方..... | 78 |
| 2 持続可能な都市づくりの推進..... | 78 |
| 3 計画的・効率的な都市づくりの推進..... | 81 |
| 4 総合的な都市づくりの推進..... | 84 |
| 5 計画的な進行管理..... | 85 |

序章 都市計画マスタープランについて

1 計画策定の目的

本町では、平成8(1996)年3月に都市計画マスタープランを策定しました。以後、20年以上が経過する中で、人口減少、少子高齢社会の急速な進展への対応など社会情勢が大きく変化してきています。具体的には、町民意識の多様化、防災意識の高まり、老朽化する都市施設の更新への対応などを背景に、高齢者や子育て世代にとって、安心かつ健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営、都市構造を実現することが課題となっています。

このような課題に対応するために、都市計画に関する基本的な方針を策定(見直し)することとします。

策定にあたっては、高原町総合計画や西諸県圏域都市計画区域マスタープランなどの上位・関連計画との調整や整合を図り、長期的視点に立ったまちづくりの方針と将来像を明確にするとともに、その実現に向けた方策を検討するものとします。

2 計画策定の基本的な視点

都市計画マスタープランの策定に当たっては、以下の視点を基本として計画づくりを進めます。

各種計画との整合が図られた計画的かつ総合的なまちづくり

今後のまちづくりを計画的かつ総合的に推進していくため、本町の最上位計画である「第5次高原町総合計画」と、宮崎県が定める「西諸県圏域都市計画区域マスタープラン(西諸県圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)」に即するとともに、現行計画策定以後のその他関連計画との整合を図る必要があります。

人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能で“健幸”なまちづくり

今後、人口減少・少子高齢化の一層の進行が予測されるなか、町民生活の安全性や利便性を確保するとともに、町の活力を維持・向上させる持続発展可能なまちづくりを推進する必要があります。

また、本町では、「高原町健康づくり推進条例」を制定し、“健幸”※を末永く享受できる都市を目指しています。都市計画の側面から“健幸”なまちづくりを推進する必要があります。

住みよい地域づくりの実現に向けた、多様な主体による協働のまちづくり

住みたい、住み続けたい地域づくりを進めるため、町民の意向を踏まえつつ、地域のありべき将来像を明らかにするとともに、その実現に向け、町民や事業者、行政等の多様な主体が協力しながら、地域特性に応じた計画的な土地利用を進めるなど、協働のまちづくりを推進する必要があります。

※健幸・・・個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことができること

3 都市計画マスタープランの概要

(1) 計画期間と計画対象区域

計画期間は概ね 20 年後を展望しつつ、令和3年(2021 年)9月から令和 13 年(2031 年)3月までの 10 年間とします。

計画対象区域は、都市計画区域内を基本としつつ、本町全域を見据えた計画とします。

(2) 計画の位置付け

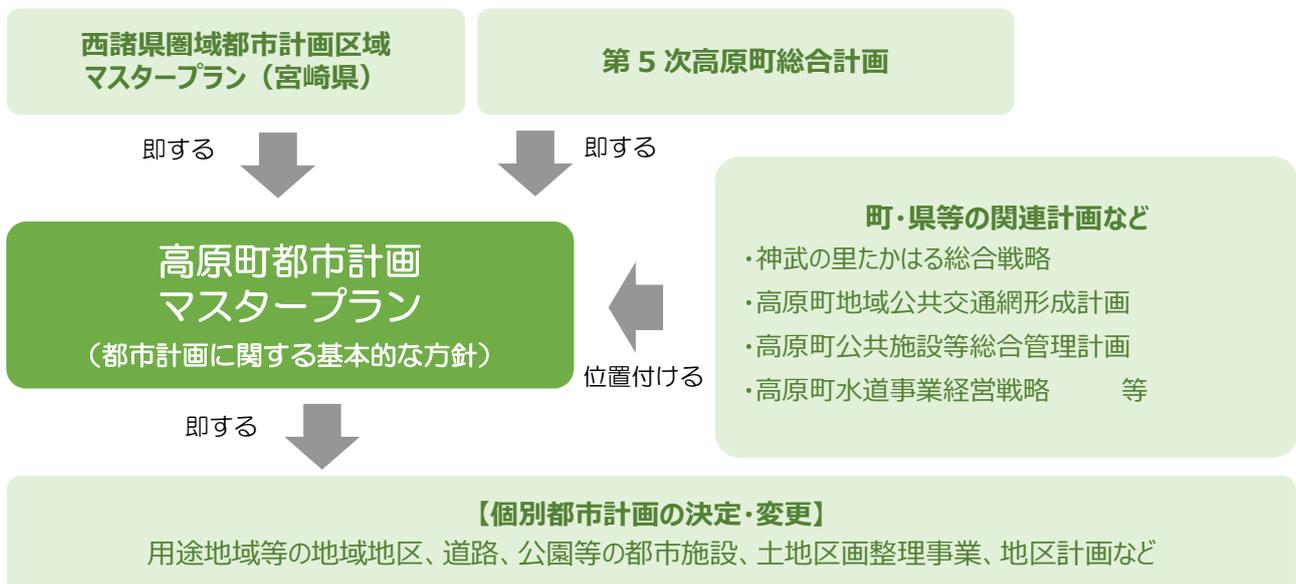
都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)で、以下のよう定められています。

本町においては、第5次高原町総合計画並びに、西諸圏域都市計画区域マスタープランに即するとともに、県や町の関連計画との整合を図り策定します。

また、本町の都市計画は、都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

■ 都市計画法第 18 条の 2 (市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

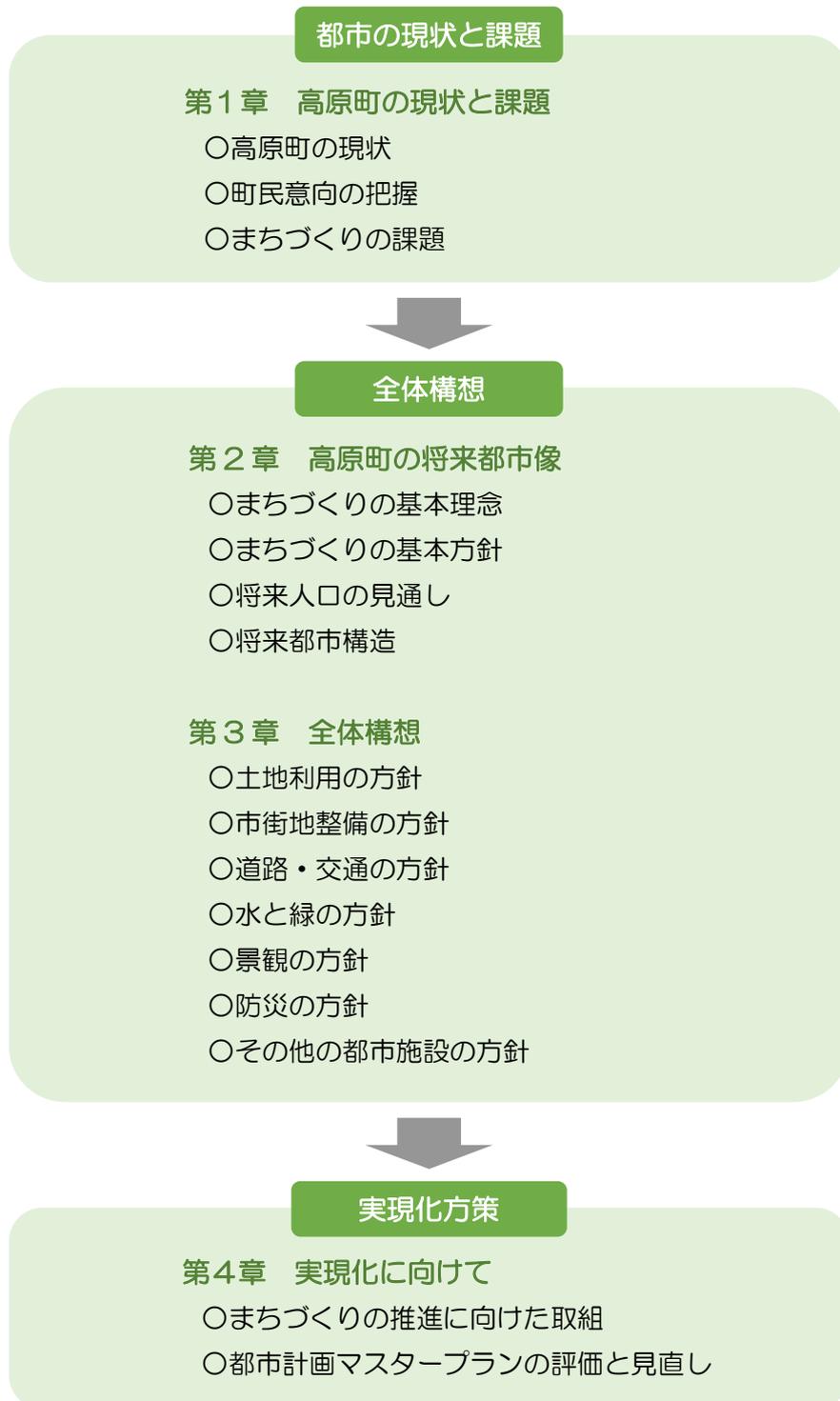


(3)計画の構成

都市計画マスタープランは、「都市の現状と課題」から始まり、町域全体のビジョンと土地利用や都市施設等の方針を示す「全体構想」で構成されます。

また、「実現化方策」において、本計画の推進方策等を示しています。

■都市計画マスタープランの構成



第1章 高原町の現状と課題

1-1 高原町の現状

(1) 高原町の概況

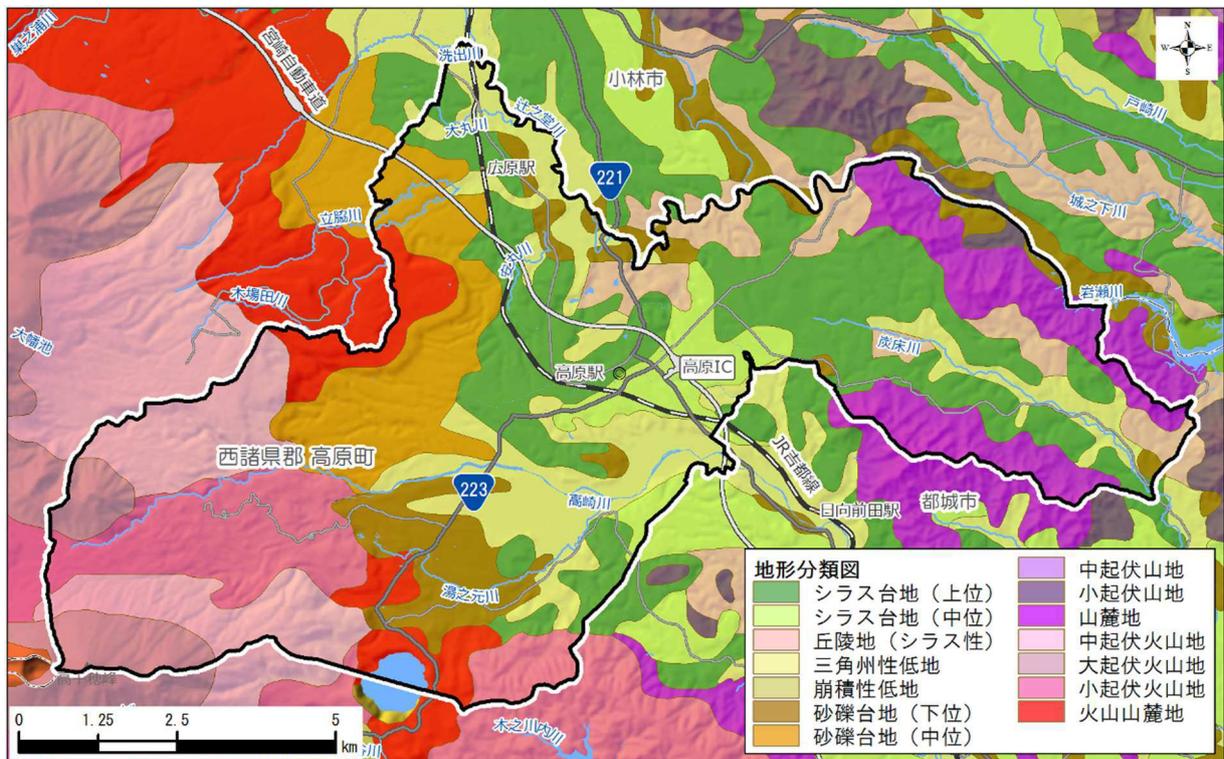
本町は、宮崎県の西南部に位置し、国立公園霧島連山を境として、西は鹿児島県と接する山あい、南は都城市に接し、北は辻の堂川、東は岩瀬川を挟んで小林市と接しています。

面積は 85.39km²、およそ 50%を山林原野が占め、霧島山系からの豊富な水が高崎川、岩瀬川等の大小河川が町内を流れており、水と緑に恵まれた自然豊かな町として知られています。

気候は、温暖で年間を通して降水量は多く、水資源にも恵まれています。地形は、霧島火山の影響により起伏が多く、可住地の大半を占める平野部の標高は約 179～230mの高台地帯となっています。



■位置図



資料：国土調査 土地分類基本調査(平成 16 年)

■高原町の地形分類図

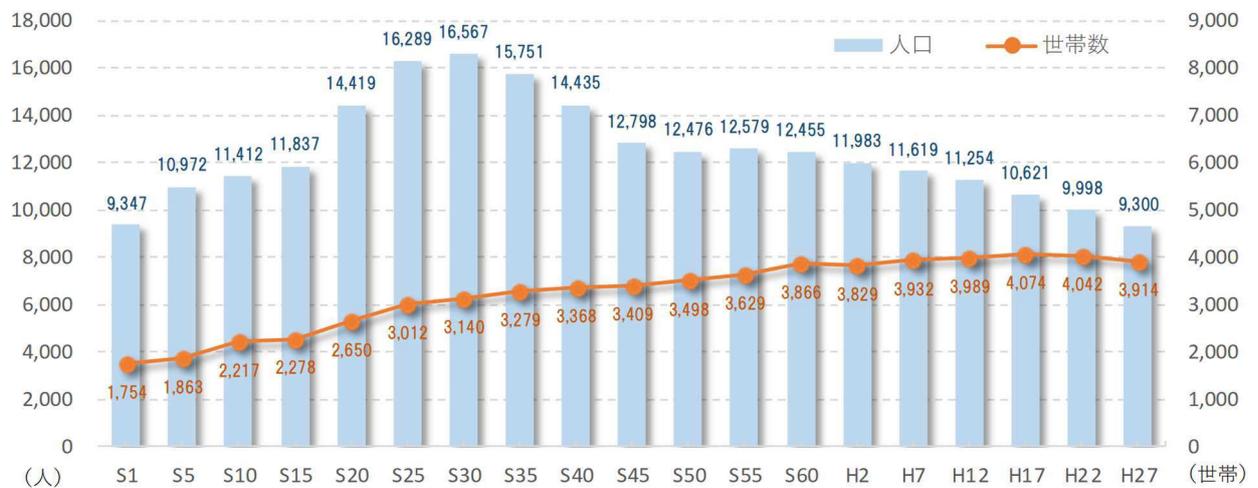
(2)人口

①人口・世帯

本町の人口は、昭和1(1926)年から昭和30(1955)年の30年間で約77%増加していますが、昭和30(1955)年から昭和45(1970)年の15年間で約23%減少し、その後は緩やかな減少傾向が続いています。

世帯数は、昭和1(1926)年から昭和25(1950)年の25年間で約72%増加し、その後は緩やかな増加傾向が続いていますが、平成17(2005)年をピークに減少に転じています。

各年の人口や世帯数を確認できる住民基本台帳を見ると、人口は緩やかに減少しており、世帯数は平成21(2009)年をピークに減少に転じ、横ばいとなっています。



資料：国勢調査

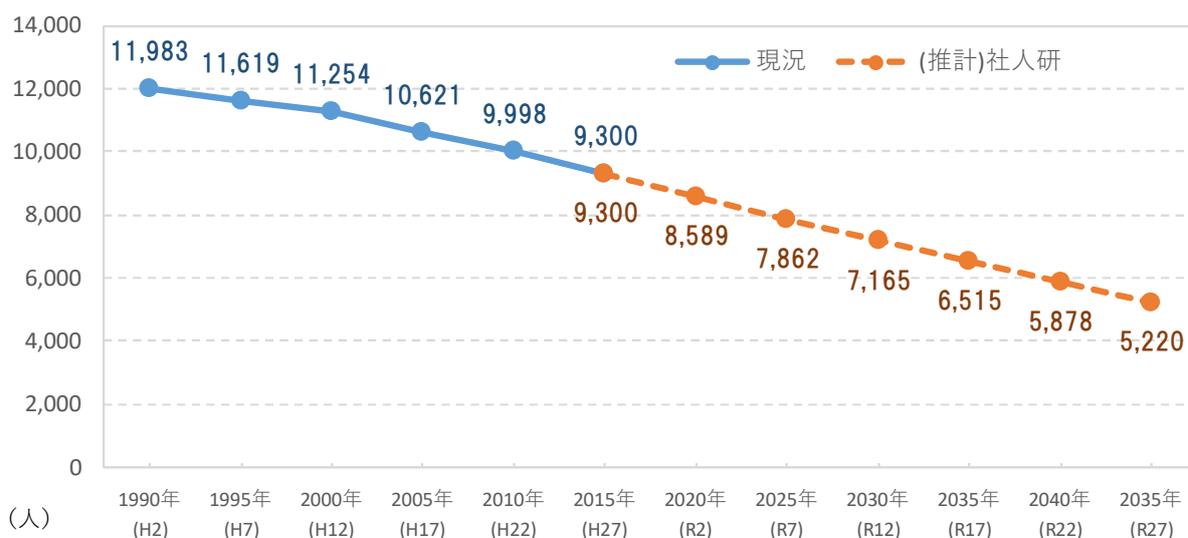
■人口・世帯の推移



資料：住民基本台帳(各年1月1日)、H27～H30は町HP(各年10月1日)より

■人口・世帯の推移

本町の将来人口は、平成 27(2015)年から 25 年後の令和 22(2040)年には約 5,900 人と推計され、平成 27(2015)年に対して約 36.5%の減少が見込まれます。



資料：国勢調査(H2～H27)、国立社会保障・人口問題研究所(平成 30 年 3 月)

■ 将来推計人口の推移

年齢3区分別人口をみると、年少人口(15 歳未満)が著しく減少しており、高齢化率は平成 7(1995)年には 21%を超え、超高齢社会へ移行しています。

- ・ 高齢化社会：高齢化率 7%以上
- ・ 高齢社会：高齢化率 14%以上
- ・ **超高齢社会：高齢化率 21%以上**



資料：国勢調査

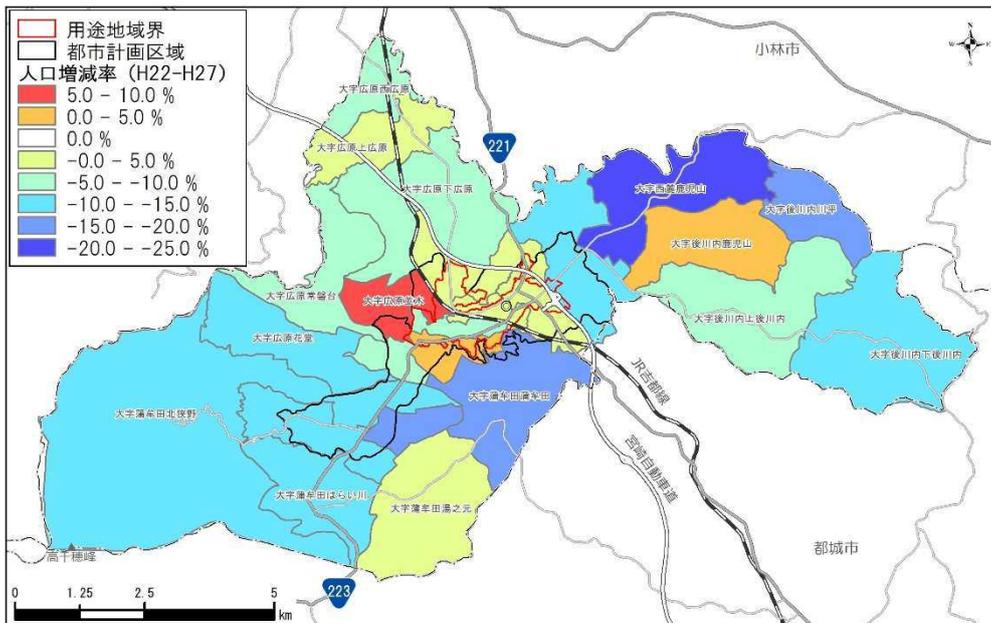
■ 年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移

②地区別人口の状況

平成22(2010)年から平成27(2015)年における国勢調査小地域別(町丁・字等別集計区)人口をみると、一部地域では人口が増加しているものの、町内の大部分の地域において人口が減少していることがわかります。

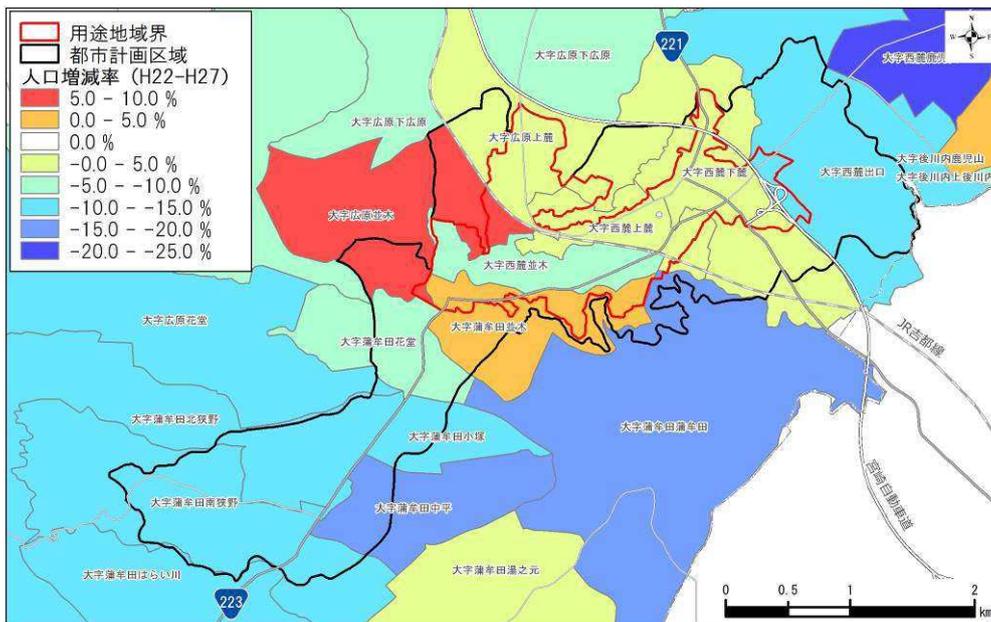
なお、本町において人口集中地区(DID 地区)は設定されていませんが、JR 高原駅を中心とする地域においても人口が減少しており、市街地部における人口の低密度化が進行している状況です。

また、町内全域で高齢化も進んでおり、全ての地域で高齢化率が20%以上となっています。特に蒲牟田小塚地域及び蒲牟田湯之元地域では高齢化が著しく、高齢化率が50%を超えています。



資料：国勢調査

■地区別人口増減率図(H22-H27)



資料：国勢調査

■地区別人口増減率図(H22-H27) 用途地域拡大

(3)産業

①産業別就業人口

産業別就業人口の推移をみると、第1次産業の就業者割合が減少を続ける一方で、第2次産業は微増減、第3次産業は増加を続けており、平成 27(2015)年の産業別就業人口割合においては、第3次産業の就業者数が約半数を占めています。



資料: 国勢調査

■産業別就業人口の推移

②農業

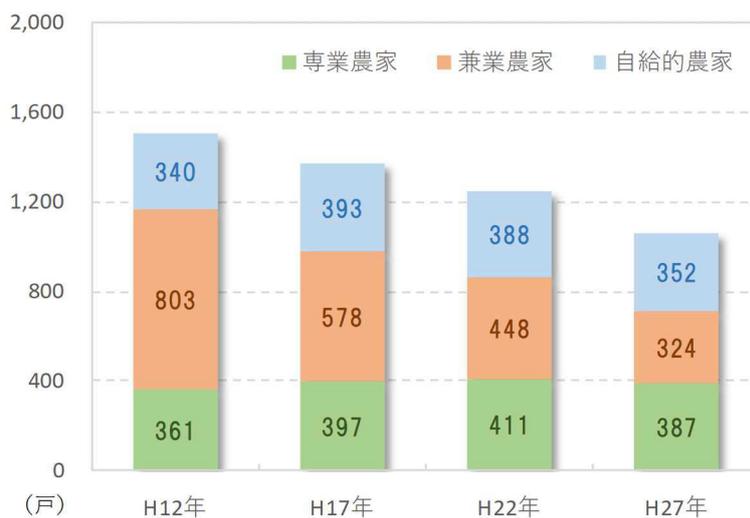
本町の農業就業人口は、平成 27(2015)年で1,141 人となっており、平成 12(2000)年から平成 27(2015)年の 15 年間で約 42%減少しています。

総農家数は、平成 27(2015)年で 1,063 戸となっており、平成 12(2000)年から平成 27(2015)年の 15 年間で約 29%減少しています。



資料: 国勢調査、農林業センサス

■農業就業人口・総農家数の推移



資料：農林業センサス

■農家戸数の推移

※専業農家：経営耕地面積 30a以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家のうち、世帯員のなかに兼業従事者(1年間に 30 日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家をいう。
 兼業農家：経営耕地面積 30a以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家のうち、世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
 自給的農家：経営耕地面積が 30a未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家をいう。

③漁業

本町は、霧島の麓から湧き出る豊富な水に恵まれており、昔から魚の養殖がされています。特にニジマスの養殖は盛んであり、ニジマスの甘露煮は町の特産品となっています。



資料：漁業センサス

■内水面漁業

④畜産

本町は畜産が盛んであり、肉用牛の繁殖農家戸数の占める割合が大きくなっています。

| | 肉用牛繁殖 | | 肉用牛肥育 | | 乳用牛 | | 豚 | | 採卵鶏 | | ブロイラー | | 種鶏 | | 地鶏 | | みやざき地頭鶏 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|----|--------|-----|--------|-------|---------|----|-------|----|-------|---------|-----|
| | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 |
| H30.2 | 329 | 7,781 | 27 | 3,062 | 10 | 589 | 9 | 14,337 | 2 | 19,500 | 13 | 617,600 | 1 | 8,500 | 1 | 8,000 | - | - |
| H31.2 | 327 | 7,647 | 27 | 3,198 | 10 | 558 | 9 | 14,419 | 2 | 18,700 | 14 | 766,600 | 2 | 9,459 | 1 | 8,000 | 1 | 161 |

資料：高原町

■高原町頭羽数調査結果

⑤商業

本町の商店は大部分が家族経営の小規模な小売販売業で占められており、商店数、従業員数ともに減少傾向にあります。平成 28(2016)年の経済センサスによると、本町の商店数は 86 店、従業員数 356 人、年間販売額は約 63 億円となっています。



資料：商業統計、経済センサス(H28)

■商店数・従業員数及び年間販売額の推移

⑥工業

工業統計を見ると、事業所数は大きな増減は無いものの、製造品出荷額及び従業員数は平成 24(2012)年以降減少傾向にありましたが、平成 29 年以降増加傾向にあります。令和元(2019)年における製造業の事業所数は 22 箇所、従業員数 415 人、製造品出荷額は約 59 億円となっています。

また、町内には総面積 54haの広大な工業団地が造成されており、うち約 44haが利用されています。



資料：工業統計、経済センサス(H24、H27)

■事業所数・従業員数及び製造品出荷額の推移

⑦観光

本町への観光入込客数の推移を見ると、平成 23(2011)年は新燃岳噴火の影響により大幅に減少し、その後、平成 27(2015)年まで上昇傾向にありましたが、平成 28(2016)年以降は、新型コロナウイルスの影響もあり、減少を続けています。

令和2(2020)年の観光入込客数は、県内客が 516,942 人、県外客が 180,640 人となっています。



■観光入込客数の推移

資料：観光動向調査

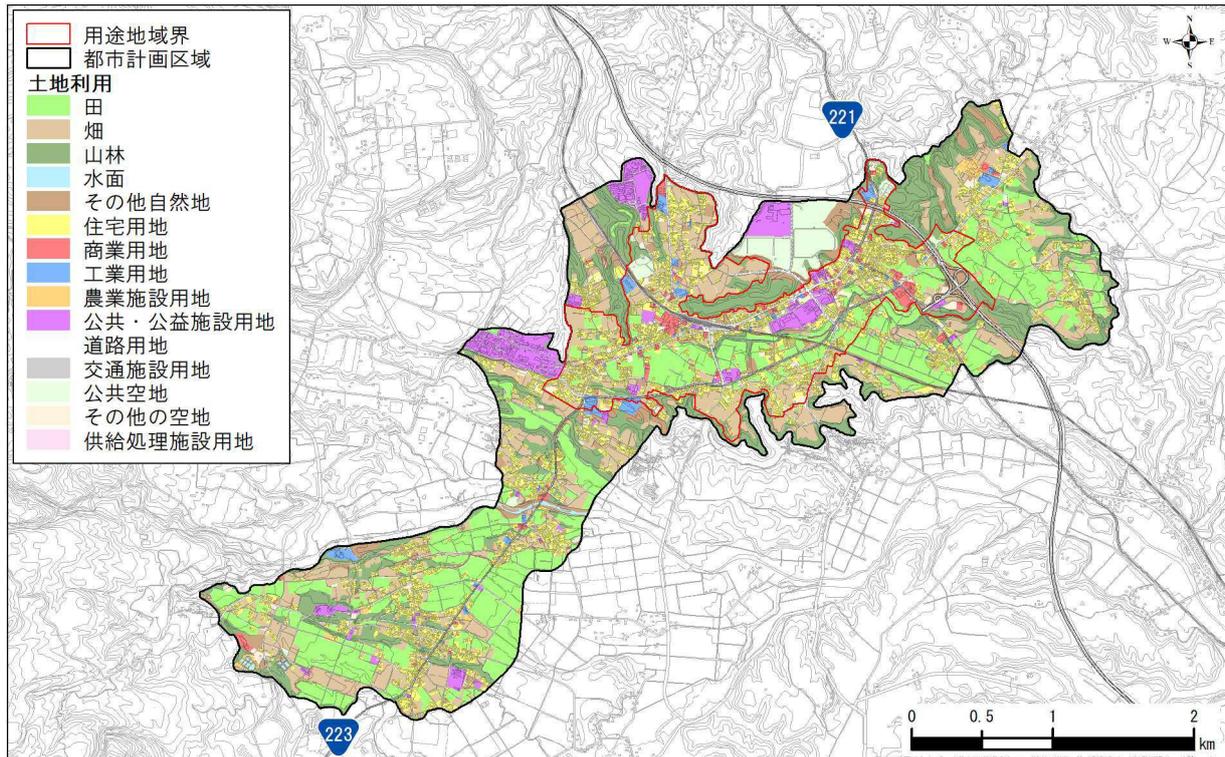
(4)土地利用

①土地利用現況

用途地域内では、住宅用地が 26.8%を占めており、最も構成比率が高くなっています。次いで畑が多くを占め、17.1%の割合となっています。

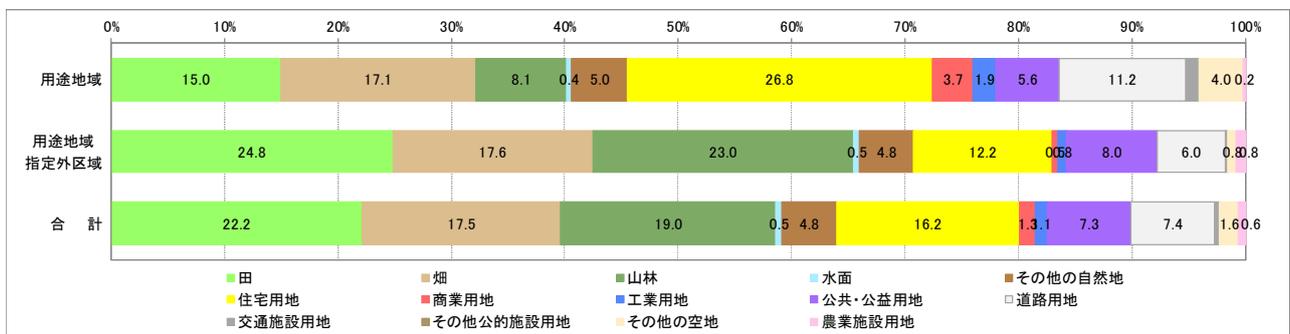
用途地域外は、田畑や山林、水面、その他の自然地を含む自然的土地利用が 70.7%を占めています。

都市的土地利用率は、用途地域内で 54.4%、用途地域外では 29.2%で、都市計画区域全体では 36.1%となっています。



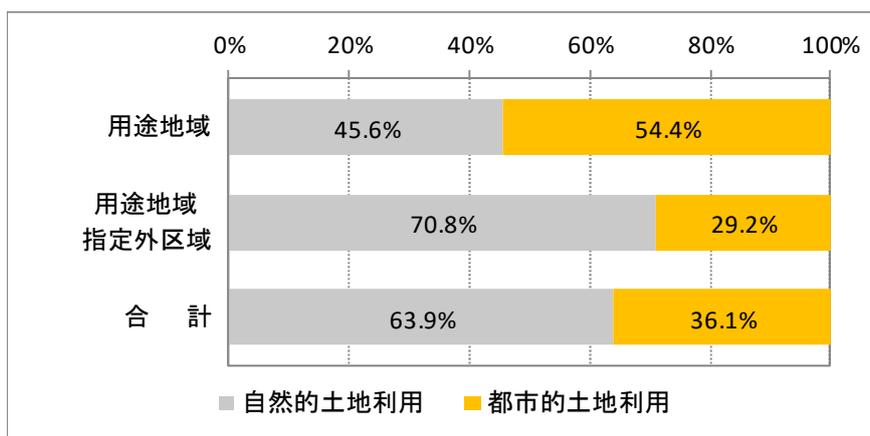
資料：宮崎県都市計画基礎調査(平成 30 年 3 月)

■土地利用現況図



資料：宮崎県都市計画基礎調査(平成 30 年 3 月)

■土地利用別面積



資料：宮崎県都市計画基礎調査(平成 30 年 3 月)

■ 都市的・自然的土地利用の状況

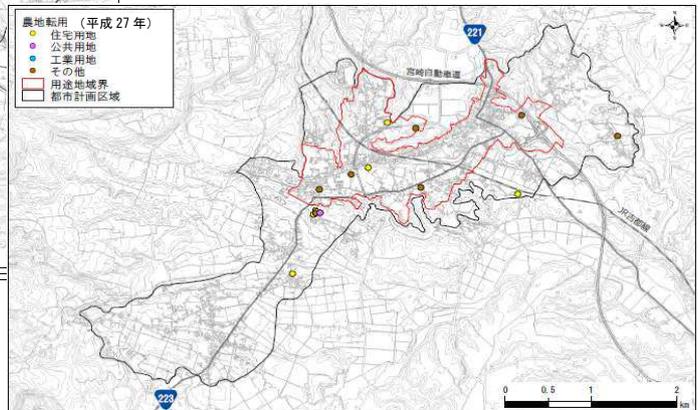
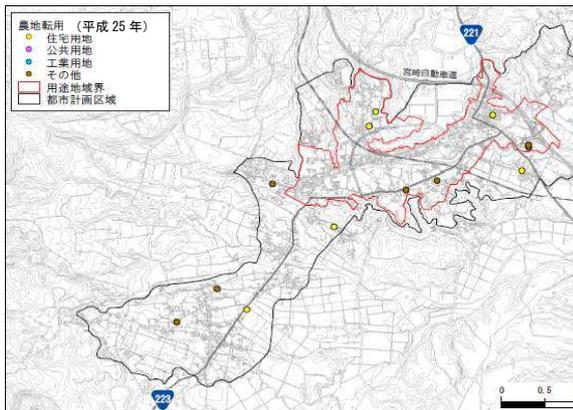
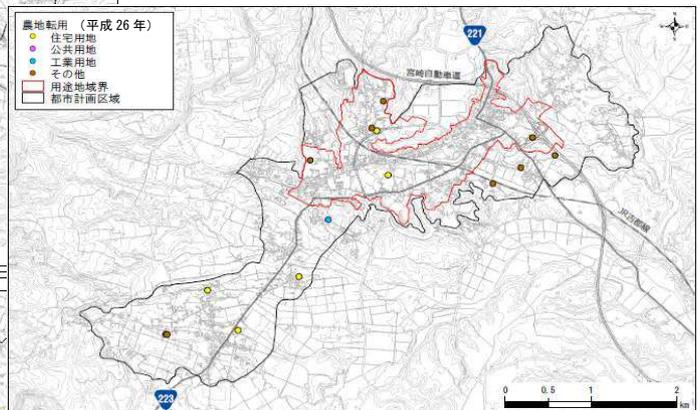
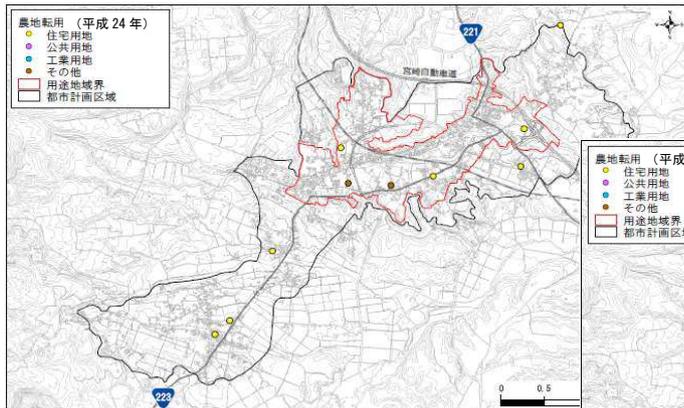
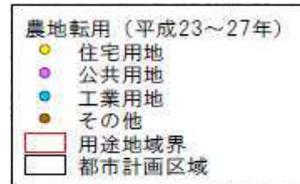
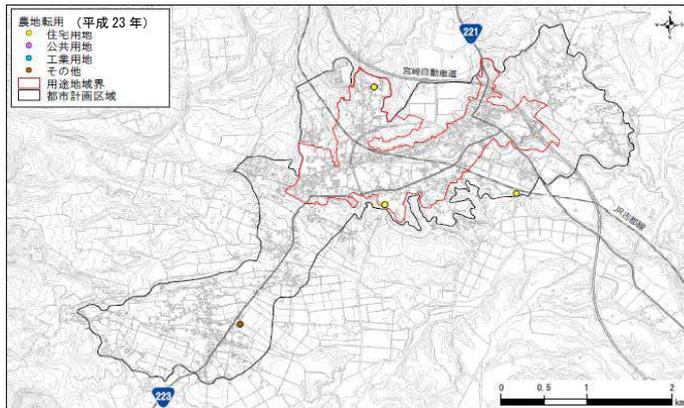
②農地転用の状況

平成 23 年から平成 27 年における農地転用の分布状況は、全体の 47.5%が用途地域内での転用です。

また、転用目的として最も多いのは住宅用地で、用途地域内では 42.9%(12 件)、用途地域外では 61.3%(19 件)を占めており、宅地の市街地周辺へのにじみだしが懸念されます。

(件数)

| 区域 | 住宅用地 | 工業用地 | 公共用地 | その他 | 合計 |
|-----------|------|------|------|-----|----|
| 用途地域 | 12 | 0 | 0 | 16 | 28 |
| 用途地域指定外区域 | 19 | 1 | 1 | 10 | 31 |
| 合計 | 31 | 1 | 1 | 26 | 59 |

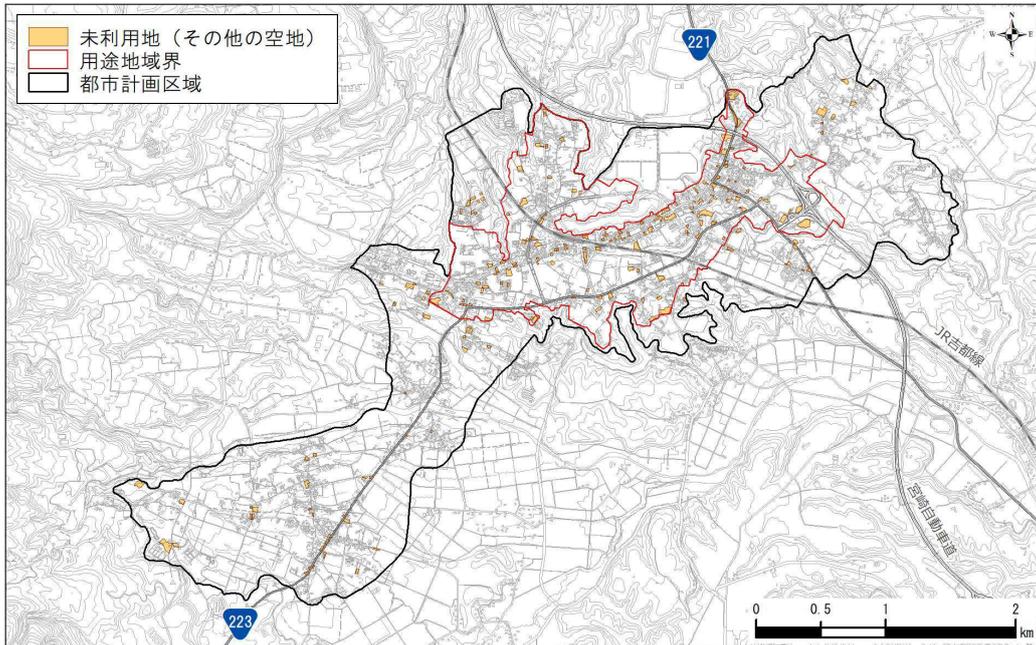


資料：宮崎県都市計画基礎調査(平成 30 年 3 月)

■ 高原町の農地転用位置図(都市計画区域内)

③未利用地

都市計画区域内の未利用地の状況(その他の空地)をみると、まとまった未利用地は少なく、小規模な未利用地が点在している状況です。



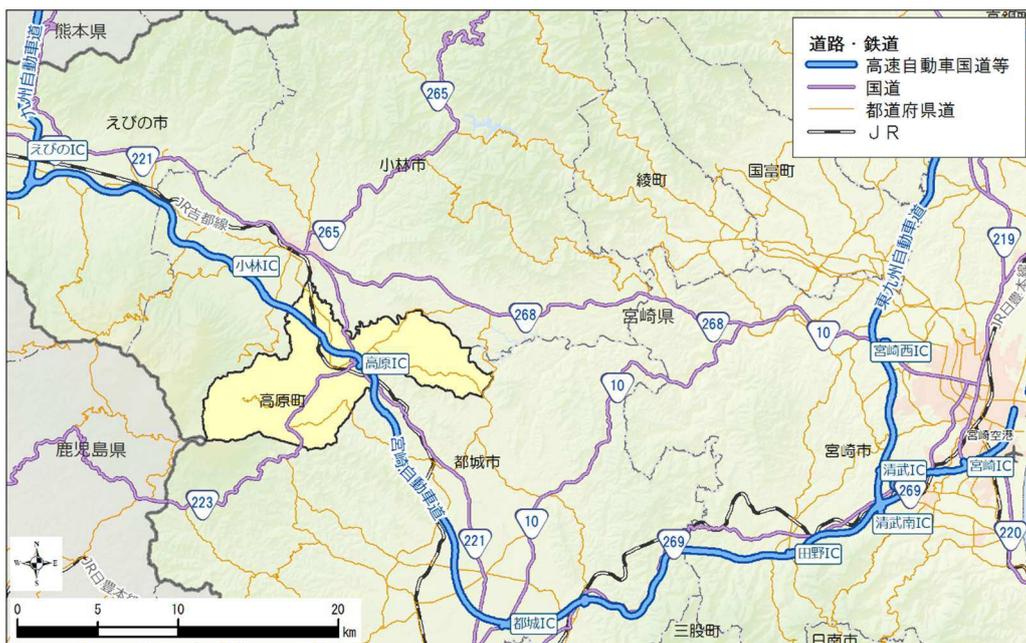
資料：宮崎県都市計画基礎調査(平成30年3月)

■ 高原町の未利用地現況図(都市計画区域内)

(5)交通

①道路交通網

本町の主要な交通網としては国道221号線、223号線のほか、県道5本が通っています。九州縦貫自動車道えびの・宮崎間の全線開通にともない、町内にインターチェンジが設置され、宮崎県内はもとより九州各地との時間距離が大幅に短縮されるなど、交通網の整備が進んでいます。



資料：国土数値情報

■ 高原町周辺の交通網図

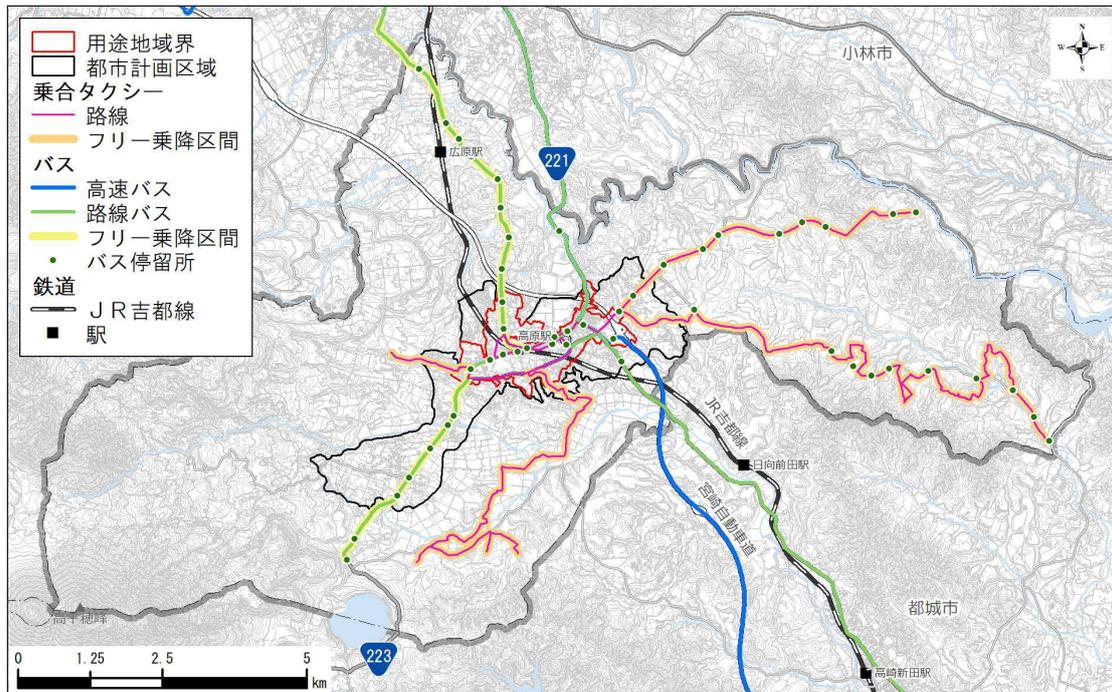
②公共交通

1)公共交通網

鉄道については、JR 吉都線が通過しており、都城市と鹿児島県・湧水町を結んでいます。

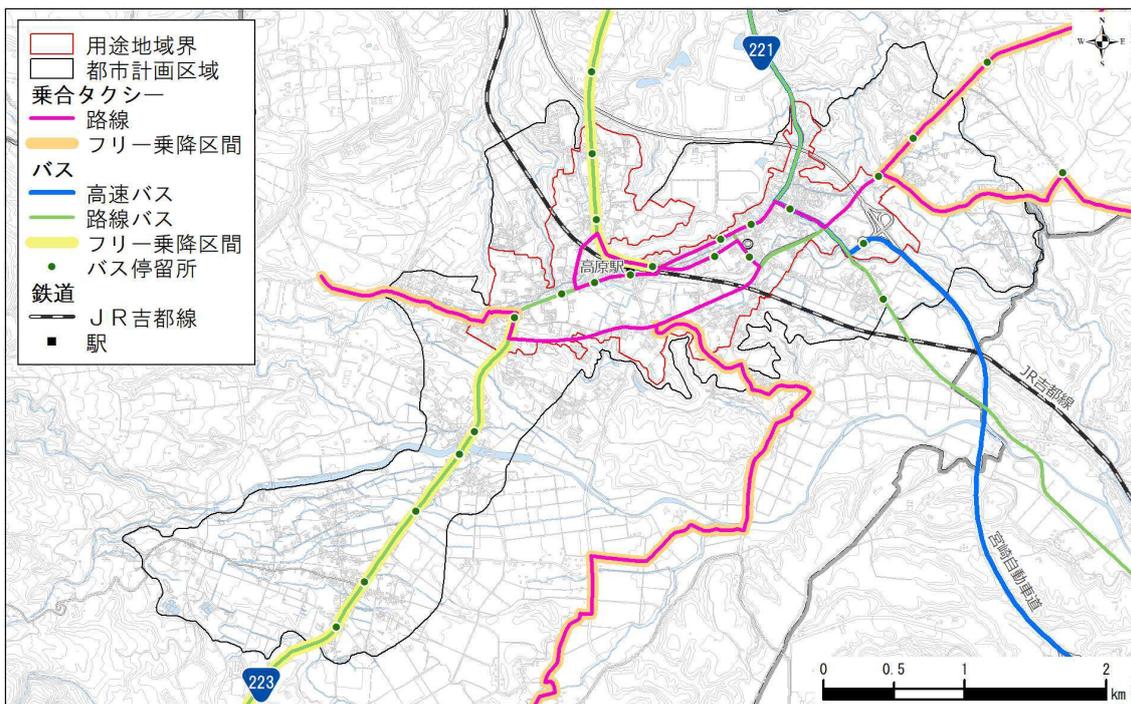
バスについては、小林市と都城市を結ぶ路線バスや小林市と祓川を結ぶ広域的バス路線が通っており、フリー乗降区間も設定されています。

路線バスの通っていない地域には乗合タクシーが運行していますが、運行日が限られています。



資料: 宮崎交通(株)、JR 九州、宮交タクシー(株)、国土数値情報

■ 高原町周辺の公共交通網図(町全域)



資料: 宮崎交通(株)、JR 九州、宮交

■ 高原町の公共交通網図(都市計画区域拡大)

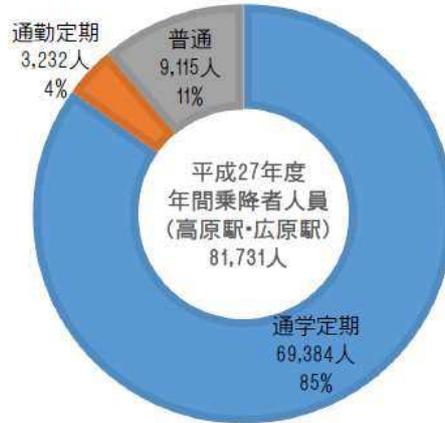
■運行便数(令和元年10月現在)

| 区分 | 運営 | 路線名 | 運行便数(便) | | | 備考 |
|--------|-----------|---------------|---------|----|----|-----------|
| | | | 平日 | 土 | 日祝 | |
| 鉄道 | JR九州 | 吉都線 高原駅・広原駅 | 17 | 16 | 16 | |
| 路線バス | 宮崎交通(株) | 小林駅～西都城駅 | 14 | 10 | 8 | |
| | | 小林駅～菟川 | 8 | 運休 | 運休 | |
| 高速バス | | 鹿兒島～宮崎(はまゆう号) | 14* | | | |
| 乗合タクシー | 宮交タクシー(株) | 小久保線 | 2 | 運休 | 運休 | 月・木のみ運行 |
| | | 後川内線 | 4 | | 運休 | 火・金・土のみ運行 |
| | | 常盤台線 | 2 | 運休 | 運休 | 月・木のみ運行 |
| | | 湯之元蒲牟田線 | 2 | | 運休 | 水・土のみ運行 |

※新型コロナウイルスの影響により、令和3年4月1日より路線休止
資料:宮崎交通(株)、JR九州、宮交タクシー(株)

③利用者の推移

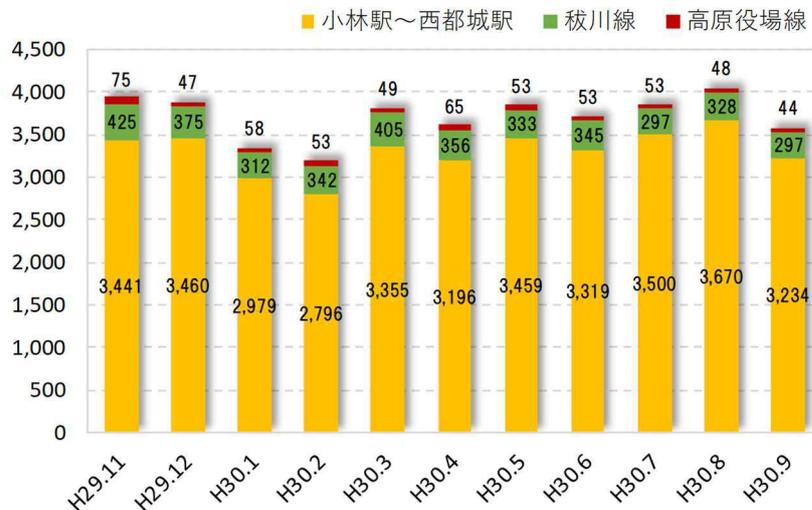
1)鉄道



資料:高原町地域公共交通網形成計画(令和元年10月1日)

■JR 吉都線年間乗降者人員(高原駅・広原駅)

2)路線バス



資料:高原町地域公共交通網形成計画(令和元年10月1日)

■路線別乗車人員数の推移(平成29年11月～平成30年9月)

3)高速バス

(単位：人)

| | 乗車数 | 降車数 | 合計 |
|--------|-----|-----|-------|
| 平成30年度 | 546 | 832 | 1,378 |

資料：高原町地域公共交通網形成計画(令和元年10月1日)

■はまゆう号乗降者数(平成30年4月～平成31年3月)

4)スクールバス

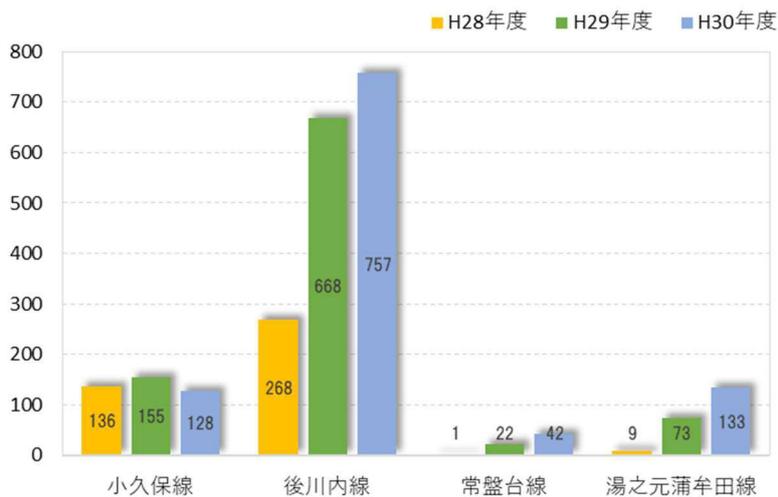
(単位：人)

| | 利用者数 |
|-------------|------|
| 平成31年4月1日現在 | 18 |

資料：高原町地域公共交通網形成計画(令和元年10月1日)

■スクールバス利用者数

5)乗合タクシー



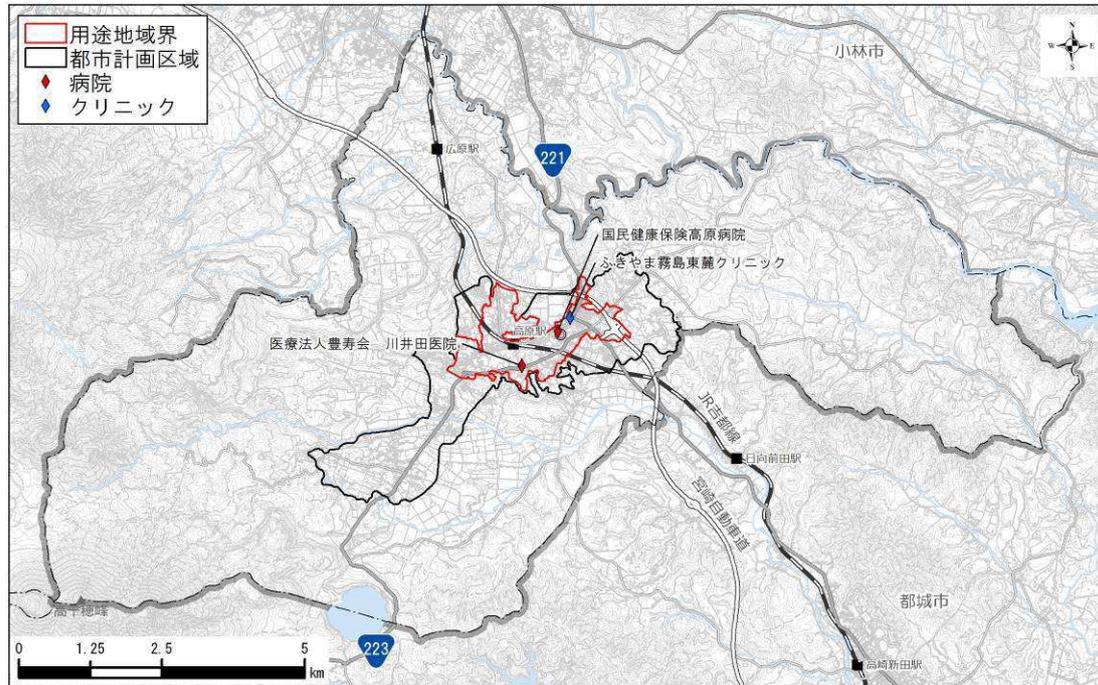
資料：高原町地域公共交通網形成計画(令和元年10月1日)

■路線別乗合タクシー乗降者数の推移(平成28～30年度)

2) 医療施設

医療施設として、病院及び内科または外科(整形外科を含む)を有するクリニックの分布は、以下のとおりです。

3施設ともに町中心部に立地していることがわかります。

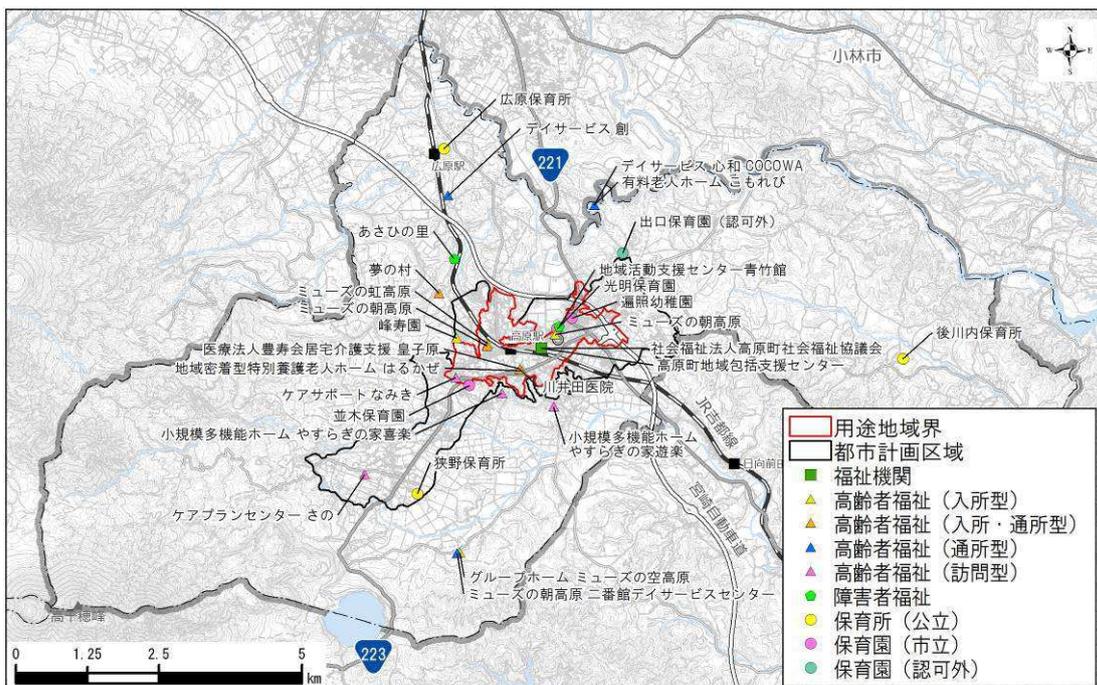


資料: 宮崎県総合医療機能情報提供システム みやざき医療ナビ(宮崎県)

■ 高原町の医療施設位置図

3) 福祉施設

福祉施設の分布は、以下のとおりです。



資料: 高原町、宮崎県介護事業所・生活関連情報検索(厚生労働省)、

まるごとしむろ住宅医療と介護(西諸地区在宅医療介護連携推進協議会・西諸医師会)

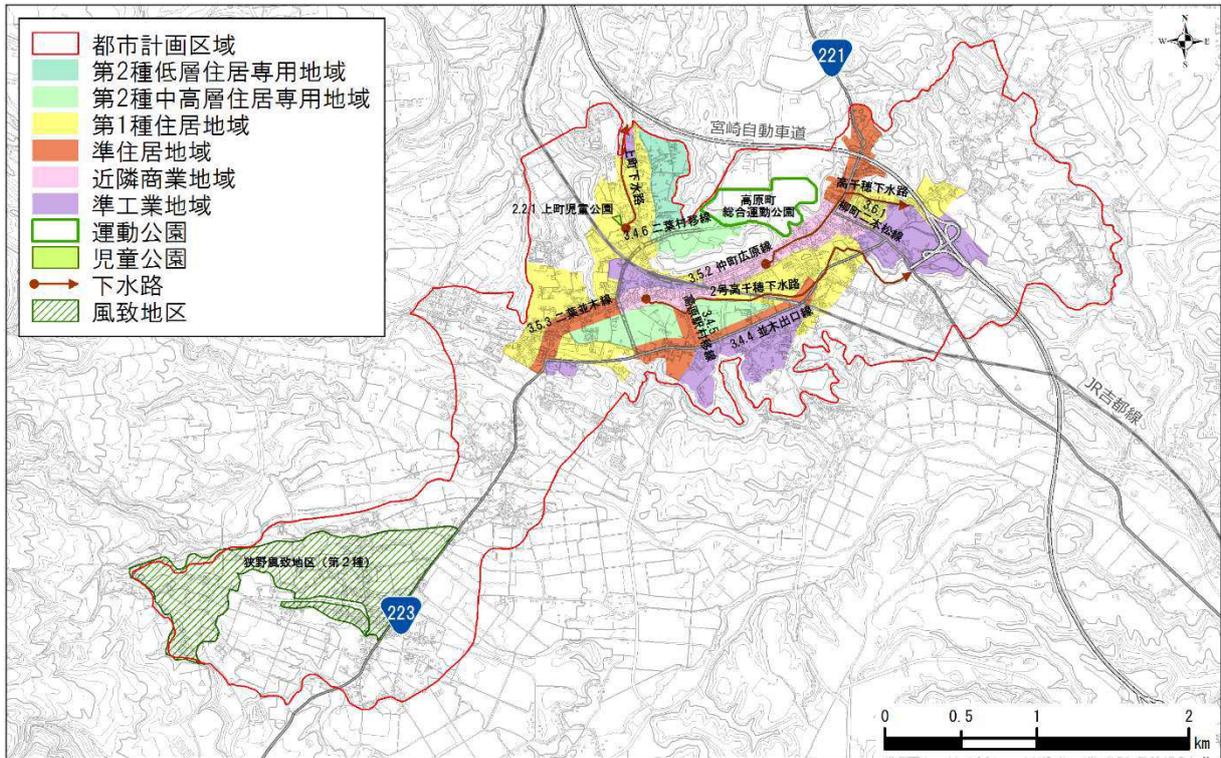
■ 高原町の福祉施設位置図

(7)都市施設

①都市計画の状況

本町には町中心部に都市計画区域及び用途地域が指定されており、都市計画区域面積は 950.0ha、用途地域指定区域は 257.0ha となっています。

また、狹野地区においては、風致地区(第2種)が指定されています。

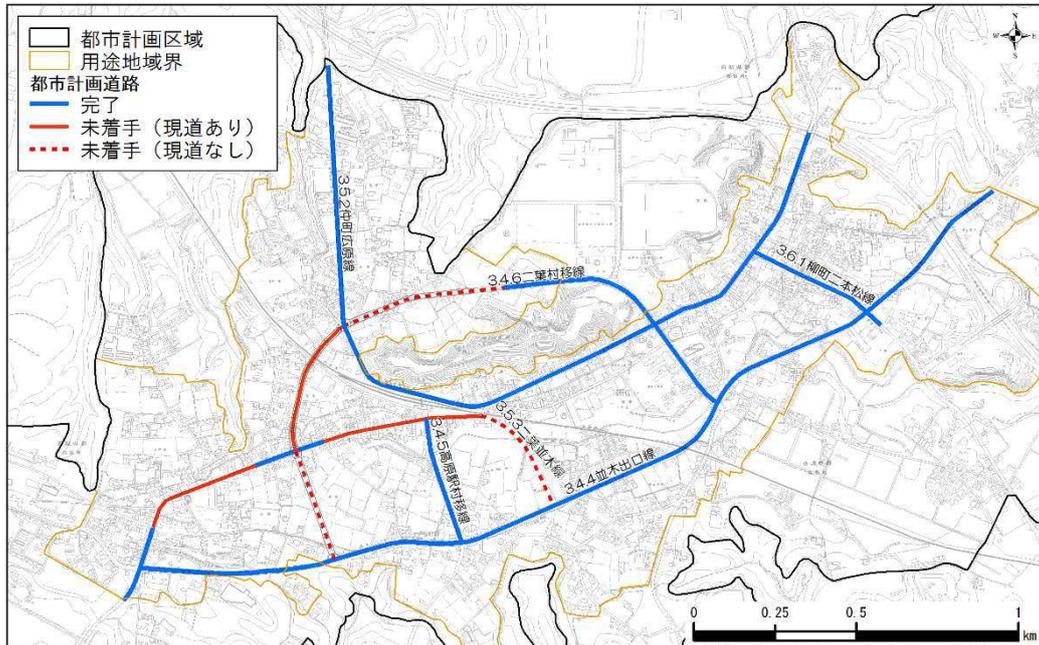


資料：宮崎県都市計画基礎調査、高原町都市計画図

■ 高原町の都市計画状況図

②都市計画道路

都市計画道路の整備状況は、3.4.4 並木出口線、3.4.5 高原駅村移線、3.4.6 二葉村移線、3.5.2 仲町広原線、3.5.3 二葉並木線、3.6.1 柳町二本松線の6路線が指定されています。そのうち 3.4.6 二葉村移線、3.5.3 二葉並木線などの一部区間は未着手となっています。

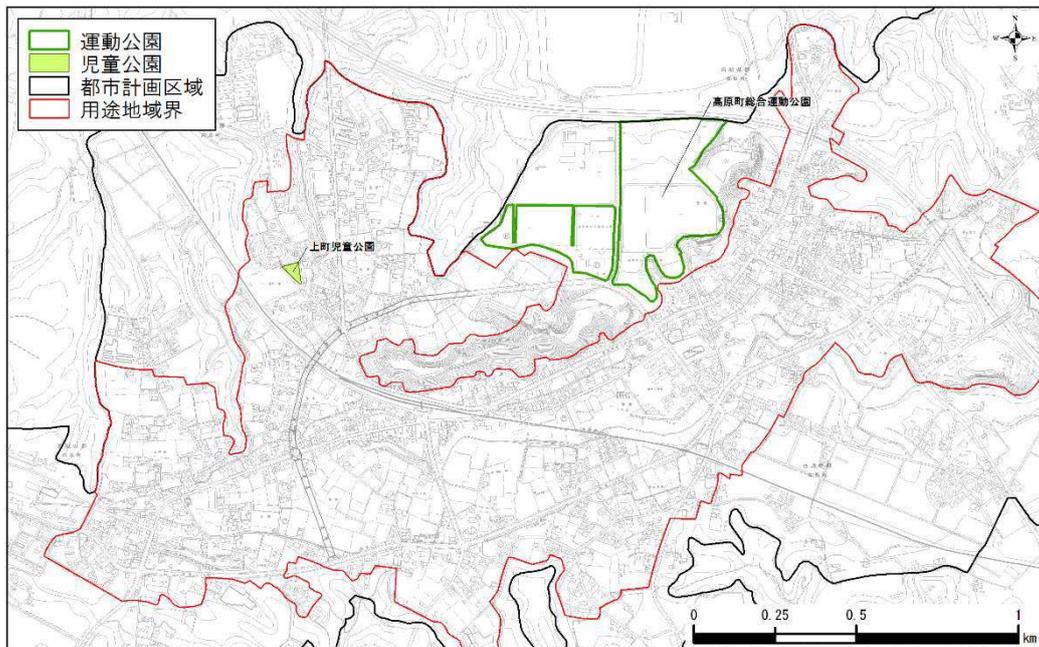


資料：高原町都市計画マスタープラン策定業務報告書(平成 29 年 2 月)

■高原町の都市計画道路の整備状況図

③都市計画公園

都市計画公園は、児童公園1箇所(2.2.1 上町児童公園:0.20ha)と運動公園1箇所(6.5.1 高原町総合運動公園:19.13ha)の2箇所が指定されています。

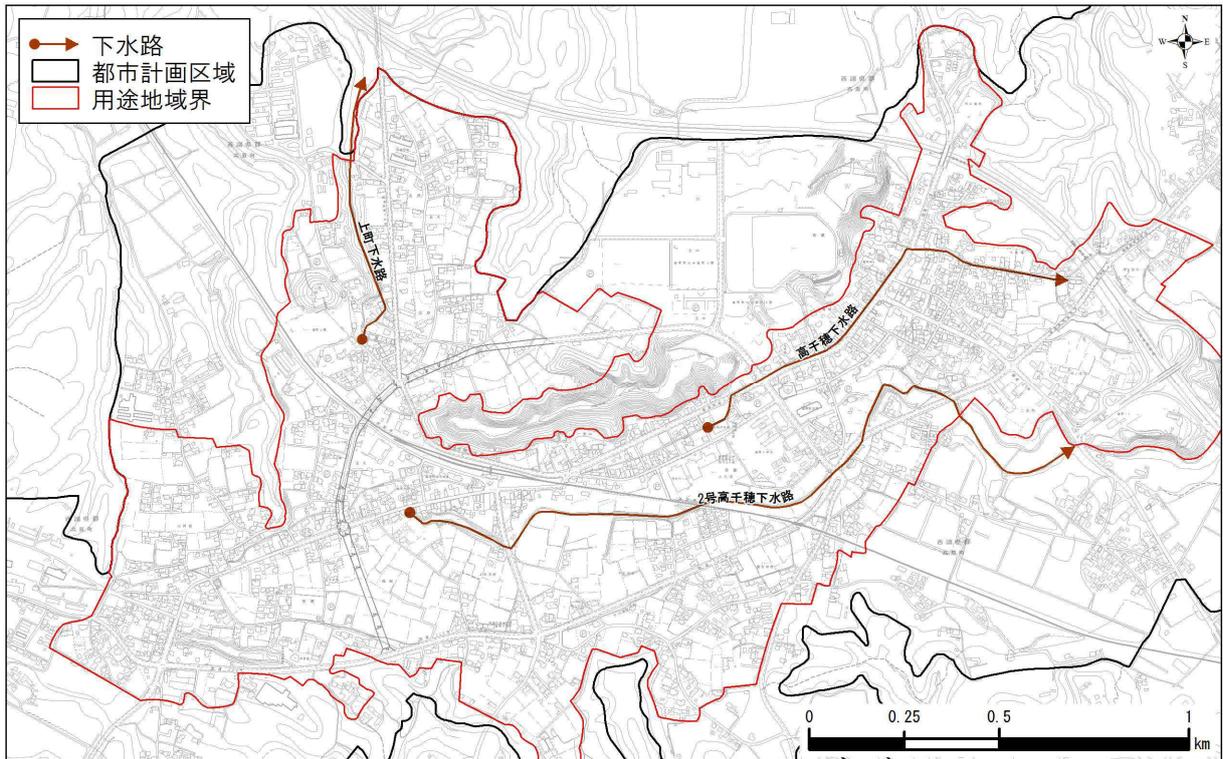


資料：高原町都市計画図

■高原町の都市計画公園の整備状況図

④下水道

下水路は、上町下水路、高千穂下水路、2号高千穂下水路の3つが整備されています。



資料：高原町都市計画図

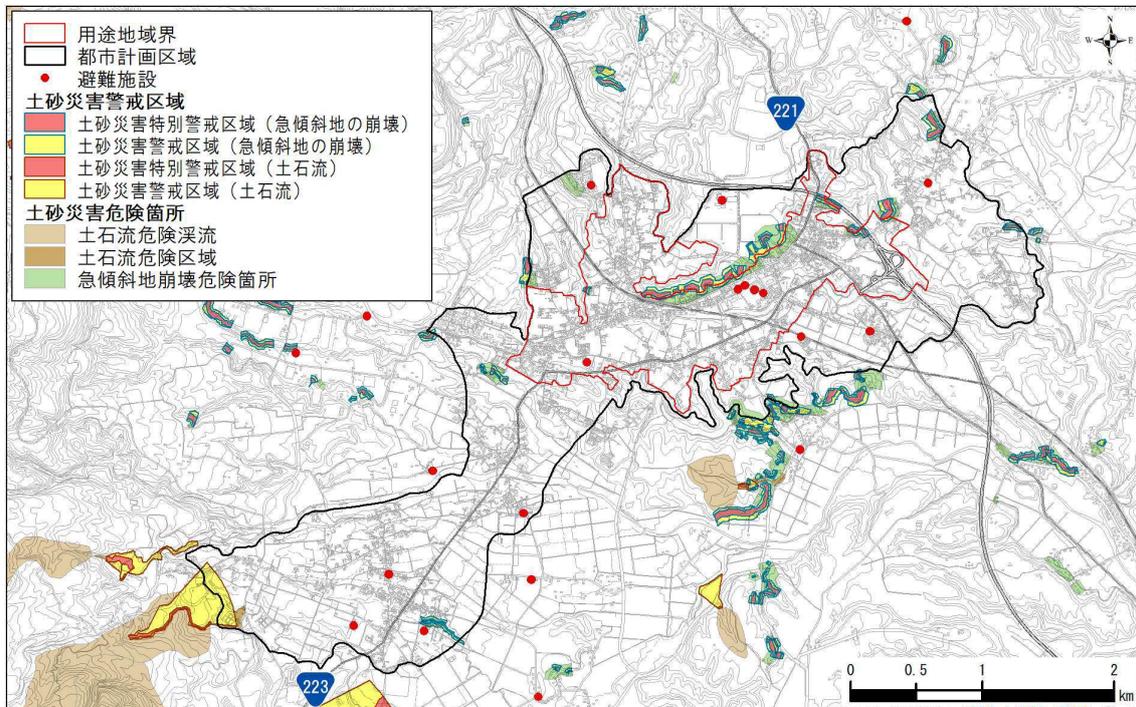
■高原町の下水路の整備状況図

(8)災害

①土砂災害

本町における土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所は、以下のとおりです。

用途地域北側に土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所が指定されています。



資料：国土数値情報 土砂災害警戒区域(令和元年度)、
土砂災害危険箇所(平成 22 年度)

■ 高原町の土砂災害警戒区域図(都市計画区域内)

○土砂災害警戒区域

- ・土砂災害防止法に基づき指定された区域(法律に基づいた調査によるもの)
- ・指定箇所は、警戒区域と特別警戒区域で警戒避難体制の整備や住宅の構造規制が行われる。

【区域の定義】

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

○土砂災害危険箇所

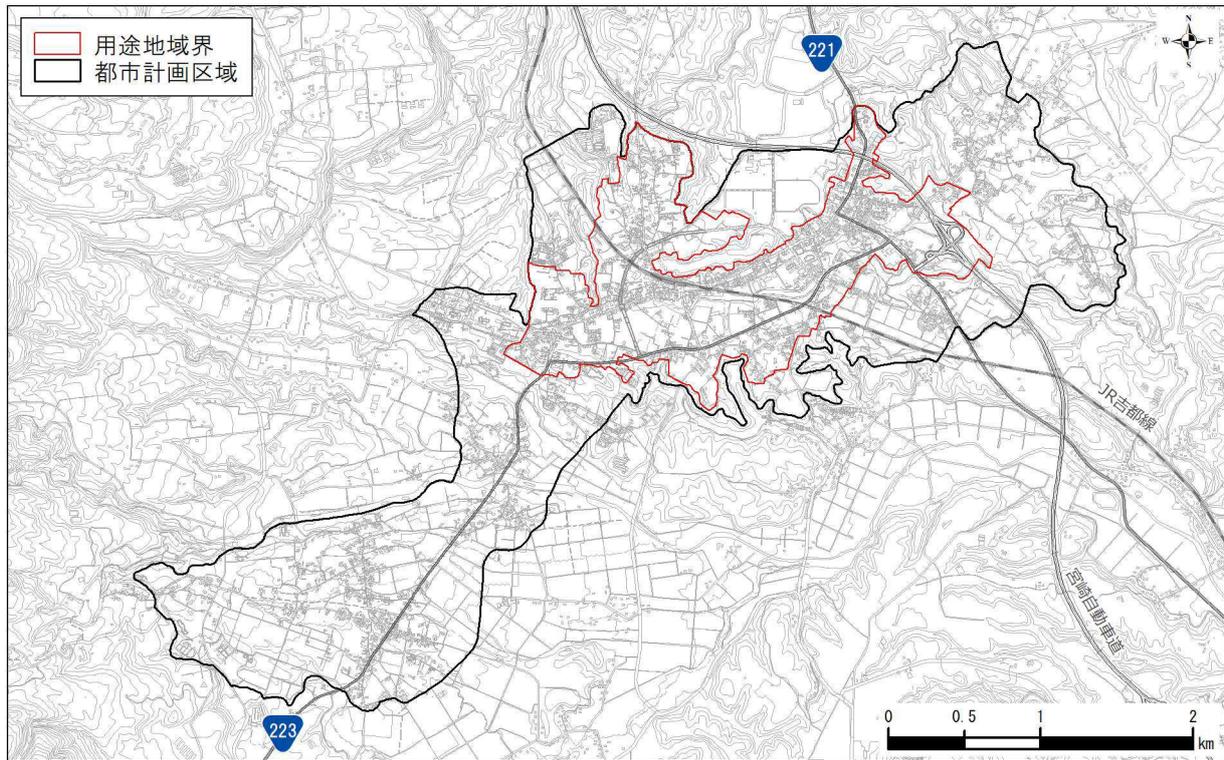
- ・国土交通省の要請により各都道府県が調査を実施したもの(法的な位置づけはない)

【箇所の定義】

土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所

②洪水浸水

本町には、洪水浸水想定区域は指定されていません。



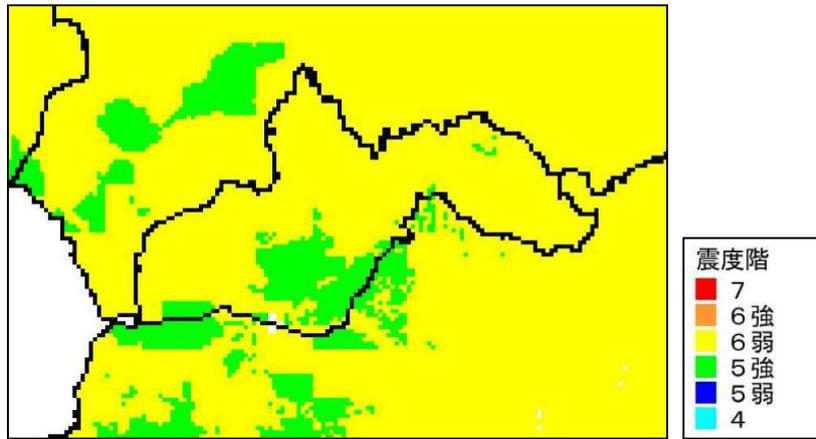
資料：国土数値情報 浸水想定区域(平成 24 年度)、都市計画基礎調査(平成 30 年度)

■ 高原町の洪水浸水想定区域図(都市計画区域内)

③地震

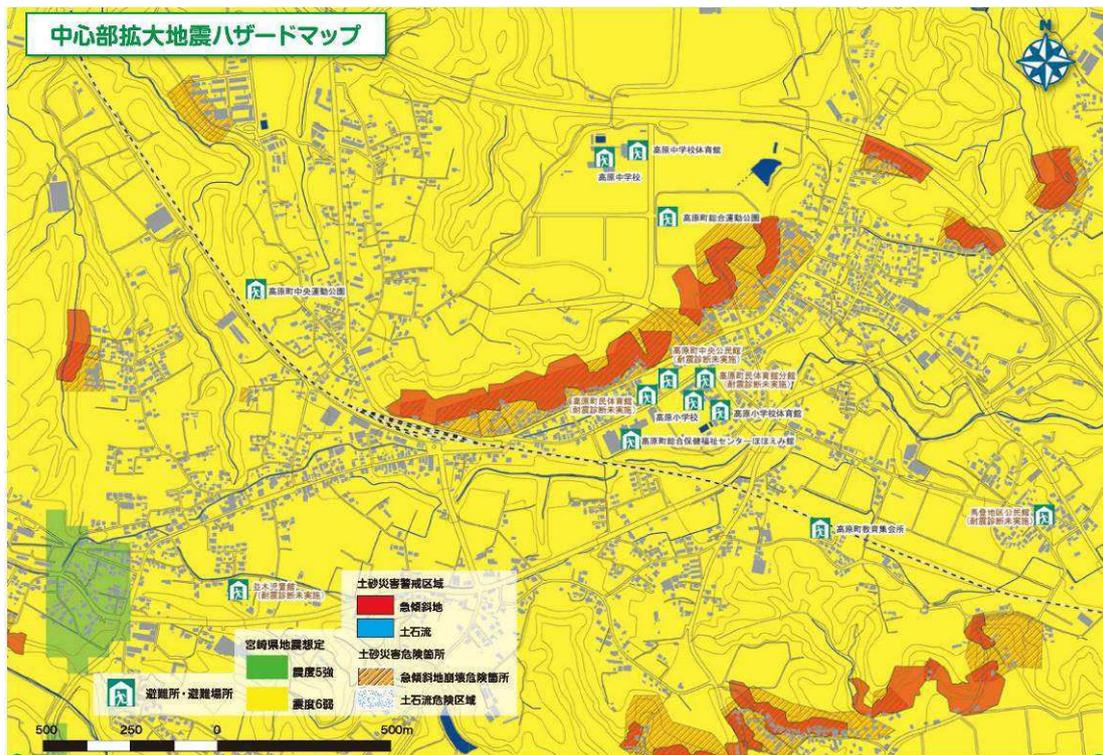
南海トラフ地震の発生時の予想震度分布は、以下のとおりです。

町全域で震度5強～6弱の揺れが予想されています。



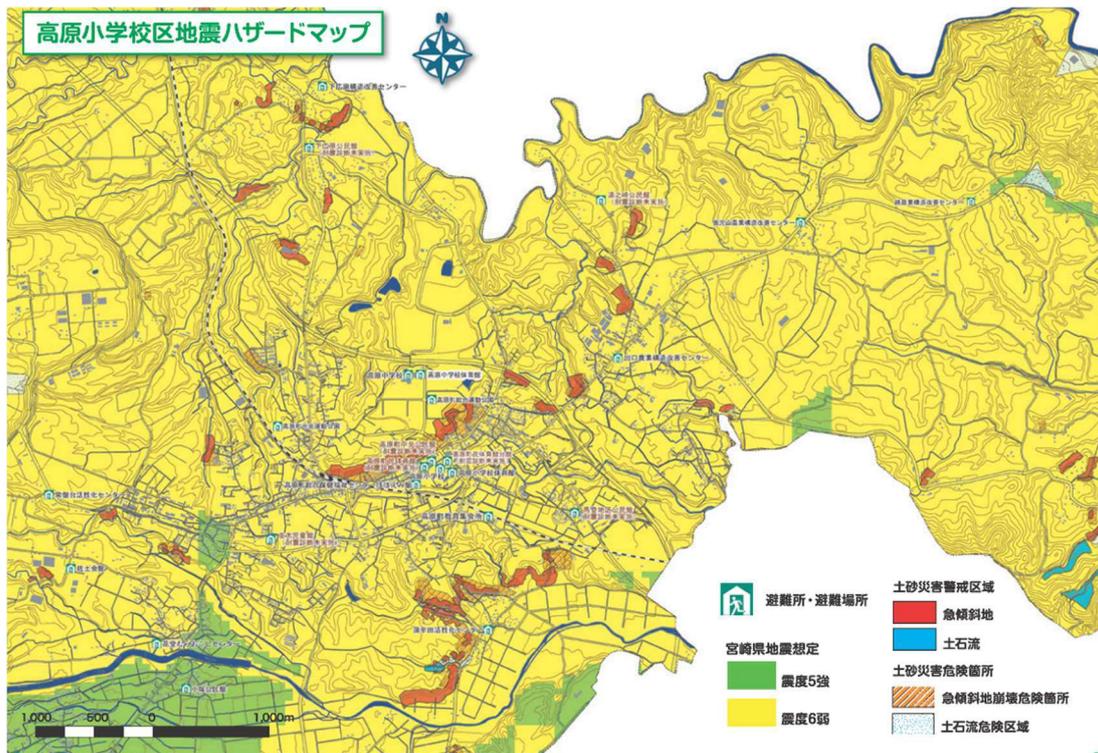
資料：宮崎県

■ 高原町の震度分布(最大)



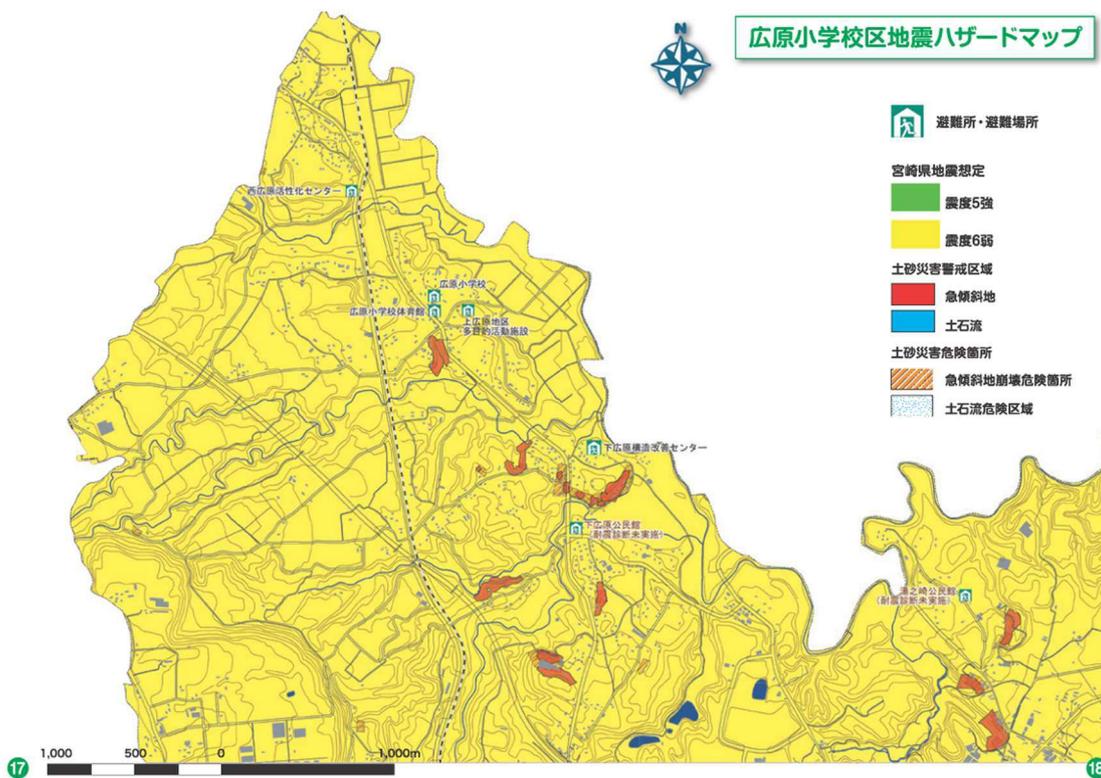
資料：高原町地震ハザードマップ(平成 29 年 3 月)

■ 中心部拡大地震ハザードマップ



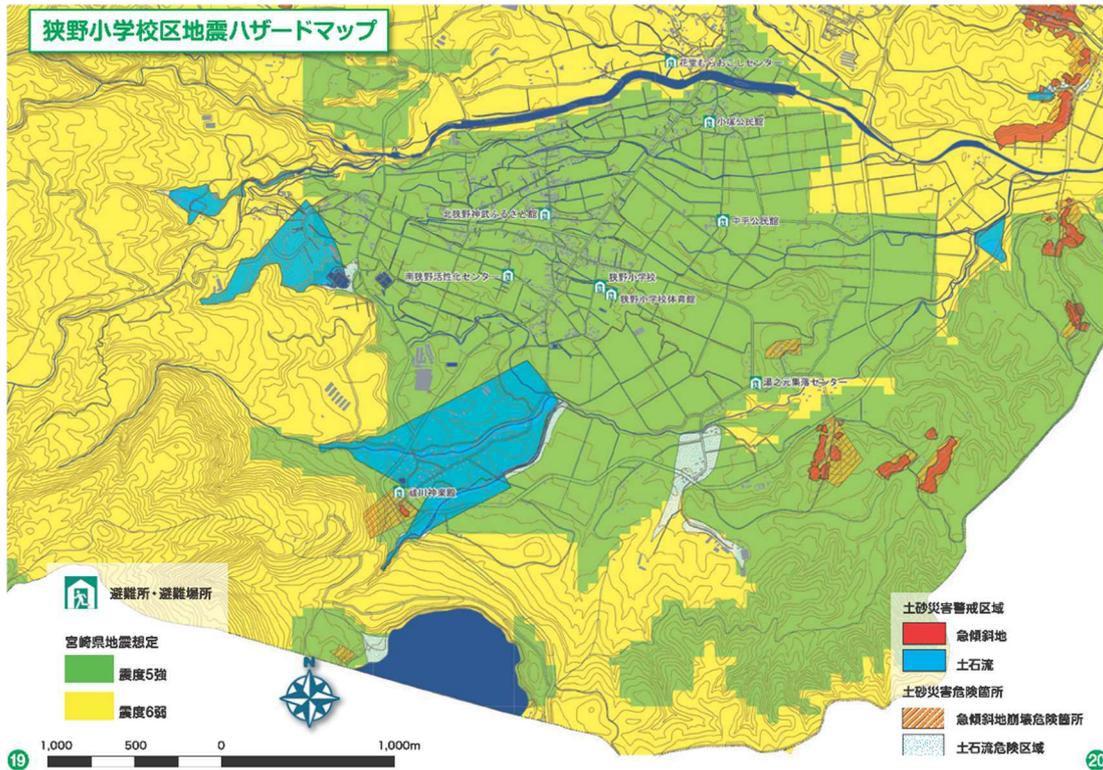
資料：高原町地震ハザードマップ(平成 29 年 3 月)

■高原小学校区地震ハザードマップ



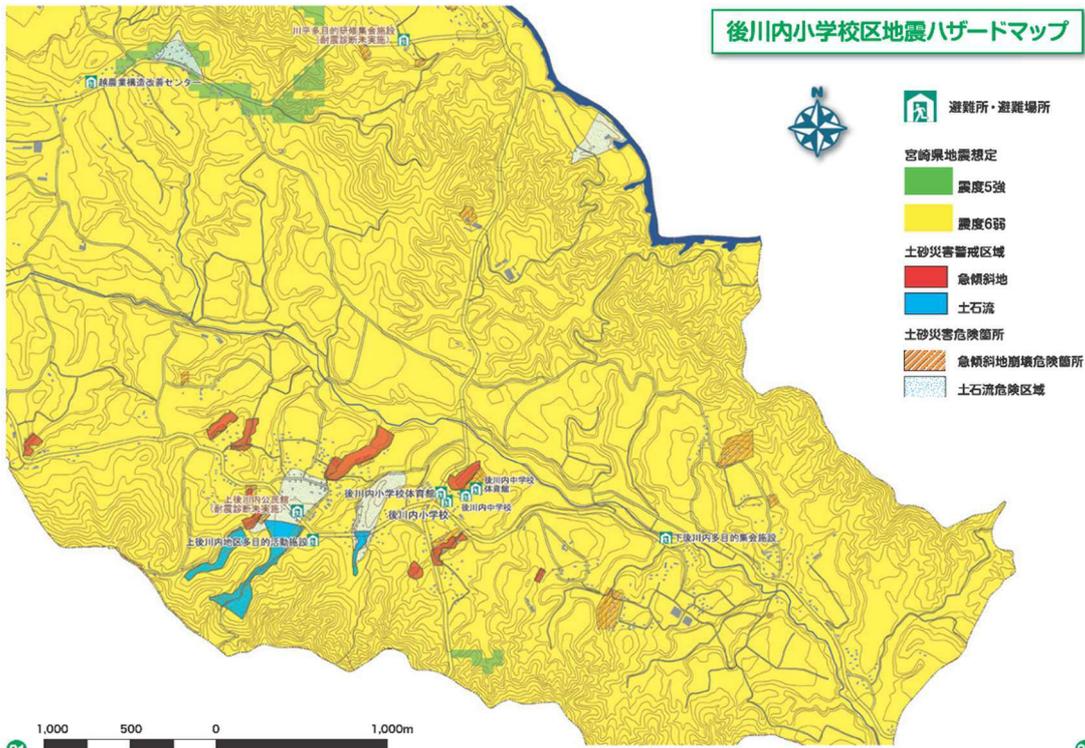
資料：高原町地震ハザードマップ(平成 29 年 3 月)

■広原小学校区地震ハザードマップ



資料：高原町地震ハザードマップ(平成 29 年 3 月)

■狭野小学校区地震ハザードマップ



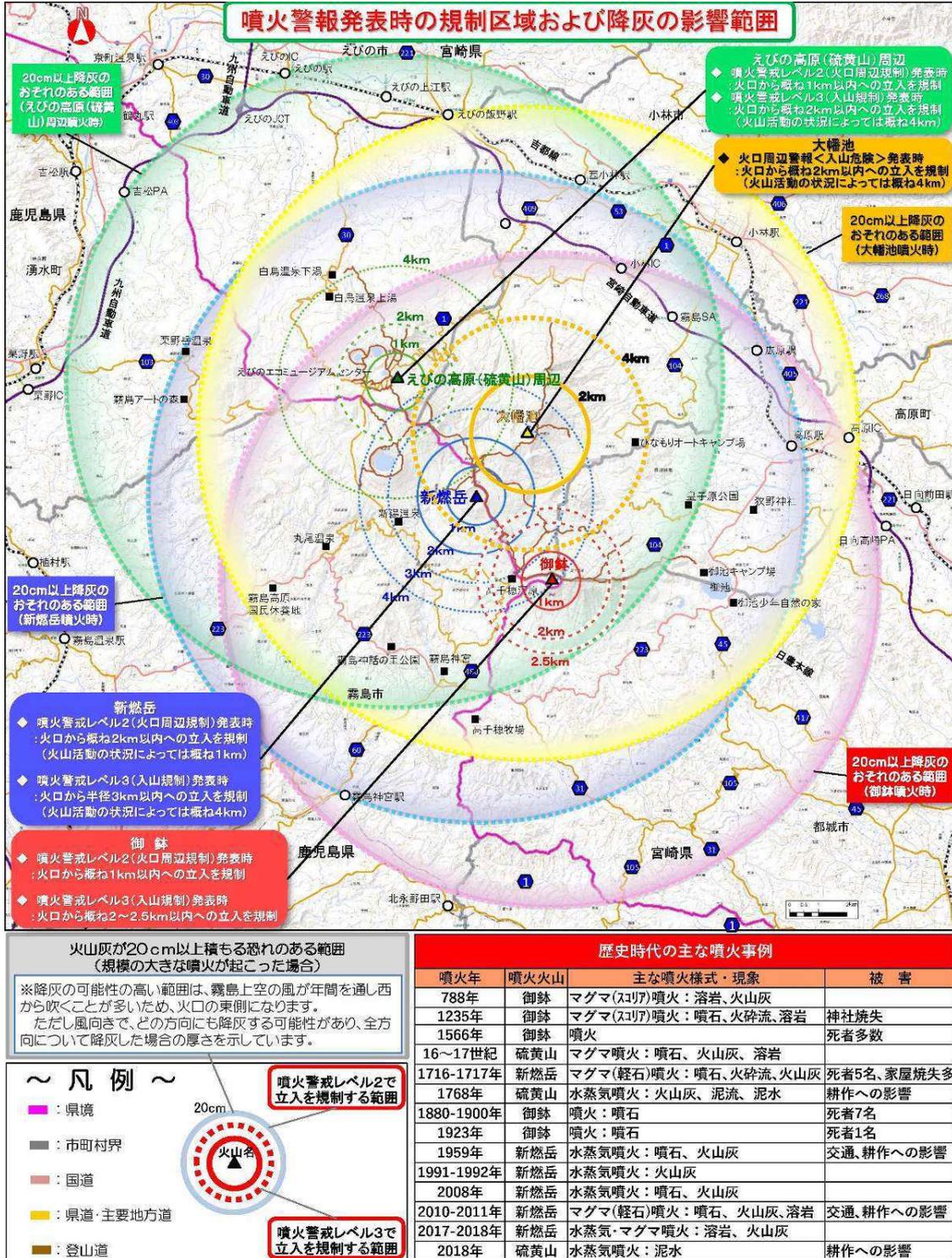
資料：高原町地震ハザードマップ(平成 29 年 3 月)

■後川内小学校区地震ハザードマップ

④火山噴火

本町の西側には、過去に何度も噴火を繰り返し、現在も活発に活動を続ける活火山である霧島山が連なっています。

霧島山で噴火の可能性が高い4箇所(新燃岳、御鉢、えびの高原周辺(硫黄山)、大幡池)のうち、本町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されているのは、新燃岳と大幡池の2箇所です。

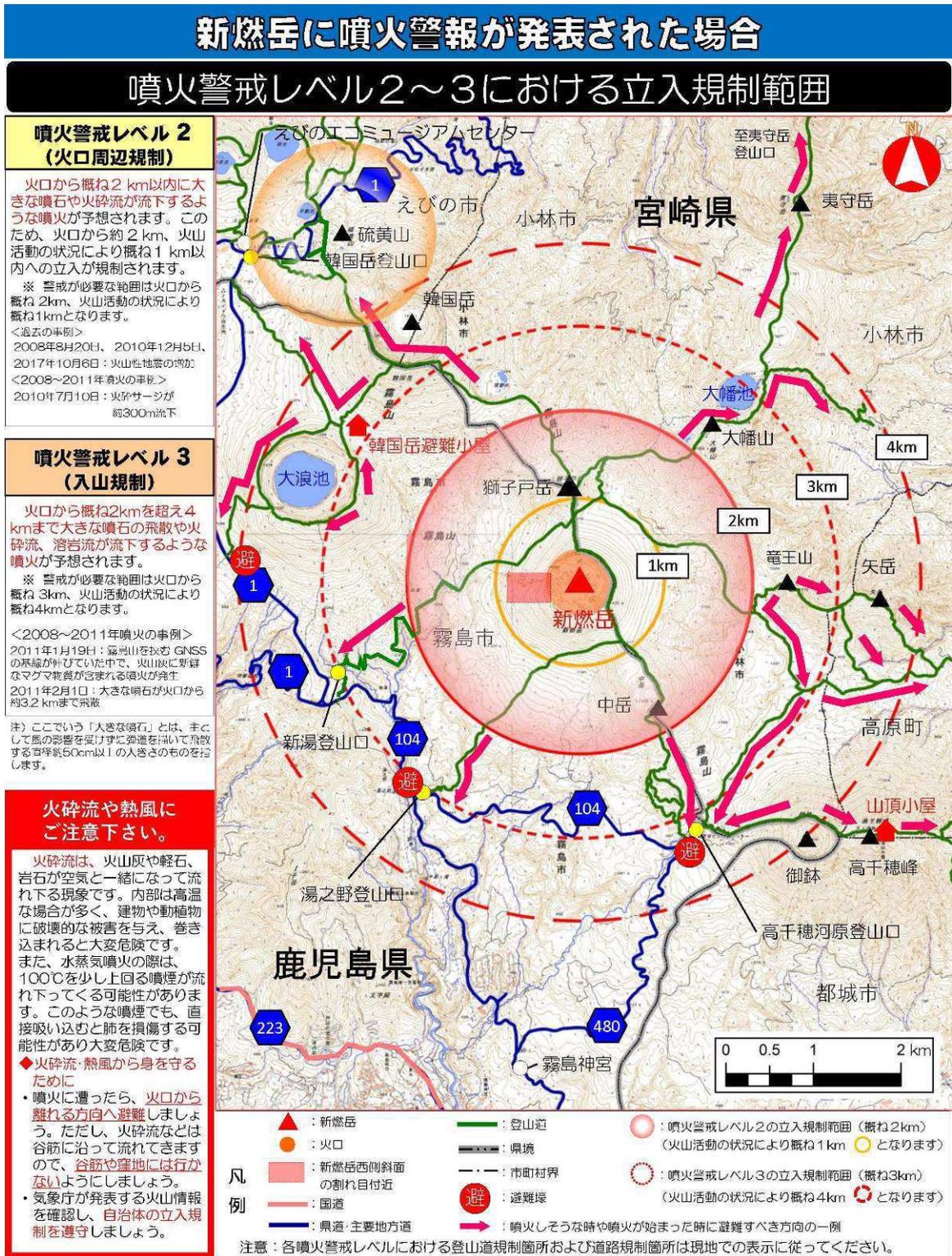


資料: 宮崎県 霧島山火山防災マップ(平成 31 年 4 月)

■霧島山火山防災マップ

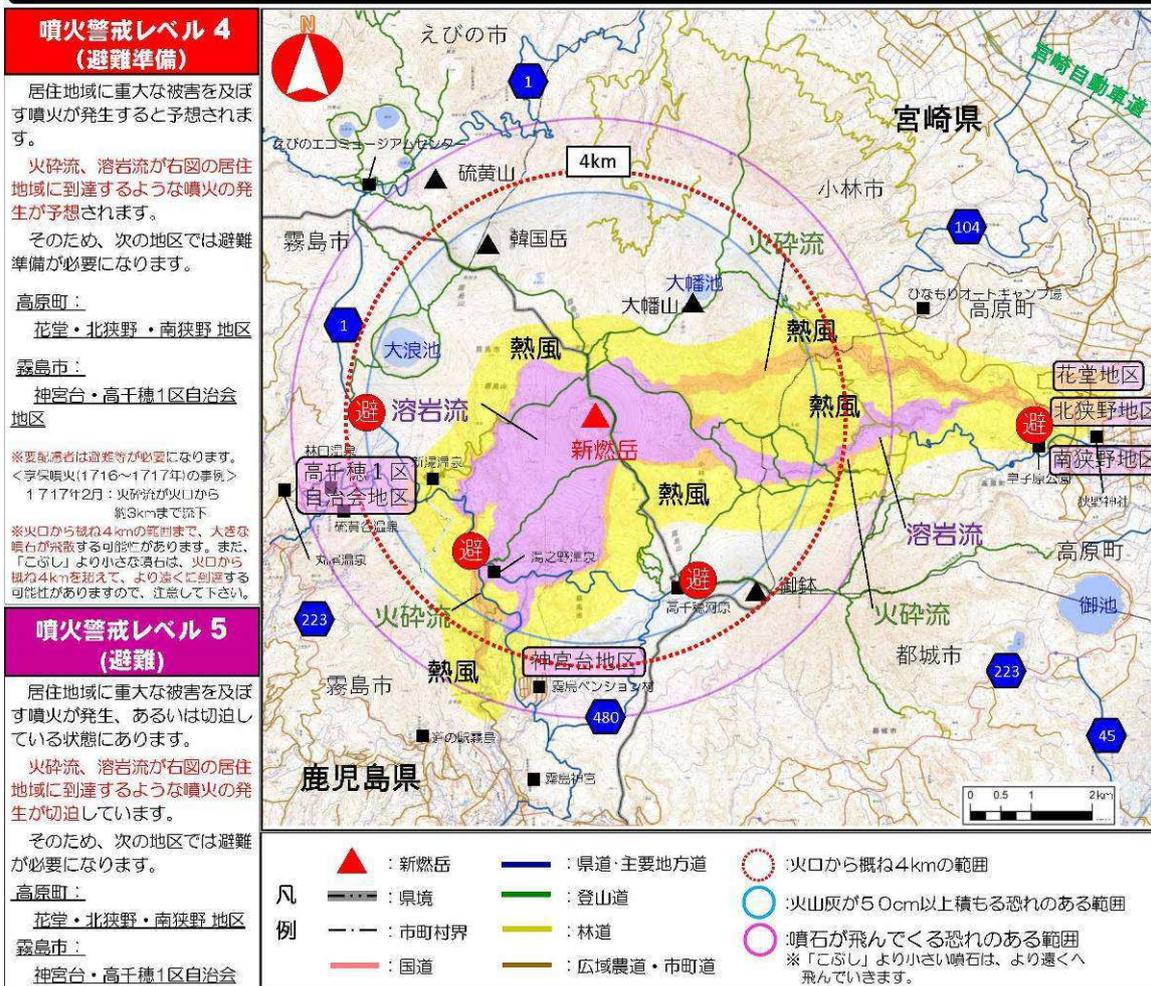
1)新燃岳

新燃岳に噴火警報(噴火警戒レベル5)が発表された場合、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがあることから、花堂地区、北狭野地区、南狭野地区では避難が必要です。



新燃岳に噴火警報が発表された場合

噴火警戒レベル4～5における立入規制範囲



わが家の避難所
(新燃岳が火口となった場合)

※避難所一覧を確認のうえ、最寄りの避難所と電話番号を記入して下さい。

| 避難対象地区と避難所一覧 | | | |
|--------------|----------|----------------------------|--------------|
| 市町村名 | 対象地区名 | 避難所名 | 電話番号 |
| 高原町 | 花堂区 | 高原町 総合保健福祉センター ほほえみ館 | 0984-42-4820 |
| | 北狭野区 | | |
| | 南狭野区 | | |
| 霧島市 | 神宮台地区 | 霧島保健福祉センター | 0995-64-8082 |
| | 高千穂1区自治会 | 牧園農村活性化センター | 0995-54-5611 |

資料：宮崎県 霧島山火山防災マップ(平成31年4月)

■新燃岳噴火警戒レベル4～5における立入規制範囲

2)大幡池

大幡池に噴火警報(噴火警戒レベル5)が発表された場合、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがあることから、花堂地区、北狭野地区、南狭野地区、中平地区、小塚地区では避難が必要です。

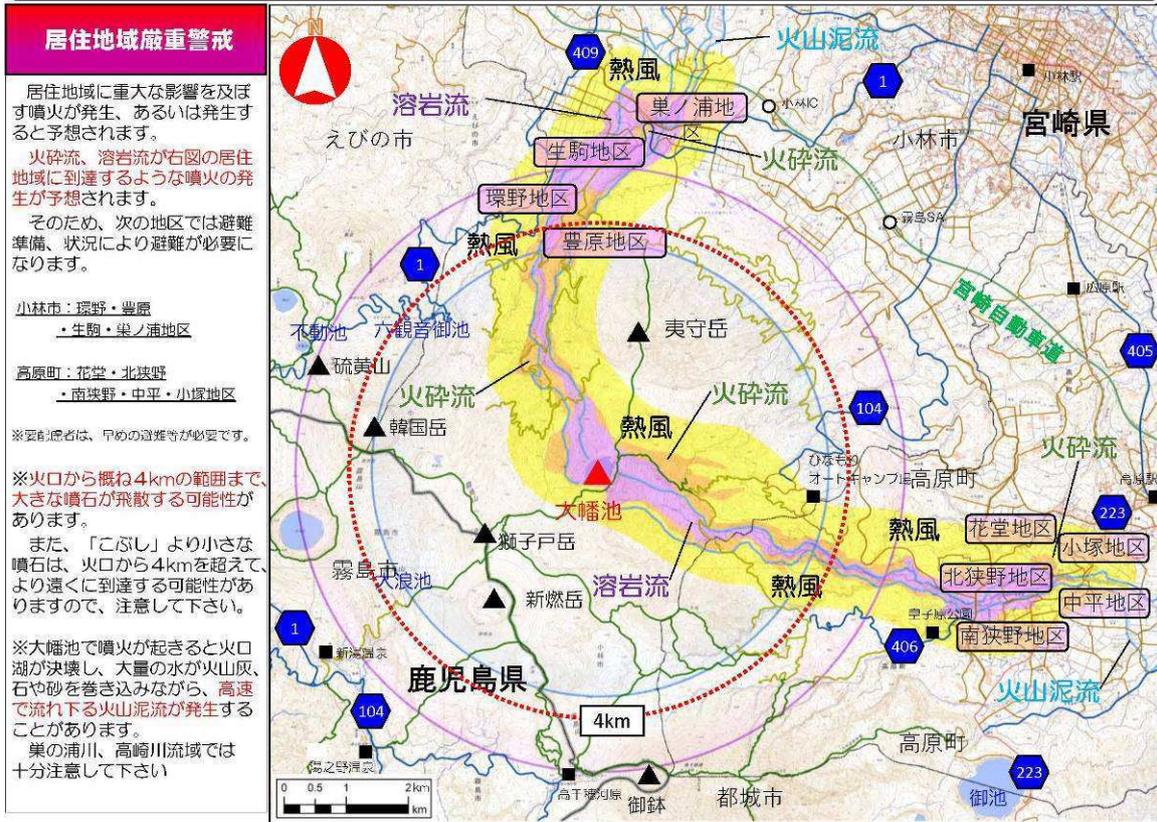


資料: 宮崎県 霧島山火山防災マップ(平成31年4月)

■大幡池火口周辺警報(火口周辺危険、入山危険)における立入規制範囲

大幡池に噴火警報が発表された場合

噴火警報(居住地域嚴重警戒)における立入規制範囲



居住地域嚴重警戒

居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されます。

火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達するような噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では避難準備、状況により避難が必要になります。

小林市：環野・豊原
・生駒・巣ノ浦地区

高原町：花堂・北狭野
・南狭野・中平・小塚地区

※要配慮者は、早めの避難が必要です。

※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。

また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から4kmを超えて、より速くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

※大幡池で噴火が起きると火口湖が決壊し、大量の水が火山灰、石や砂を巻き込みながら、高速で流れ下る火山泥流が発生することがあります。

巢ノ浦川、高崎川流域では十分注意して下さい

- 凡例**
- ▲ : 大幡池
 - : 県道・主要地方道
 - (赤) : 火口から概ね4kmの範囲
 - (黒) : 県境
 - (緑) : 登山道
 - (青) : 火山灰が50cm以上積もる恐れのある範囲
 - (赤点線) : 市町村界
 - (黄) : 林道
 - (粉) : 噴石が飛んでくる恐れのある範囲
 - (赤) : 国道
 - (黄) : 広域農道・市町道
- ※「こぶし」より小さい噴石は、より速くへ飛んでいきます。

この予測図は霧島山防災検討委員会(平成19年度)による火山災害予測図検討分科会の成果に基づき、規模の大きな噴火(200年に1回程度の噴火)による影響範囲を示しています。

表示している溶岩流、火砕流及び火砕サーージ、火山泥流の影響範囲は、事前にどの方向に流下するか特定できないため、地形条件により可能性の高い2方向に流下した計算結果を重ねて描いたものです。なお、各現象の影響範囲は、過去の噴火実績(溶岩流:4,600万m³(実績がないため類似事例である約4,900年前の新燃南部池B溶岩を採用))、火砕流:1,300万m³(実績がないため類似事例である1,716~1,717年新燃岳享保噴火火砕流Sm-KP7を採用)、火山泥流:実績がないため平常時の火口湖の水量に既往最大降雨を考慮した最大水位を採用)を基に想定しています。

噴火の規模や気象条件によって危険区域の範囲は変わります。

各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

※年代は火山災害予測図検討分科会検討時に参考とした文献による。

わが家の避難所
(大幡池が火口となった場合)

※避難所一覧を確認のうえ、最寄りの避難所と電話番号を記入して下さい。

| 避難対象地区と避難所一覧 | | | |
|--------------|-------|--------------------|--------------|
| 市町村名 | 対象地区名 | 避難所名 | 電話番号 |
| 高原町 | 花堂区 | 高原町総合保健福祉センターほほえみ館 | 0984-42-4820 |
| | 北狭野区 | | |
| | 南狭野区 | | |
| | 中平区 | | |
| | 小塚区 | | |
| 小林市 | 環野地区 | 西小林地区体育館 | 電話無し |
| | 豊原地区 | | |
| | 生駒地区 | | |
| | 巣ノ浦地区 | | |

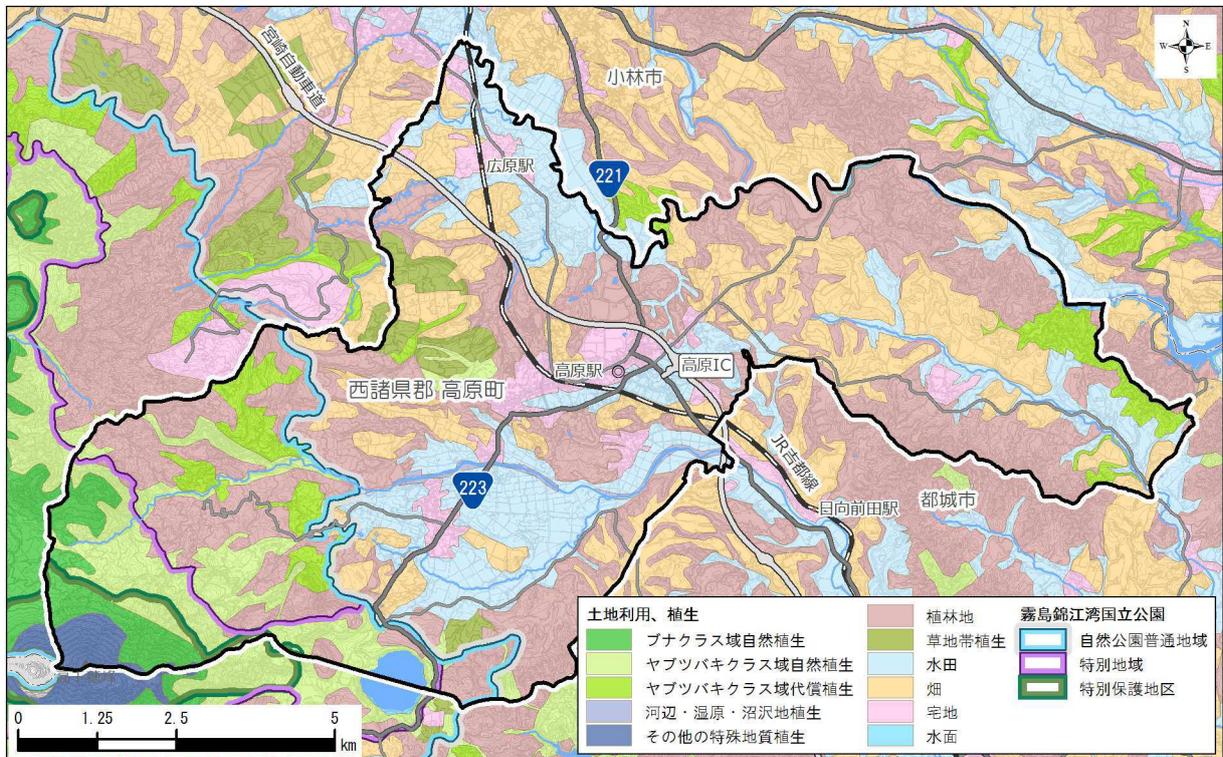
資料：宮崎県 霧島山火山防災マップ(平成31年4月)

■大幡池噴火警報(居住地域嚴重警戒)における立入規制範囲

(9)自然環境

本町は、高千穂峰や矢岳など緑豊かな山々と、火口湖として有名な御池、その周辺には野鳥の森を有し、霧島山からは豊富な水が大小河川から流れる水と緑の豊かな町です。

高千穂峰は、標高 1,574 メートルのコニーデ火山で、天孫降臨神話で知られる山であり、霧島錦江湾国立公園に指定されています。



資料：国土調査 土地分類基本調査(平成 22 年)、国土数値情報 自然公園地域(平成 27 年)

■高原町の土地利用、植生現況及び自然公園図



■狭野地域から高千穂峰を臨む

1-2 町民意向の把握

都市計画マスタープランの策定(見直し)に当たり、幅広い町民の意見をできる限り反映するために、アンケート調査を実施しました。ここでは、アンケート調査結果を抜粋し、掲載します。

(1)調査の概要

1)調査対象

- 調査地域: 高原町全域
- 調査対象: 18 歳以上で高原町にお住まいの方 2,000 人

2)実施方法

- 配布回収: 郵送配布・郵送回収調査法
- 調査期間: 令和元年8月

3)回収結果

配布数 2,000 人に対し、628 人(有効回収率:31.5%※)から回答をいただきました。

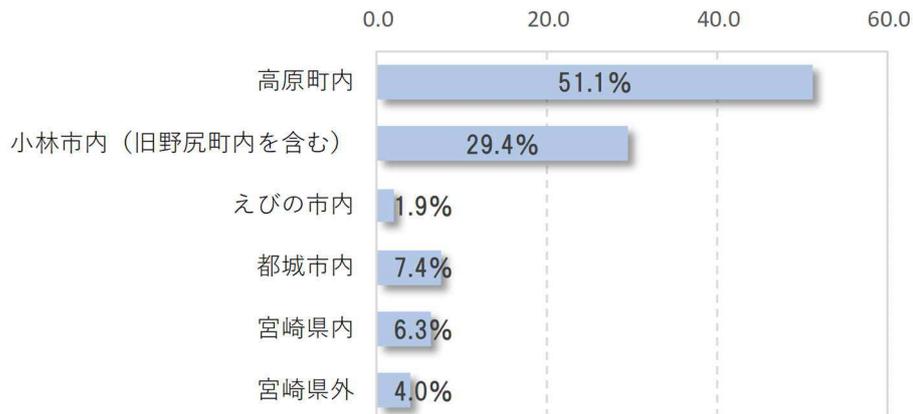
※宛先不明4人を除く

(2)調査結果の概要

調査結果の概要を次頁以降に示します。

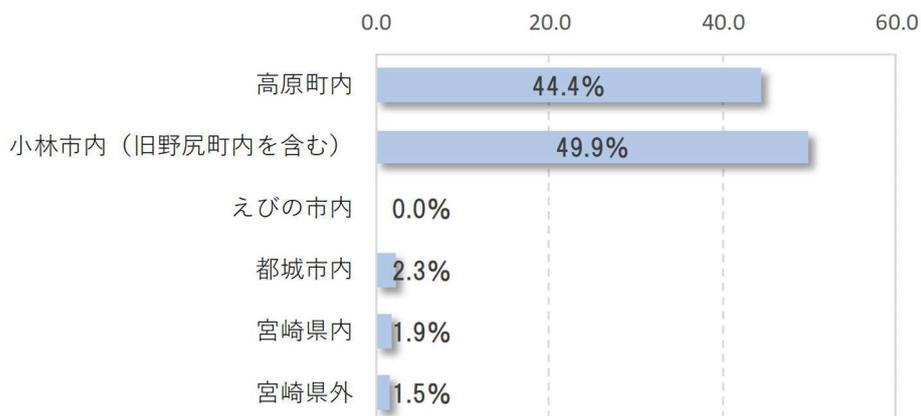
①通勤・通学先

・「高原町内」が51.1%と最も多く、次いで「小林市内（旧野尻町内を含む）」が29.4%となっています。



②日常の買い物先

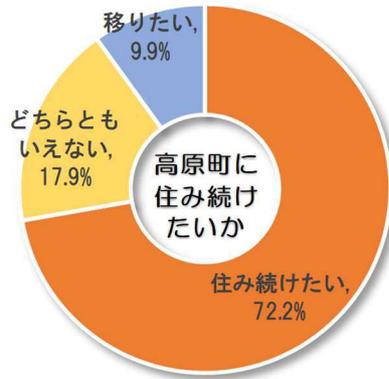
・「小林市内（旧野尻町内を含む）」が49.9%と最も多く、次いで「高原町内」が44.4%となっています。



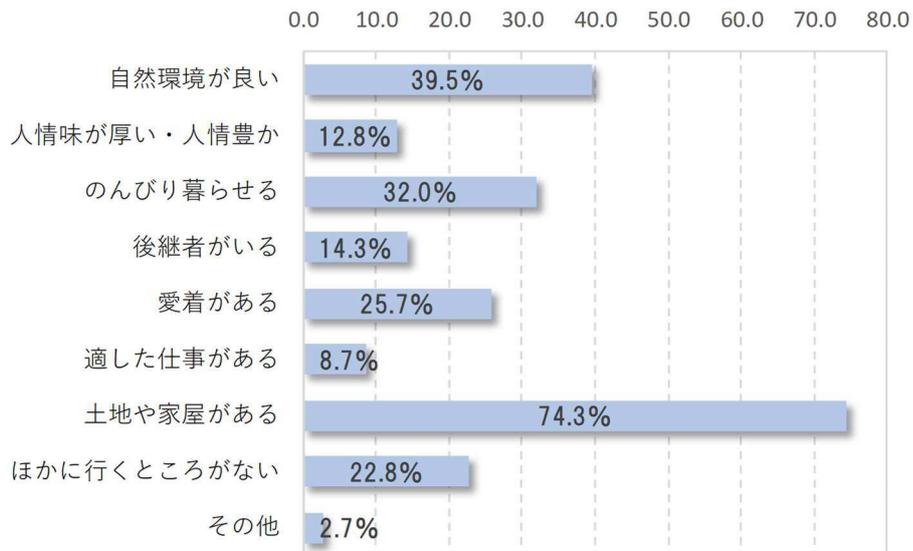
③今後の定住意向

- ・今後の定住意向について、住み続けたいと回答した人が72.2%と高くなりました。
- ・住み続けたい理由としては、土地や家屋があるといった理由のほかに、自然環境が良い、のんびり暮らせるといった高原らしさに起因するものが多く挙げられました。
- ・移りたい理由としては、買い物や医療施設、交通などの生活の不便さや、近くに働く場所がない、収入が少ないといった雇用面における不満が聞かれました。

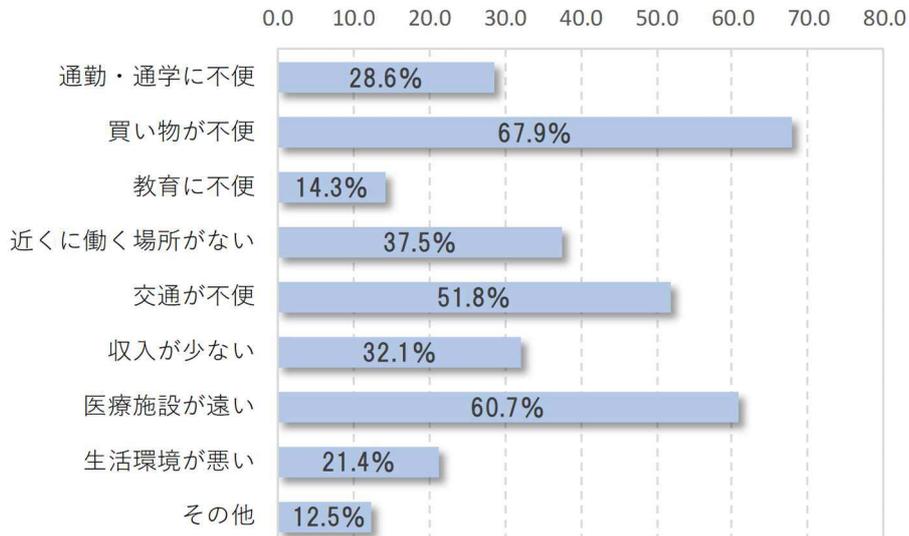
[定住意向]



[住み続けたい理由] (いくつでも)



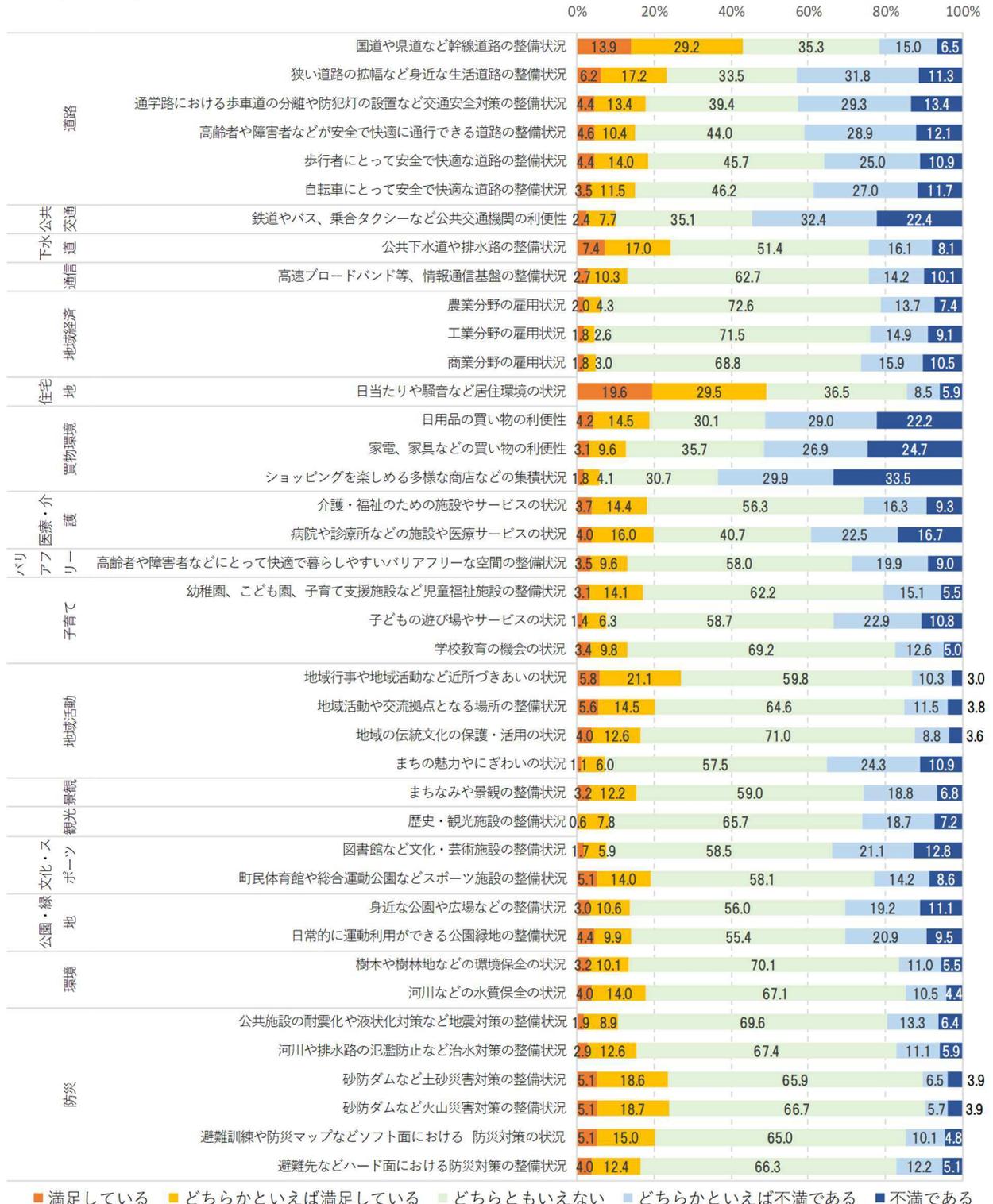
[移りたい理由] (いくつでも)



④現在の居住地区の満足度、重要度

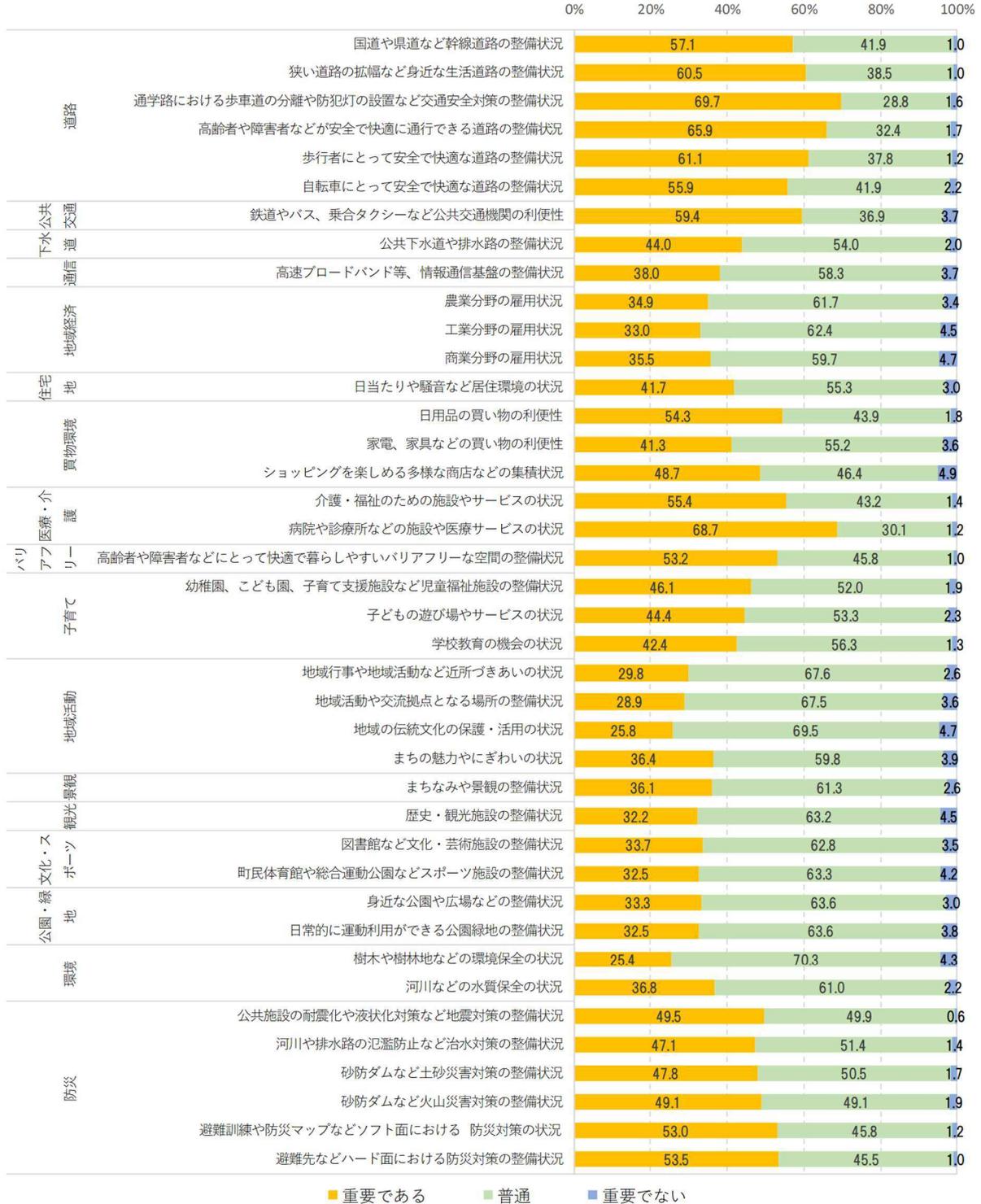
- ・国道や県道などの幹線道路の整備状況について満足度が比較的高い一方、生活道路についての項目は満足度が低く、重要度が高くなっています。
- ・鉄道やバス、乗合タクシーなどの公共交通の利便性について、満足度が比較的低くなっています。
- ・防災に関する項目は、いずれも重要度が比較的高くなっています。

[満足度]



※端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。

[重要度]

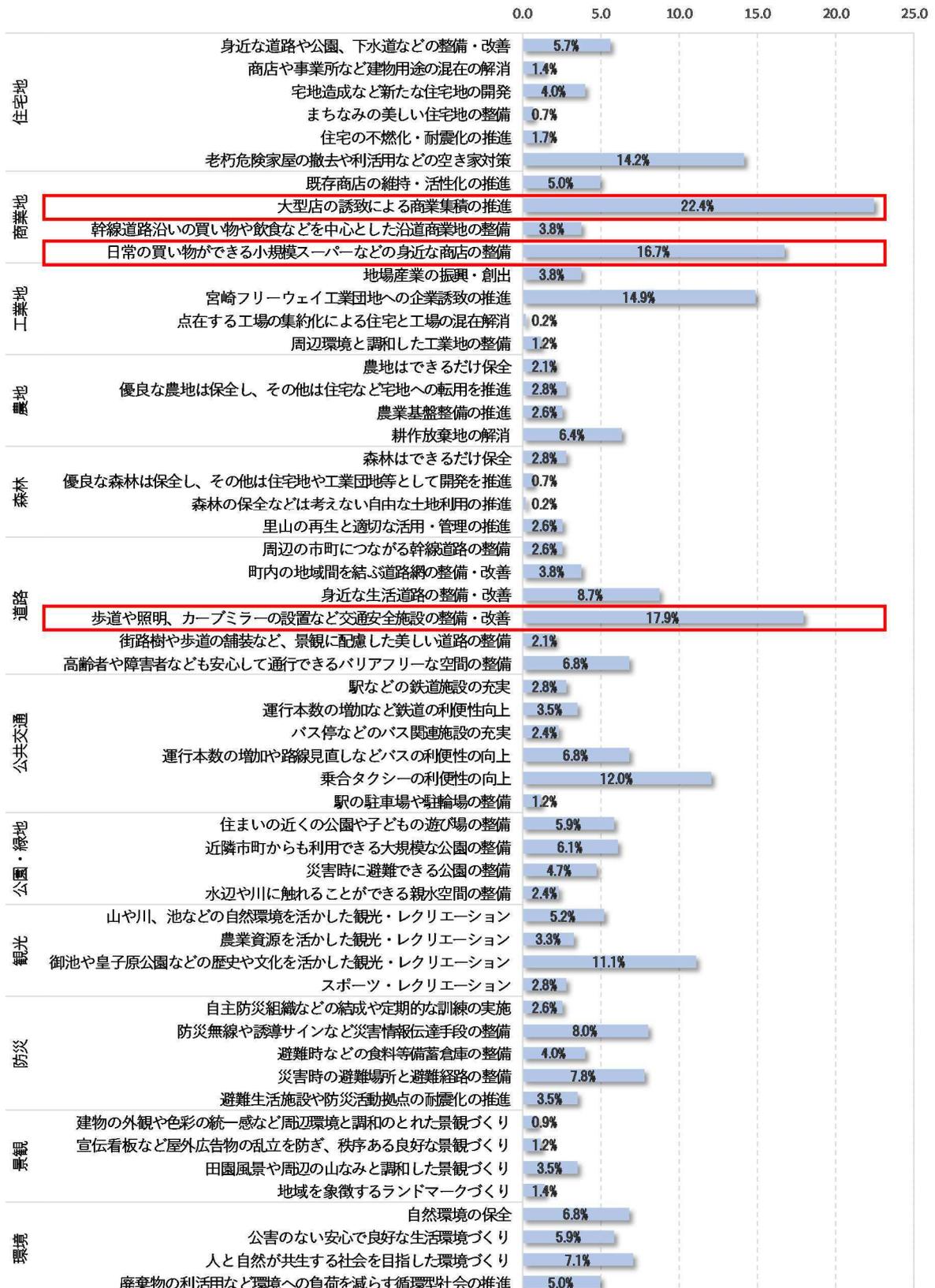


■ 重要である ■ 普通 ■ 重要でない

※端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。

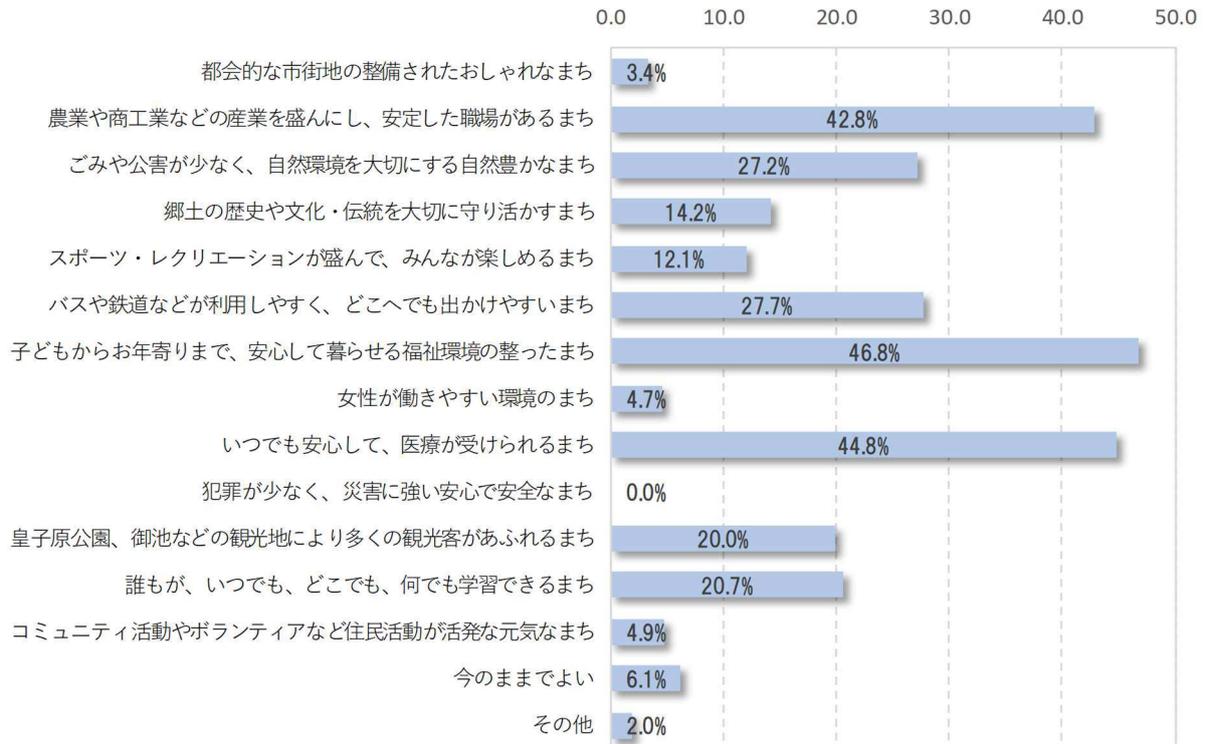
⑤現在の居住地区について、特に望むもの（3つまで）

- ・「大型店の誘致による商業集積の推進」や「日常の買い物ができる小規模スーパーなどの身近な商店の整備」など、商業地に関する項目への関心が高くなっています。
- ・「歩道や照明、カーブミラーの設置など交通安全施設の整備・改善」など、身近な生活道路に対するニーズが高くなっています。



⑥高原町の将来像（3つまで）

・福祉や医療、雇用に関する項目が高い結果となりました。



1-3 上位関連計画

【西諸県圏域都市計画区域マスタープラン】
平成 30 年4月

「西諸県圏域都市計画区域マスタープラン」は、基本方針に定める「宮崎県の目指す都市づくり」やその実現に向けた「都市計画の基本方向」、都市づくりと基本方向の実現に向けた3つの重点的な対応を踏まえ、圏域の特性を考慮して、都市の将来像を含む都市計画の目標や、都市計画の基本的な方向性を定めたものです。

西諸県圏域の都市づくりの基本方向においては以下の基本方向が示されており、本町は、地域生活の拠点となる市街地と位置付けられています。

【基本方向1】

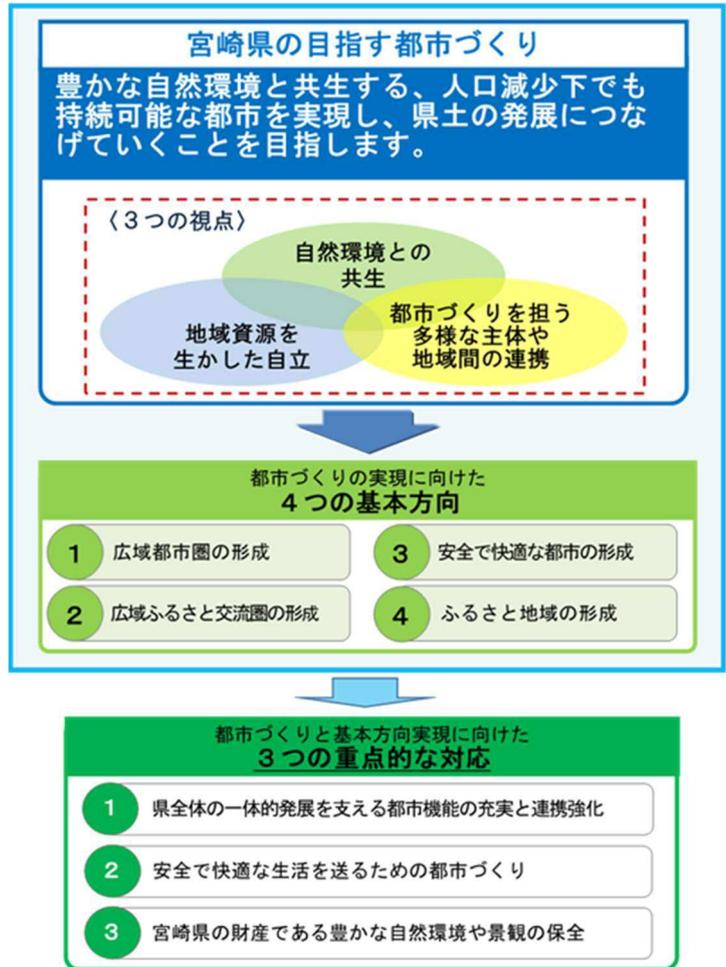
県西の交通の要衝としての立地特性と地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

【基本方向2】

自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

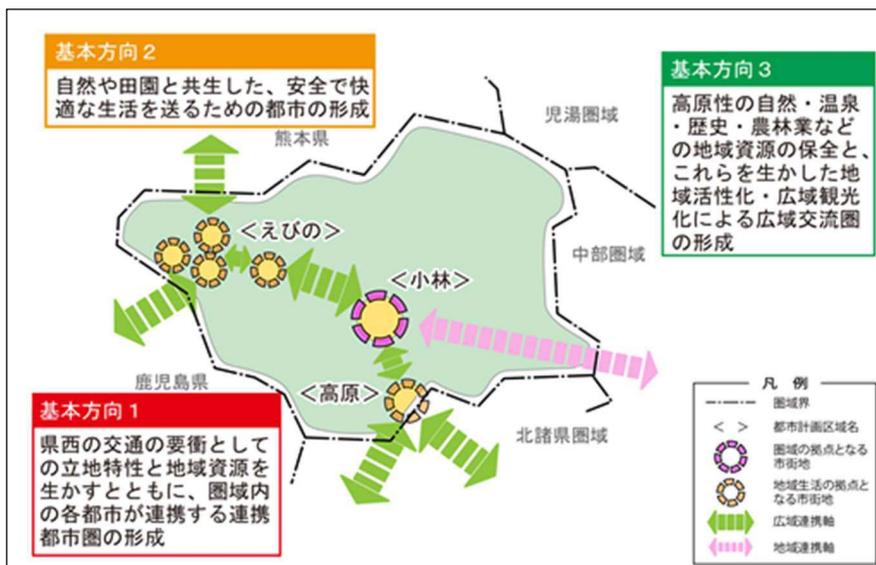
【基本方向3】

高原性の自然・温泉・歴史・農林業などの地域資源の保全と、これを生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成



資料：西諸県圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成 30 年4月)

■本県の目指す都市づくりに向けた重点的な対応等



資料：西諸県圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成 30 年4月)

■西諸県圏域の都市づくりの基本方向

【第5次高原町総合計画】平成 24 年3月

「第5次高原町総合計画」(計画期間:平成 24 年度～平成 32 年度)は、本町の現状を踏まえ、町民の声や想いを形にするために「まちづくりの基本理念」と「まちが目指す目標」を描き、それに向かってこれからの 10 年間で優先的に取り組む施策や事業を明確にしたものです。

| |
|--|
| <p>1 まちづくりの基本理念</p> <p>わたしたちは、先人が引き継いできた「水とみどりと神話」という貴重な財産を活かした「神武の里づくり」をまちづくりの基本として、豊かな自然と共生を図りながら、恵まれた地域資源を最大限に活用し、町民との対話と協調、参加と合意により持続的な発展を目指していかねばなりません。</p> <p>そこで、高原町のまちづくりの基本理念を</p> <p>「水とみどりと神話とともに はばたく神武の里」 といたします。</p>  |
| <p>2 まちの目指す目標像</p> <p>人口減少の一途をたどる中、ふるさと「たかはる」をさらに活力ある町にするために、常に創意工夫を凝らし克服されていない諸々の課題に対処し、「神武の里づくり」の目指す目標像を</p> <p>「自然と神話を守り 豊かさを求め 1万人の笑顔あふれる町づくり」 とします。</p> |

資料:第5次高原町総合計画

■まちづくりの基本理念とまちの目指す目標像

また、本計画では、人口減少・過疎対策への対応を進めていく必要があることから、まちづくりの基本目標を以下のとおり示し、分野別施策の柱としています。

【基本目標1 人づくり】

恵まれた自然の中で子どもからお年寄りまで笑顔であふれ、教育の充実と人づくりを目指します。

【基本目標2 暮らし】

少子高齢化社会に対応するため、保健・医療・福祉の充実と元気で安心して生活できる環境づくりを目指します。

【基本目標3 地域】

町民参加のまちづくりと町民と協働する行政運営の整備・充実を図る地域づくりを目指します。

【基本目標4 産業】

自然との共生を図り、各産業の振興と産業間連携による豊かなまちを目指します。

【第2期 神武の里たかはる 人口ビジョン・総合戦略】令和2年6月

「第2期 神武の里たかはる 人口ビジョン・総合戦略」(計画期間:令和2年7月～令和7年3月)は、人口ビジョンの分析から導出された課題の解消に向け、「第5次高原町総合計画」の基本目標を踏まえながら、新たな施策についても検討を行い策定したものです。

本町の地域特性として、本町のシンボルである高千穂峰をはじめとする雄大な自然や「神武の里」として語り継がれる神話や神楽などの伝統文化を挙げ、これら「地域の宝」を、掘り起こし、磨き上げ、その価値を最大限に活用しながら、守り伝えていくことこそが本町が目指すべきまちづくりの方向性であり、様々な課題を克服するうえでの道標であるとしています。

本計画では、人口ビジョンから導出された課題に対処していくため、4つの基本目標を掲げています。

【基本目標1 縁を結び、人を育てる あったか『たかはる和み暮らし』】

あたたかな風土のなかで縁を結び、安心して子どもを産み育てられる環境づくり

【基本目標2 資源を生かし、仕事を生み出す 元気な『たかはる産業興し』】

豊富な資源を活用しながら、産業の競争力を強化し、新たな雇用を生み出すまちづくり

【基本目標3 神話が息づく、美しいまちへ 住民協働『神武の里づくり』】

先人が引き継いできた地域の宝を磨き上げ、住民協働で取り組む持続可能なまちづくり

【基本目標4 人が集い、まちが輝く はばたけ『たかはる魅力発信』】

みんなでたかはるの魅力を発信し、新たな人の流れをつくる 輝きあふれるまちづくり

1-4 まちづくりの課題

以上を踏まえて、本町におけるまちづくりの課題を整理しました。

■都市機能及び居住の誘導による持続可能なまちづくり

全国的に人口減少、少子高齢化が進行し、地方財政の深刻化などが懸念されている中で、国全体として持続可能なまちづくりを目指した取組が行われています。

本町においても人口減少や少子高齢化が進行していますが、中心市街地周辺の一部地域では人口増加がみられ、高齢化率も比較的低下しています。一方で、用途地域外での住宅地への農地転用が多くみられ、人口が増加している地域も見られるなど、市街地周辺への宅地のにじみだしが懸念されています。

町民アンケートにおいては、買物環境に関する不満度が高くなっており、今後のまちづくりに望むものとして商業に関する項目が上位となっています。

中心市街地に都市機能や居住を誘導し、日常生活を支える機能を維持・集積することで、人口減少、少子高齢化社会に対応し、地域の人々が歩いて暮らせる生活利便性の高い持続可能なまちづくりを目指す必要があります。

■誰もが移動しやすい公共交通の確保

本町には、JR 吉都線が通過しているほか、路線バス2路線が通っています。路線バスの通っていない地域には乗合タクシーが運行していますが、運行日が限られています。いずれの路線も利用者が減少を続けており、存続が危ぶまれています。

また、町民アンケートにおいては、高原町から移りたい理由として「交通が不便」という声が多く挙げられ、日常生活における交通の利便性確保が求められています。

今後も高齢化が進むと予想される中で、高齢者や障がい者等の交通弱者も自家用車に過度に頼ることなく日常生活を送れるよう、公共交通サービスを維持・確保する必要があります。

■道路をはじめとする都市基盤の適正管理

本町では、道路や橋梁、公園といった都市基盤の老朽化が進んでいます。人口減少が急速に進んでいる中で、インフラ施設の維持・更新にかかる財源の確保はさらに難しくなることが予想されます。一方で、都市計画道路の中には、長期にわたって未整備のままとなっているものもあります。

また、町民アンケートにおいては、身近な生活道路の安全性、快適性に関する重要度が高くなっており、既存の道路空間の機能向上が求められています。

既存のインフラ施設を適切に維持管理するとともに、効果的・効率的に都市基盤の機能向上・整備改善を行う必要があります。また、長期未整備となっている都市計画道路については、本町の目指す将来都市像を踏まえ、必要性の高いものは早期実現に取り組むとともに、必要に応じて都市計画道路の見直しを行うことで新たなインフラ施設整備を抑制することが必要です。

■空き家対策等による住環境の維持・向上

本町では、全国の地方都市と同様に、少子高齢化や人口減少、核家族化に伴い空き家の数は増加傾向にあります。

また、町民アンケートにおいても、現在の居住地区のまちづくりについて望むものとして、住宅地に関する項目の中で空き家対策が最上位に挙げられており、老朽危険家屋の撤去や利活用などの対策が求められています。

倒壊の危険や衛生面、景観面等で周辺に悪影響を及ぼす管理不全な空き家に対し適切に対応し、暮らしやすい住環境の維持・向上を図る必要があります。

■町民の安全・安心の確保

近年、全国的に大規模な地震による被害や集中豪雨等による水害、土砂災害が多発しており、各地に甚大な被害がもたらされています。

シラス土壌地帯であり、台風や集中豪雨などの被害を受けやすい地理的・自然的特徴を有し、また、現在も火山活動が続く新燃岳に隣接する本町においては、平時から総合的に防災対策を進めながら、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。

■高原らしい景観や自然環境の保全・創出と交流人口の拡大

本町は、緑あふれる山林とそこから湧き出る清らかな水に代表される水と緑の自然環境と、山なみを背景とした美しい田園風景を有し、高原の大きな魅力のひとつとなっています。近年のアウトドア需要の増加を受け、自然環境や田園風景を基盤とした本町の観光資源は、よりいっそうの注目を集めるものと期待されます。

高原らしい景観や自然環境を保全・創出し有効に活用することで、魅力あるまちづくりに取り組み、交流人口の拡大やにぎわいの創出につなげていく必要があります。

■周辺都市と連携した都市機能の確保

本町には国民健康保険高原病院がありますが、高次医療が必要な場合は、小林市立病院等を利用する事もあります。

また、町民アンケートでは、小林市へ通勤・通学する人、小林市へ買い物に行く人が多く、本町が、小林市を中心とする生活圏に含まれていることがわかります。また、隣接する都城市とも結びつきが強くなっています。

本町だけでは維持・誘導の難しい高次の都市機能については、町民生活の実態を踏まえ、周辺都市と連携して機能を確保する必要があります。

■広域交通の利便性を活かした定住人口の確保

本町には宮崎自動車道高原 IC が整備されているほか、国道が2本、県道が5本通るなど、広域的な交通網を有しており、近隣市町とのつながりが強くなっています。

また、町民アンケートから、「のんびり暮らせる」、「自然環境が良い」といった高原らしさが定住意向に大きく関係していることがわかります。

広域交通の利便性を活かすとともに、自然豊かな居住環境などの高原らしい魅力を発信することで、町外から人を呼び込み、町民の定住や新たな転入を促進する必要があります。

第2章 高原町の将来都市像

2-1 まちづくりの基本理念

本町では、平成 24 年に「第5次高原町総合計画」を策定し、本町のまちづくりの基本理念を「水とみどりと神話とともにほばたく神話の里」、そしてまちの目指す目標像を「自然と神話を守り 豊かさを求め 1万人の笑顔あふれる町づくり」として、まちづくりを進めてきました。

本町の都市計画の基本的な考え方となる都市計画マスタープランでは、魅力あるまちづくりを一貫して推進していくため、町の最上位計画である「第5次高原町総合計画」に示されたまちづくりの基本理念を踏襲することとします。

まちづくりの基本理念

「水とみどりと神話とともにほばたく神話の里」

2-2 まちづくりの基本方針

本計画では、「第5次高原町総合計画」のまちの目指す目標像を踏まえ、まちづくりのテーマ(将来都市像)と基本方針を以下のように定めます。

まちづくりのテーマ（将来都市像）

たかはるらしい豊かさを実現する 未来へ続く神話のまち

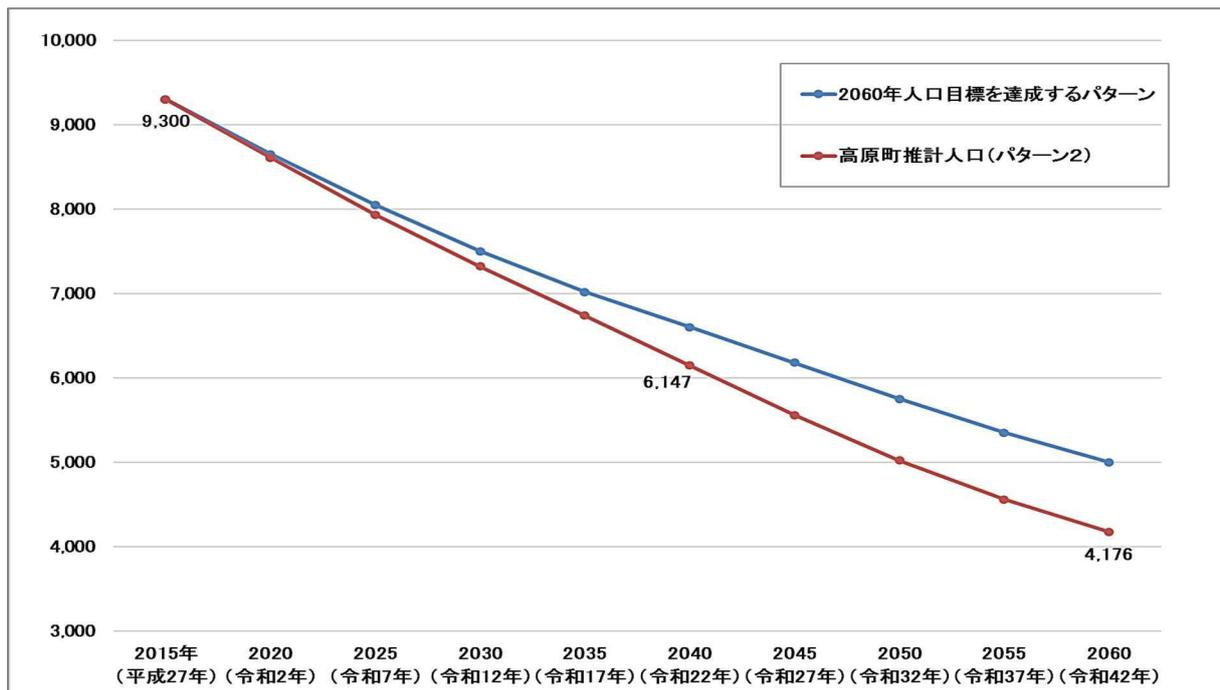
○日常生活に必要な機能を確保するとともに、高原らしい自然環境や景観などの資源を生かし豊かな暮らしを実現することで、持続可能なまちを目指します。

まちづくりの基本方針

- 方針① 誰しものが安全・快適に暮らし続けられるまちづくり
- 方針② 豊かな自然環境や美しい景観を守り伝える、高原らしいまちづくり
- 方針③ 高原の魅力を活かした、協働と交流のまちづくり

2-3 将来人口の見通し

将来人口の見通しについては、令和2年に策定された「第2期神武の里たかはる人口ビジョン・総合戦略」の目標値を用いることとし、2040年に人口6,600人を維持することを目指します。



資料：第2期神武の里たかはる人口ビジョン・総合戦略

■ 高原町推計人口と中期人口目標(平成27年～令和42年)

2-4 将来都市構造

(1) 将来都市構造の考え方

急激な人口減少と高齢化は全国的な問題ですが、本町においても、現在の市街地規模のまま人口減少が続けば、市街地の人口密度が低下し、更に日常生活を支える生活サービス機能や公共交通等の機能が低下することで、現在の暮らしやすさが損なわれることが危惧されています。

こうした人口減少や高齢化を踏まえたまちづくりの考え方として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」が国において示されています。

これは、自家用車利用を前提に市街地を整備しながら都市の発展・拡大を目指してきたこれまでのまちづくりと異なり、既に整備された市街地に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、歩いて暮らせるまちとするとともに、その拠点間を公共交通でネットワーク化し、日常生活に必要なサービスが住まいの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すものです。

本町は、地理的な特徴から比較的コンパクトなまちなみが形成されてきた一方で、町中心部と集落部を結ぶ公共交通ネットワークが不十分であり、歩いて暮らせるまちづくりは実現できていません。

また、町内拠点間のネットワークのみならず、西諸県や近隣市町村を含めた広域的なネットワークを構築することが重要です。

このことから、本町においても「コンパクト・プラス・ネットワーク」に基づいたまちづくりを推進し、一定の人口密度を確保しながら持続可能な都市構造を目指すことで、現在の暮らしやすさを維持する必要があります。

(2)将来都市構造

まちづくりのテーマ(将来都市像)『たかはるらしい豊かさを実現する 未来へ続く神話のまち』を実現するため、本町が目指す将来都市構造を示します。

本町では、比較的コンパクトな市街地が形成されてきましたが、今後の人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な都市構造を目指すため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、中心市街地に都市機能を集約し、日常的な生活サービス機能を提供する生活拠点と中心市街地を利便性の高い公共交通でつなぐ都市形態を目指します。

①土地利用エリア

面的な土地利用のまとまりを「土地利用エリア」と位置づけ、町域を4つのエリアに区分し、土地利用の方向を定めます。

| 名称 | 役割 |
|----------|--|
| 商業・業務エリア | <ul style="list-style-type: none">・JR 高原駅や町役場周辺を位置付けます。・すでに一定程度の都市機能の集積が見られ、住宅地エリアとともに本町のまちなかを形成するエリアです。・都市的土地利用を図り、町民の日常生活を支える商業、医療、福祉、金融等の都市機能の維持、誘導を図ります。 |
| 住宅地エリア | <ul style="list-style-type: none">・中心拠点周辺を位置付けます。・JR 高原駅や町役場等の都市機能に徒歩でアクセスすることができる、商業・業務エリアとともに本町のまちなかを形成するエリアです。・生活利便性を生かし、歩いて暮らせるまちづくりを目指したまちなか居住を促進します。 |
| 田園集落エリア | <ul style="list-style-type: none">・住宅地エリアの外側に広がる、集落と農地の混在するエリアを位置付けます。・豊かな田園環境を保全するとともに、集落の維持・活性化を図ります。 |
| 自然共生エリア | <ul style="list-style-type: none">・都市計画区域外に点在する既存集落を中心とする農地や周辺の自然環境(森林や河川など)を位置付けます。・本町の豊かな自然や美しい景観を保全するまちづくりを進めます。 |

②拠点とゾーン

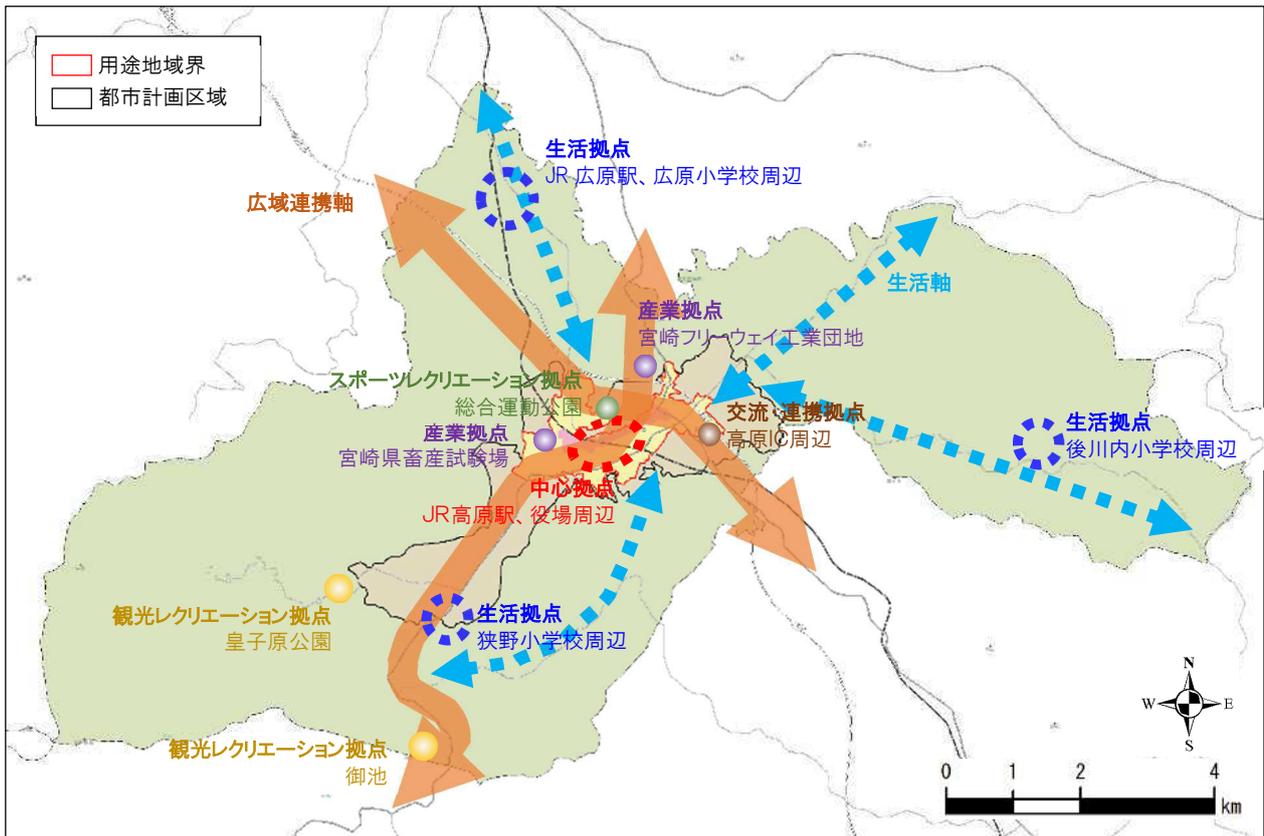
立地条件や現況の土地利用、既存施設などの地区の特性を活かし、ポテンシャルに応じた環境整備や機能充実を進めるため、「拠点」と「ゾーン」を位置づけ、都市づくりの方向を定めます。

| 名 称 | | 役 割 |
|--------|--|--|
| 拠 点 | 中心拠点 ○ 公共サービス 拠点 ○ 駅前にぎわい 拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR 高原駅及び役場を中心に、本町の商業、医療、交通、行政等が集積する拠点となっている地区を位置付けます。 ・核となる施設として、町役場を公共サービス拠点、JR 高原駅を駅前にぎわい拠点と位置付けます。 ・都市機能を維持・誘導し、にぎわいと活力の中心として、本町の顔となる拠点の形成を図ります。 |
| | 生活拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校や公民館などを中心に人口集積がみられる、地域コミュニティの中心となっている地区を位置付けます。 ・集落環境の向上や地域のコミュニティ機能の充実を図ります。 |
| | 交流・連携拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・高原 IC 周辺の未低利用地を活用し、来訪者を迎え入れるための拠点整備を検討します。 ・広域交通の利便性を活かし、本町の観光や工業、物流を支える機能の創出を検討します。 |
| | 産業拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎フリーウェイ工業団地及び宮崎県畜産試験場を位置付けます。 ・関係機関と連携し、周辺環境との調和に配慮しながら、既存機能の維持、充実、環境整備に努めます。 |
| | スポーツ レクリエーション 拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園をスポーツレクリエーション拠点と位置付けます。 ・スポーツを通じた町内外の交流促進に向け、施設の整備・充実や利用促進を図ります。 |
| | 観光 レクリエーション 拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・皇子原公園や御池、神社や史跡等を観光レクリエーション拠点と位置付けます。 ・高原らしい歴史や自然等の地域資源を生かし、町内外から人々が集い、交流する場として活用を図ります。 |
| ゾ ン | 市街地ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・JR 高原駅前から町役場、高原中央商店街にかけて、仲町広原線及び二葉並木線沿いを位置付けます。 ・本町の中心として、一体的なまちなか空間の創出を図ります。 |
| | 居住ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・「たかはるエントランスゾーン」を除く住宅地エリアを位置付けます。 ・良好な住環境を形成し、まちなか居住を促進します。 |
| | たかはるエント ランスゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・高原 IC 周辺を位置付けます。 ・本町の玄関口として、来訪者をもてなし、町内外の交流を促進するとともに、本町の魅力を発信する場として活用を図ります。 |
| | 工業振興ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎フリーウェイ工業団地周辺を位置付けます。 ・産業拠点である宮崎フリーウェイ工業団地を中心に、広域交通の利便性を活かし、町全体の産業振興や雇用創出を図ります。 |
| | 畜産業振興 ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県畜産試験場周辺を位置付けます。 ・産業拠点である宮崎県畜産試験場を中心に、本町の主力産業である畜産業の底上げを図ります。 |
| | 交流・健幸づくり ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園及び高原中学校周辺を位置付けます。 ・広々とした空間を活かし、町内外から人々を呼び込むとともに、町民の健幸に資する機能の維持・充実を図ります。 |
| | 景観保全ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・狭野風致地区周辺を位置付けます。 ・狭野神社に代表される趣ある景観と周辺の町民生活の調和を図りながら、景観の保全に努めます。 |

③都市軸

都市の骨格をなす道路や公共交通など、町民の暮らしや交流、産業を支える主要な動線を「都市軸」と位置づけ、ネットワーク形成の方向を定めます。

| 名称 | 役割 |
|----------------------|---|
| 周辺都市や町全体をつなぐネットワーク | |
| 広域連携軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・本町と周辺都市を結ぶ宮崎自動車道や国道 221 号、223 号、JR 吉都線を広域連携軸と位置付けます。 ・ヒト・モノの広域的な交流の基盤として、機能の維持、強化を促進します。 |
| 生活軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内の各生活拠点を結ぶ県道、町道を生活軸に位置付けます。 ・町民の暮らしを支えるネットワークとして、道路空間の整備・改善を推進するとともに、公共交通ネットワークの充実を図ります。 |
| まちなかの骨格を形成するネットワーク | |
| まちなか中心軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・本町のまちなかを形成する中心的な路線として、町道仲町広原線、二葉並木線を位置付けます。 ・JR 吉都線により分断されている JR 高原駅前と町役場や高原中央商店街を一体的につなぐ重要路線として、未着手区間の早期改善や道路空間の有効活用を図ります。 |
| まちなか回遊軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・本町の主要施設を結ぶネットワークとして、町道二葉村移線、二葉並木線、並木出口線を位置付けます。 ・歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指すための重要路線として、未着手区間の早期整備・改善を推進します。 |
| 特色ある拠点やゾーンをつなぐネットワーク | |
| 産業流通軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業拠点である宮崎フリーウェイ工業団地と高原 IC を結ぶ国道 221 号を産業流通軸と位置付けます。 ・円滑なモノの移動や産業の振興を支え、町の発展に繋がる路線として、機能の維持、強化を図ります。 |
| 観光交流軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・各観光レクリエーション拠点と主要路線を結ぶ県道、町道を観光交流軸と位置付けます。 ・地域の観光資源を有機的につなぎ、町内の回遊性の向上や来訪者と町民との交流促進を図ります。 |

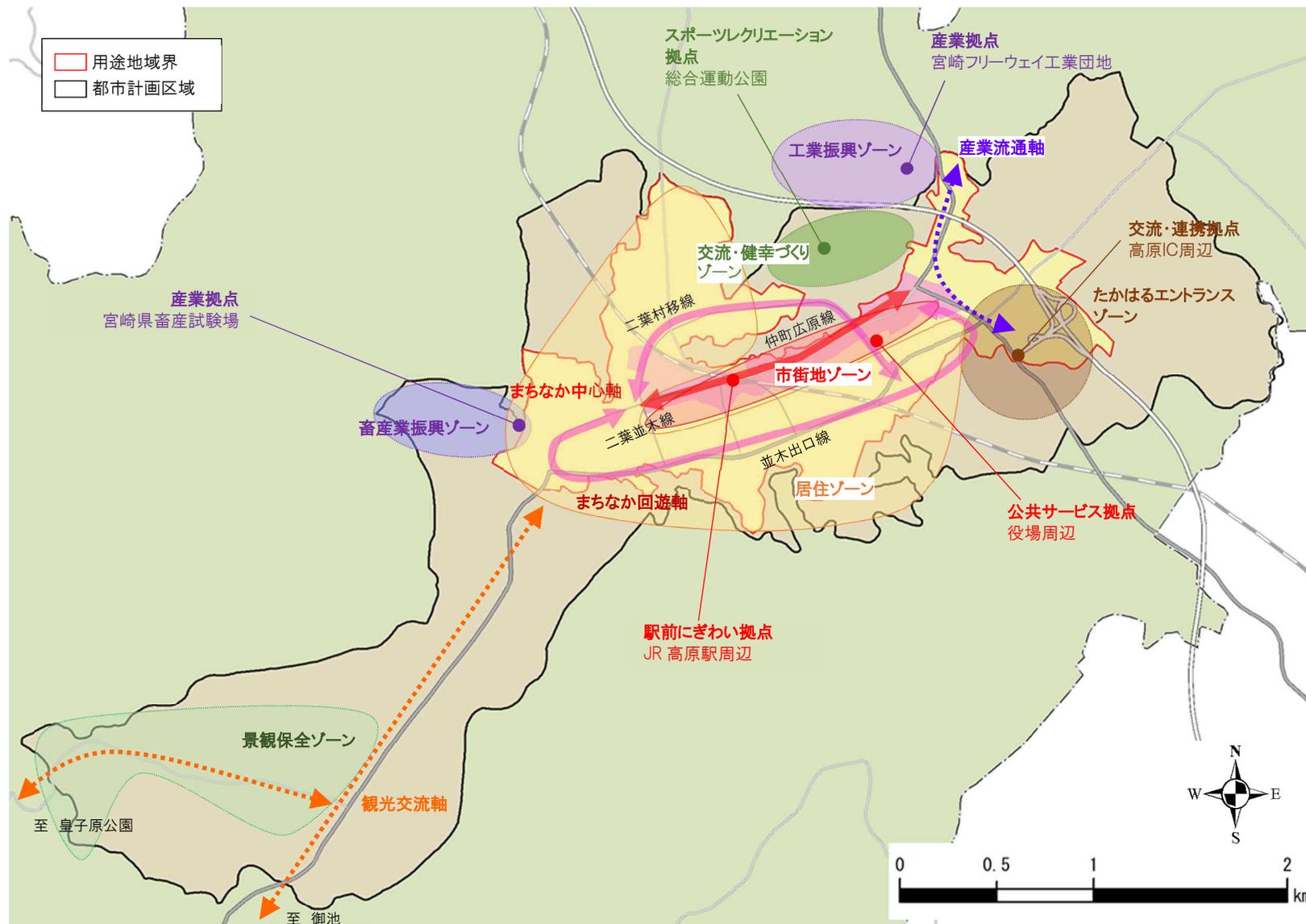


■ 将来都市構造図(町全域)

凡例

| ①土地利用エリア | ②拠点とゾーン | ③都市軸 |
|----------|----------------|-------|
| 商業・業務エリア | 中心拠点 | 広域連携軸 |
| 住宅エリア | 生活拠点 | 生活軸 |
| 田園集落エリア | 交流・連携拠点 | |
| 自然共生エリア | 産業拠点 | |
| | スポーツレクリエーション拠点 | |
| | 観光レクリエーション拠点 | |

※ゾーンは、次頁「将来都市構造図(都市計画区域)」に図示



凡例

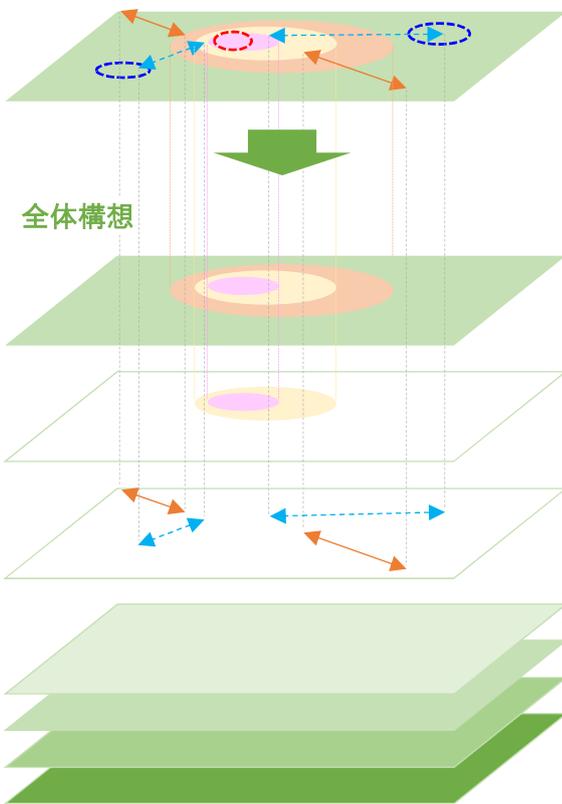
| | |
|----------|---------------|
| ①土地利用エリア | |
| | 商業・業務エリア |
| | 住宅地エリア |
| | 田園集落エリア |
| | 自然共生エリア |
| ②拠点とゾーン | |
| | 市街地ゾーン |
| | 居住ゾーン |
| | たかはるエントランスゾーン |
| | 工業振興ゾーン |
| | 畜産業振興ゾーン |
| | 交流・健幸づくりゾーン |
| | 景観保全ゾーン |
| ③都市軸 | |
| | まちなか中心軸 |
| | まちなか回遊軸 |
| | 産業流通軸 |
| | 観光交流軸 |

■将来都市構造図(都市計画区域)

第3章 全体構想

全体構想では、将来都市構造の実現に向けて、都市づくりの方針を6分野に分けて示します。

将来都市構造



将来都市構造図

町の将来都市像を、
①土地利用エリア
②拠点とゾーン
③都市軸 で示します。

全体構想

土地利用

土地利用エリア及びゾーンごとの都市づくりの方針を示します。

市街地整備

本町の市街地である「市街地ゾーン」、「居住ゾーン」の方針を示します。

道路・交通

拠点をつなぐネットワークである道路・交通の方針を示します。

水と緑

景観

防災

その他の都市施設

町の将来像の実現にあたり、都市づくりの要素である「水と緑」、「景観」、「防災」、「その他の都市施設」について、方針を示します。

■ 将来都市構造と分野別方針の関連のイメージ

3-1 土地利用の方針

(1)基本方針

- 本町は、地理的な特性から、公共施設や商業施設、医療・福祉施設等の都市機能や居住が町中心部に集約した、比較的コンパクトなまちなみが形成されてきましたが、人口が減少していく中で十分な人口密度を維持するために、より一層のまちなか居住施策の推進、都市機能の維持・誘導を図ります。
- 商業・業務エリアでは、都市機能の維持・誘導によりコンパクトな市街地の形成し、本町の中心として、にぎわい創出に資する土地利用を図ります。
- 住宅エリアでは、安全で快適な居住環境を創出するとともに、エリア内への居住を促進し、歩いて暮らせるまちの基盤づくりを進めます。
- 田園集落エリアでは、周辺の農地・自然環境と調和した良好な住環境を創出するとともに、都市的土地利用の拡大を抑制し、農林業の継続的な発展に必要な基盤整備や優良農地の保全を行います。

(2)土地利用の方針

① 商業・業務エリアの方針

市街地ゾーン

- ・JR 高原駅や役場周辺、まちなか中心軸である仲町広原線及び二葉並木線沿いに商業、業務、医療などの都市機能維持・集約し、コンパクトな市街地の形成を目指します。
- ・町役場の移転・建て替えをまちなか活性化の契機とし、周辺の既存施設と連携を図るとともに、公共・民間の整備する都市機能を誘導することで、賑わいあふれる“まちの顔”を確立します。
- ・エリア内に点在する空き地などの低・未利用地については、まちなかのにぎわい創出に向けた有効な土地利用を図り、都市のスポンジ化の抑制に努めます。
- ・建物の多くが更新される都市計画事業等の実施は、魅力あるまち並みを形づくる契機であるとの認識に立ち、早い時期から地域住民との協働のもと、建築協定や地区計画など面的なまちづくりのルール化を検討します。



■ JR 高原駅



■ 仲町広原線

② 住宅エリアの方針

居住ゾーン

- ・商業・業務エリアを除いた用途地域を住宅エリアと位置づけ、中密度・低密度の土地利用を図ることで、現在のゆとりある居住環境を維持します。
- ・二葉村移線や二葉並木線、並木出口線からなるまちなか回遊軸により、本町の主要施設と居住環境をつなぐことで、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、暮らしの利便性向上を図ります。
- ・エリア内に点在する空き地、空き家などの低・未利用地については、移住・定住やまちなか居住を促進するため、その有効活用を図ります。
- ・低層住宅地と市街地内農地などの低・未利用地が混在し、都市施設整備が不十分な地区等においては、住民との合意形成を図りながら、用途地域の見直しや地区計画などの活用を検討することで、土地利用の整序を図り、居住環境の改善に努めるとともに、エリア内への居住を誘導します。
- ・市街地内の農地のうち、その状況により必要な農地は、都市農業振興基本法改正の趣旨を踏まえ、市街地内にあるべきものと位置づけ、計画的な農地の保全に努めます。
- ・エリア内の緑地は、都市に潤いを与える身近な緑として保全し、住環境との健全な調和を図ります。
- ・用途地域を拡大する市街地開発は基本的に抑制し、都市全体の総合的なまちづくりの観点から必要と判断される場合にのみ、事業の実施を検討します。

たかはるエントランスゾーン

- ・高原IC周辺を交流拠点と位置づけ、周辺の低未利用地について、来訪者を迎え入れるためのエントランス機能の導入を検討します。
- ・立地特性を生かした交流機能の強化に向け、計画的な土地利用を誘導するとともに、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。



■ 居住ゾーン



■ 高原エントランスゾーン

③ 田園集落エリアの方針

- ・用途地域外である田園集落エリアにおいては、無秩序な市街化を抑制し、既存集落やスプロール的な住宅立地の進行が想定される地域では、必要に応じて地区計画などの活用を検討します。
- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の設定及び各種農業施策と都市計画との調整、連携を図ることで、優良な農地の保全に努めます。
- ・本町の優れた田園風景の構成要素である歴史や自然等の地域資源を保全するとともに、住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場としての活用を目指します。
- ・まとまりのある緑地・屋敷林などを保全・創出します。

工業振興ゾーン

- ・宮崎フリーウェイ工業団地は、工業地としての現況の土地利用を維持しつつ、緑化推進や公害防止に努めることで、周辺環境に配慮しながら良好な操業環境を維持・増進します。
- ・町内の雇用を創出する地域経済の拠点として、工場などの産業立地の誘導に向けた土地利用を図ります。

畜産業振興ゾーン

- ・本町の主力産業である畜産業の拠点として、現況の土地利用を維持しつつ、周辺環境との調和に配慮した既存機能の維持、充実、環境整備に努めます。

交流・健幸づくりゾーン

- ・総合運動公園の広大なフィールドを活かしながら、町内外から人々が集い、交流する拠点として活用するとともに、スマートウェルネスシティの実現を目指し、町民の健康増進に資する機能強化を推進します。
- ・総合運動公園と高原中学校が隣接する立地を活かし、イベント時や災害時には一体的な活用を図ります。

景観保全ゾーン

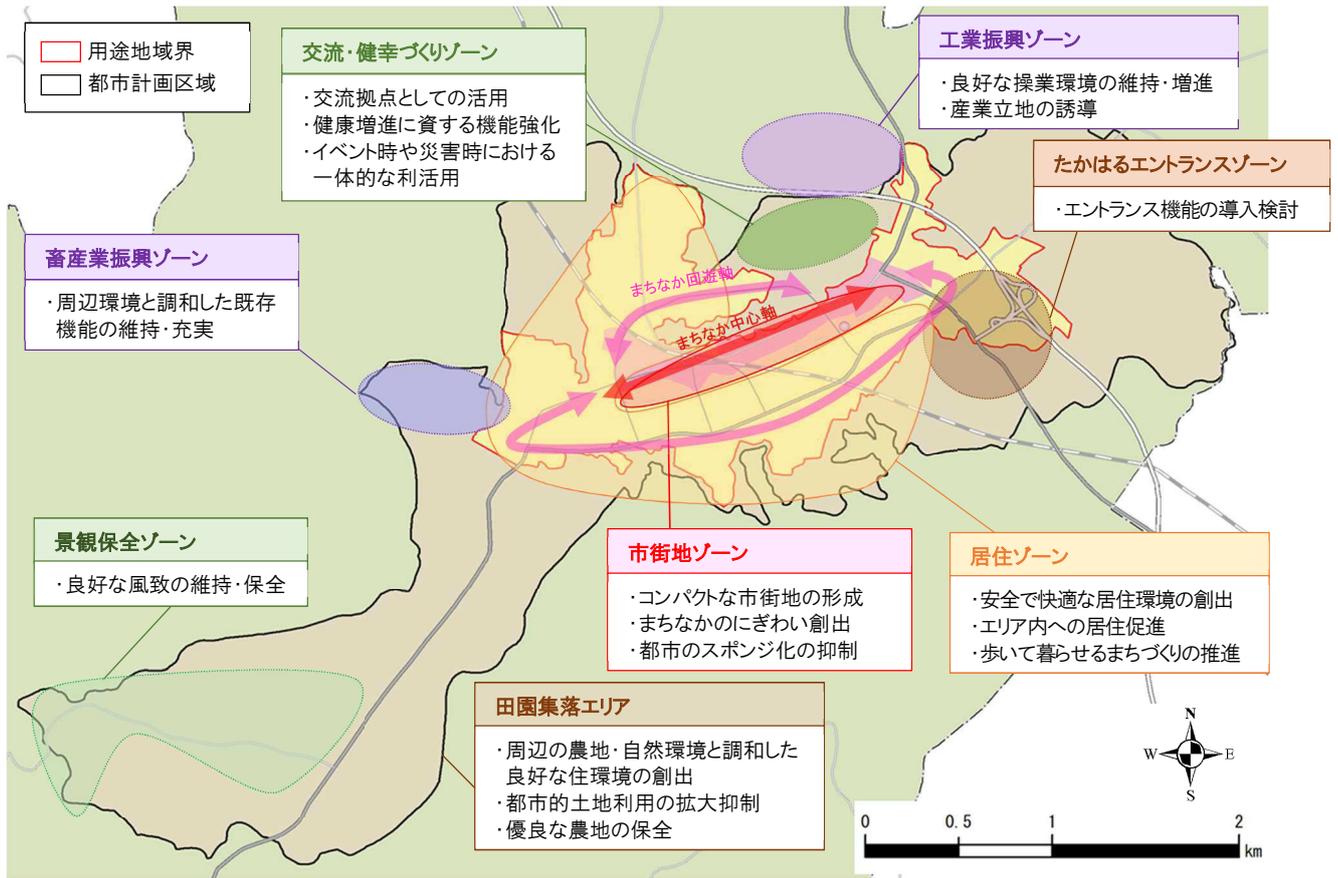
- ・狭野神社周辺の風致地区については、「高原町風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく建築行為等の許可処分によって、良好な風致を維持・保全します。



■ 田園集落エリア



■ 景観保全ゾーン



■土地利用方針図

凡例

| 土地利用エリア | ゾーン | 都市軸 |
|----------|---------------|---------|
| 商業・業務エリア | 市街地ゾーン | まちなか中心軸 |
| 住宅エリア | 居住ゾーン | まちなか回遊軸 |
| 田園集落エリア | たかはるエントランスゾーン | |
| 自然共生エリア | 工業振興ゾーン | |
| | 畜産業振興ゾーン | |
| | 交流・健康づくりゾーン | |
| | 景観保全ゾーン | |

3-2 市街地整備の方針

(1)基本方針

- JR 高原駅や町役場周辺の商業・業務エリアへ都市機能の維持・誘導を図り、まちなかの活性化による賑わいの創出を目指します。
- 町民の生活の基盤となる居住環境については、各種まちづくり制度の活用を検討しながら、誰しもが安全・快適に暮らせる良質な住環境の整備を推進するとともに、都市基盤の整ったまちなかへの居住施策を推進します。
- 都市機能や居住を市街地へ誘導することで、徒歩で移動できる範囲に日常的なサービス機能が集約した都市構造を形成し、歩いて暮らせるまちづくりを目指すとともに、市街地密度の維持に努めます。

(2)市街地整備の方針

① 市街地ゾーンの形成

コンパクトな市街地の形成

- ・町役場の移転・建て替えをまちなか活性化の契機とし、周辺の既存施設と連携を図るとともに、公共・民間の整備する都市機能を誘導することで、賑わいあふれる“まちの顔”を確立します。

まちなか活性化の促進

- ・地域住民との協働による道路等の緑化や、歩行者空間の整備により、ゆとりある公共空間を確保し、居心地よく歩きたくなるまちなかの形成に努めます。
- ・現在行われている軽トラ市やまつり高原などの各種イベントをはじめとした、中心市街地の活性化に向けた取組を積極的に促進し、まちなかの賑わいづくりを支援します。
- ・秩序ある建築を誘導するため、将来の町づくりに即した建物用途や建築物の高さ・色彩などの規制、誘導を行い、良質宅地等の造成・開発指導を務めます。



■ 高原町中央商店街



■ 町役場

② 居住ゾーンの形成

まちなか居住施策の推進

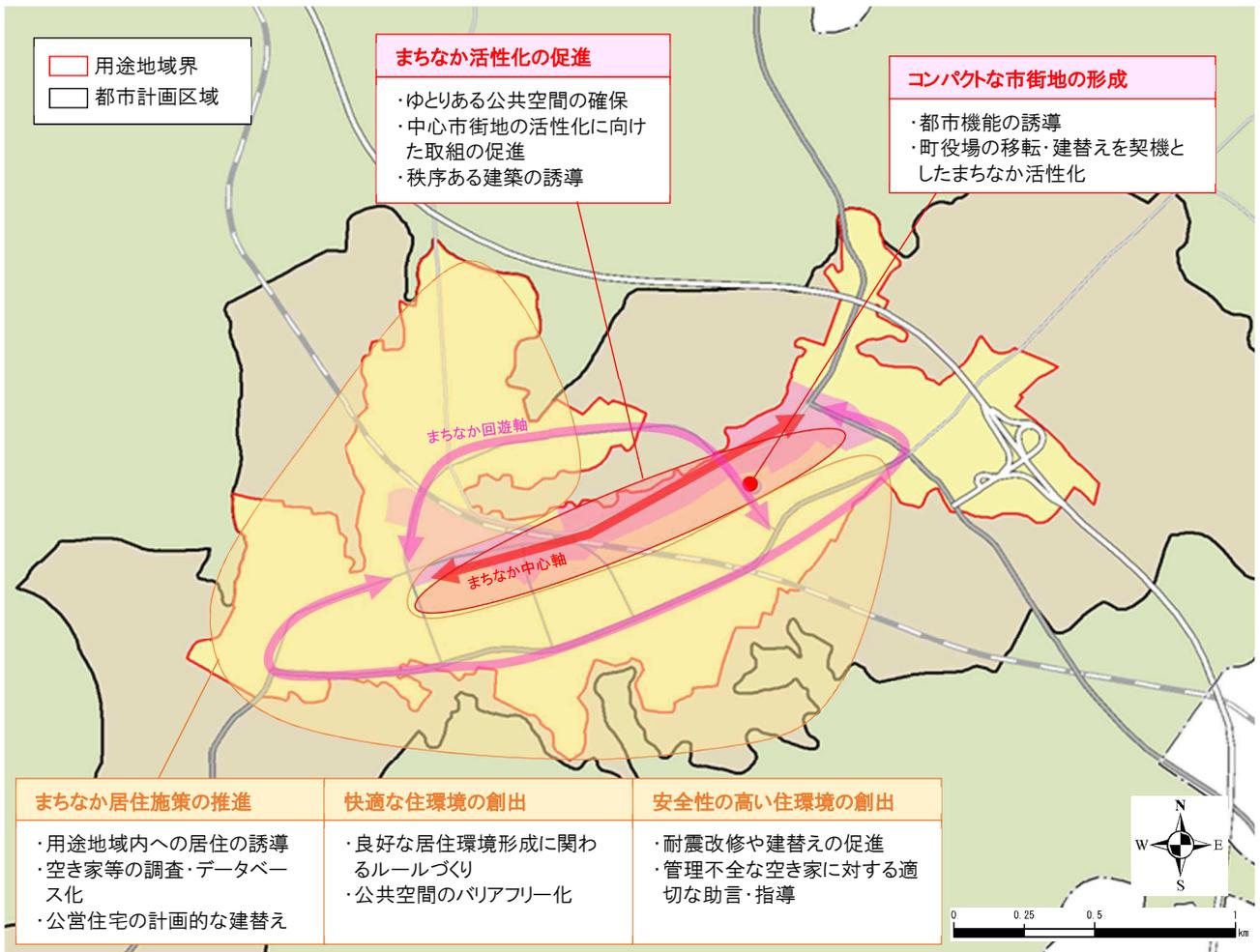
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づき、日常生活に必要な都市施設にアクセスしやすい用途地域内へ居住の誘導を図ります。
- ・子育て世代にターゲットを絞った定住促進住宅の整備に引き続き取り組みます。
- ・まちなかに数多く存在している空き家等の調査・データベース化に取り組みながら、既存事業とのデータ連動を行うことで、居住に関する情報提供のより一層の充実と空き家の活用促進を図ります。
- ・市街地では、まちなか居住の住宅供給に努めるとともに、老朽化した公営住宅の市街地内への計画的な建て替えを推進します。
- ・公営住宅の建設にあたっては、企業立地、若年層等の定住化動向を見極めながら、利用者ニーズに適した計画に努めます。

安全性の高い住環境の維持・創出

- ・まちなかの防災性の向上に努めるとともに、急傾斜地区など安全性の低い場所に立地する住宅のまちなか移転を促進します。
- ・耐震性が不十分な住宅等について、必要な耐震改修や建替えを促進し、安全性の確保を図ります。
- ・ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などが安心して生活できるよう、計画的な公営住宅の整備に努めるとともに、住宅改修をはじめ、情報提供や相談などによる支援に努めます。
- ・防災上危険のある管理不全な空き家について、適切な助言・指導を行います。

快適な住環境の維持・創出

- ・市街地整備においては、計画策定段階から地区住民との合意形成を図りながら、良好な市街地景観の形成に向けて地区計画や緑地協定などを活用し、良好な居住環境形成に関わるルールづくりを促進します。
- ・子育て世代や高齢者、障がい者など、すべての町民が快適に過ごせるよう、ノーマライゼーションの意識向上や公共空間のバリアフリー化など住環境の改善等に努めます。



■市街地整備方針図

凡例

| 土地利用エリア | ゾーン | 都市軸 |
|----------|--------|---------|
| 商業・業務エリア | 市街地ゾーン | まちなか中心軸 |
| 住宅エリア | 居住ゾーン | まちなか回遊軸 |
| 田園集落エリア | | |
| 自然共生エリア | | |

3-3 道路・交通の方針

(1)基本方針

- 周辺の土地利用や交通需要を踏まえ、優先度を考慮しながら、自動車以外の道路利用に配慮した誰しものが安全・快適に移動することが出来る道路空間の創出に努めます。
- 今後ますます厳しい財政状況が予想される中で、既に整備されている道路や橋梁等の適正な維持管理に努め、道路施設の長寿命化を図ります。
- 都市機能の集積した町中心部と各地域の拠点、集落を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実を図り、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。
- 公共交通の維持・充実に向けて、利用者のニーズに応じた運行形態や新たな交通体系の構築を検討し、町民の公共交通利用を促進します。

(2)道路・交通の方針

① 安全で快適な道路空間の整備

- ・国や県に対して幹線道路の早期完成、未改良部分の早期整備を積極的に要請し、道路網整備の早期実現に努めます。
- ・主要な幹線道路を中心に、安全・安心・快適な歩行空間の確保など、都市の重要なオープンスペースとして、計画的でゆとりある道路空間の整備に努めます。
- ・長期未着手の都市計画道路は、必要性の検証を行い、都市の基幹構造として必要性の高いものは早期実現に取り組むとともに、社会情勢の変化等により必要性が低下した路線については、総合的な見直しを進め、必要に応じて都市計画道路の廃止に取り組みます。
- ・道路工事にあたっては、計画的・効率的に事業を推進し、高齢者や障がい者等にやさしいバリアフリー化や景観保全、防音・防災及び交通安全対策を考慮した事業実施に努めます。
- ・通学路や公共施設周辺、本町の買い物場など、町民の利用の多い道路や生活道路については、歩車道の分離などの道路改良を検討するほか、照明やカーブミラーの設置などの交通安全施設の整備・改善を推進します。

二葉村移線

- ・二葉村移線は、町役場や高原病院、総合運動公園、高原中学校等の町内の主要施設を結ぶ路線であり、本町の回遊性の向上に寄与する路線として、未改良区間を含む早期整備に取り組みます。
- ・一方で、未整備となっている終点側は、高原駅村移線が代替路線として機能していることから、整備必要性について検証し、必要に応じて見直しを行います。

二葉並木線

- ・二葉並木線は、国道 223 号から JR 高原駅をつなぐアクセス路線であり、通学路にも指定されていることから、未改良区間の早期整備を目指します。
- ・一方で、未整備となっている起点側は、高原駅村移線が代替路線として機能していることから、整備必要性について検証し、必要に応じて見直しを行います。



■二葉村移線(整備済み区間)



■二葉並木線(整備済み区間)

② 道路施設の長寿命化

- ・町道は、町民の理解と協力を得ながら、長寿命化計画に従って適正な維持管理と計画的な整備・充実を図ります。
- ・橋梁は、「高原町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、改修・補修を進め安全確保に努めます。

③ 公共交通の維持・充実

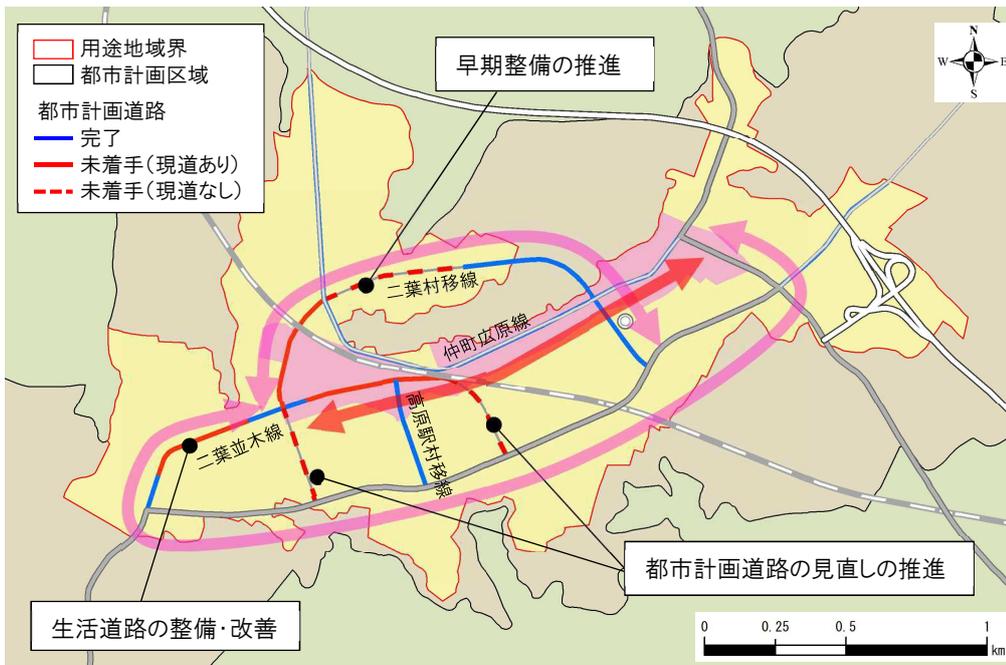
- ・「高原町地域公共交通網形成計画」に基づき、町民の生活を支える公共交通の維持・充実を図るとともに、まちづくりを先導する公共交通ネットワークを構築します。
- ・町民の生活交通手段の維持・確保のため、公共交通機関の利用者増加に向けた、公共交通機関の利用者ニーズに即した運行ルート・運行形態の導入を検討し、交通システムの再構築に取り組みます。
- ・公共交通機関の利便性向上のため、乗合タクシーのダイヤ改正や路線の見直し、デマンド式の乗合タクシーの実証実験を行うとともに、民間ボランティアによる輸送やスクールバスの混乗化など、新しい移動サービスについて検討します。
- ・町民も観光客も気軽に利用できる交通手段として、レンタサイクルの導入を推進するとともに、循環バスなどの循環型の公共交通の導入を検討します。
- ・乗合タクシーと路線バス、JR の連携強化に向けて「乗り継ぎ拠点」を強化するとともに、公共交通に乗りたくなるような利用環境の整備に向けて、乗合タクシー・バス停留所へのベンチ設置等を推進します。
- ・低床バスやノンステップバスの導入促進、さらには公共交通機関を含めた公共機関・施設等のバリアフリー化を事業者などに働きかけます。
- ・小林市と連携し、広域的バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行います。
- ・小林市、えびの市及び関係市町と連携し、バスの利用促進に向けた意識啓発や、鉄道路線の利用促進のために観光列車の誘致に向けて取り組みます。
- ・「住民・交通事業者・行政」の連携を強化し、地域公共交通の役割や必要性、魅力を周知・啓発することで、町民や観光客など誰しにも利用される交通環境を構築します。



■ 利用環境の向上(バス停)



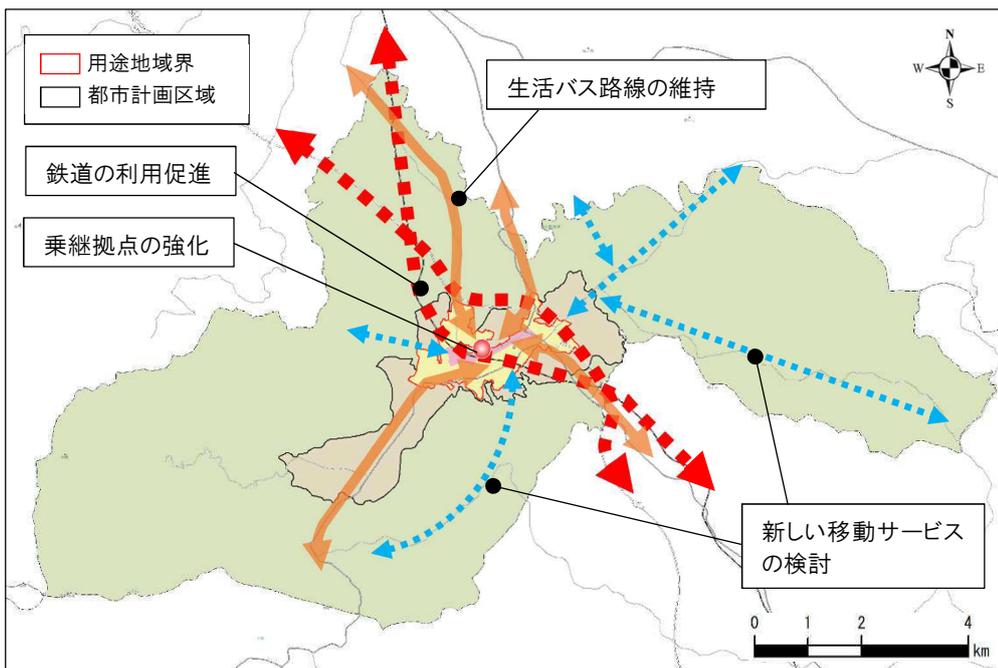
■ レンタサイクル



■道路方針図

凡例

| 土地利用エリア | |
|---------|----------|
| | 商業・業務エリア |
| | 住宅地エリア |
| | 田園集落エリア |
| | 自然共生エリア |
| 都市軸 | |
| | まちなか中心軸 |
| | まちなか回遊軸 |



■公共交通方針図

凡例

| 公共交通軸 | |
|-------|---------------------------------------|
| | 広域幹線交通 ・JR 吉都線 ・高速バス |
| | 広域交通 ・路線バス |
| | 支線交通 ・乗合タクシー ・スクールバス ・一般タクシー |
| 拠点 | |
| | 乗換拠点 ・JR 高原駅周辺 |

3-4 水と緑の方針

(1)基本方針

- 恵まれた自然環境とそこに生きる生物の多様性を保全するとともに、まちなかにおいても緑豊かな本町の魅力を感じられるよう、町民と協働しながら都市緑化や緑の育成に努めます。
- また、本町には皇子原公園や御池野鳥の森公園、総合運動公園など特色ある公園が多くあります。これらを適切に維持・管理しながら、観光やインバウンドにも対応できるよう、既存施設の利活用や機能強化を図ります。

(2)水と緑の方針

① 自然環境及び生物多様性の保全

環境保全ネットワークの形成

- ・自然環境や資源景観を、環境学習やレクリエーション、観光資源として維持・創出し、森林や河川の保全や、それらをつなぐ道路や水路等の緑化を推進し、広域的な環境保全ネットワークの形成を図ります。

自然環境の保全

- ・水環境を保全するため、自然環境に配慮した河川、水路等を整備するとともに、河川の上下流域の地域連携による水源かん養林の保全や、山村地域の活性化などの健全な森林育成に取り組みます。
- ・水環境の保全について、河川浄化等の住民活動を推進しながら、河川浄化に対する意識の高揚を図ります。
- ・森林の保水機能や土砂の流出防止機能を高めるよう、森林資源の保全、保安林の指定、保水機能の高い植樹等の推進を図ります。
- ・まとまりのある緑地・屋敷林などを保全・創出します。

各種制度の活用

- ・守るべき自然環境や美しい自然景観が残されている地区は、森林法、自然公園法及び景観法などの他法令と調整しながら、都市計画においても、必要に応じて、風致地区や緑地保全地域の指定を検討するなど、自然環境や自然景観の保全・継承を推進します。
- ・「森林経営管理制度」を活用しながら、町内の森林の管理状況の調査や適正管理に向けた支援、林業の成長産業化や担い手不足の解消に取り組みます。

自然環境の利活用

- ・本町の豊かな自然環境を観光資源と捉え、観光ルートを開発・整備することで、回遊性の向上による交流の促進を図ります。
- ・観光ルートには、九州自然歩道などの既存の遊歩道や登山道を利活用し、ユニバーサルデザイン化や環境に配慮した維持管理に努めます。

- ・新規ルート整備にあたっては、歩きやすさや安全性を確保するとともに、共通のサインなどの設置により、エリア全体のネットワーク化を推進します。
- ・観光資源へつながらる拠点、進入路などについて、費用対効果を分析したうえで総合的に整備を検討します。

② 協働による都市緑化の推進

- ・沿道緑地などの市街地内の緑地は、火災時の延焼遅延・遮断効果などの重要な役割を果たす防災系統の自然環境として位置付け、保全・創出に努めます。
- ・市街地内に残る社寺林などの貴重な緑地については、身近な緑として保全・活用するとともに、都市環境保全や防災機能にも配慮した総合的なまちづくりの観点から、風致地区や緑地保全地域等の指定を検討するなど、地域の実情に応じた、良好な自然環境の保全・活用を促進します。
- ・公園や道路などの公共空間の緑化を推進するとともに、地区計画や緑地協定などを活用し、民有空間における緑化を促進します。
- ・みどりを大切にする町民意識の高揚を図るとともに、町民と各種団体が一体となったみどりの保全運動を推進します。

③ 公園緑地の利活用

都市公園

- ・総合運動公園をスポーツレクリエーション拠点として位置付け、より一層の機能充実、利用促進を図ります。
- ・スマートウェルネスシティの実現を目指し、総合運動公園に健康遊具を整備するなど、町民の健康づくりに向けた機能強化を推進します。
- ・総合運動公園の既存スポーツ施設について、合宿やイベント受け入れのための機能を強化し、各種団体と連携し誘致体制の整備を図ります。
- ・災害時に避難場所や防災拠点として機能を果たせるよう、防災機能の整備を検討します。
- ・上町児童公園は、地域住民の身近な公園として、多くの町民が安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

その他の公園

- ・御池や皇子原公園周辺を観光レクリエーション拠点として位置付け、県内外及び外国からの誘客などに備え、歴史や自然等の地域資源を生かした多様性のある観光レクリエーション拠点としての土地利用や保全の増進、住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場として適正な活用を目指します。
- ・既存施設のリニューアルや適正な維持管理により、住民のみならず観光客にも満足してもらえる環境整備を図ります。

- ・既存施設のリニューアルにあたっては、新しいニーズへの対応を図り、ビジターセンターの設置やカフェ等の誘致の検討、インバウンド対応に向けた取組を行うなど、観光利活用に向けた機能強化を図ります。
- ・皇子原公園や中央運動公園等の既存スポーツ施設について、合宿やイベント受け入れのための機能強化し、各種団体と連携し誘致体制の整備を図ります。
- ・児童遊園や農村公園、多目的活性化広場等は、地域住民の身近な公園として、多くの町民が安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

公園施設の長寿命化

- ・公園施設について、施設毎に必要な機能を保全しつつ、ライフサイクルコストが最小限となるよう的確なストックマネジメントを行い、公園施設長寿命化計画に基づき、既存ストックの適切な維持・管理と施設更新に努めます。
- ・施設の更新にあたっては、高齢者や障がい者、子どもをはじめとする全ての住民が安全・安心・快適に過ごすことのできるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザイン化を検討します。



■ 高崎川



■ 総合運動公園

3-5 景観の方針

(1)基本方針

- 農林業の営みや神話や伝説などの歴史・文化により形成された、山なみを背景とした美しい田園景観を次世代へ守り伝えるとともに、まちなかや集落においては、田園風景と調和した景観づくりを行うことで、美しいふるさとを育みます。
- 景観の保全・形成にあたっては、「高原町景観計画」や「高原町景観条例」に基づきながら、町民や行政、関係機関が一体となった景観まちづくりを推進します。

(2)景観の方針

① 高原らしい自然・田園風景の保全

- ・「高原町景観計画」に基づき、規制・誘導方策の運用や景観構成要素の保全により、霧島山系を背景とした農村景観を守ります。
- ・農林業の営みがつくりだす変化に富んだ美しい農村景観を守るため、農林業の生産性の向上や、耕作地、畦、用水路などの農村景観資源の保全と質的向上など、地域づくりと一体となった取組を推進します。
- ・豊かな自然の循環資源としての湧水池、湖、せせらぎ、水路、川など、水景観資源の保全と質的向上を図り、水辺の景観を守ります。
- ・豊かな自然の中で古より伝わる神話伝説を体感できる景観を育み、町内に散在する史跡などを保全します。
- ・良好な自然景観を保全するために指定された風致地区については、今後も積極的に保全・継承を図ります。
- ・太陽光パネルなどの工作物については、景観形成基準に則り、植栽などにより周囲から見えにくくするなど、周辺の景観に調和するよう配慮するよう、適切に誘導します。
- ・霧島山系をはじめとした豊かな森林資源を守り、高原町の貴重な観光資源をしてまちづくりに活かすため、自然環境を保全するとともに、眺望スポットや星空観賞のスポットの発掘、整備と情報発信を行います。

② まちなか景観の創出

- ・まちなかの景観や道路空間など、多くの方が来訪する場所は、まちを印象付けるおもてなしの空間として景観を整え、地域づくりに活かします。
- ・まちなかや幹線道路沿い、交差点部における広告物は、周辺の景観と調和したものとなるよう指導を行うとともに、町独自のルールづくりについて検討を行います。
- ・周辺景観と不調和な建物や工作物の位置、色彩、規模などを規制と誘導します。
- ・公共空間やオープンスペースの緑化を推進するとともに、民間空間における緑化を促進や屋敷林などの緑の保全に努めます。

- ・地域特性に配慮した公共施設のデザインの魅力化や公共誘導サインのデザインの統一化を図ります。

③ 協働による景観保全

- ・高原町の景観づくりを推進していくため、皆で連携し、協働できる体制を作り、今後の課題や各種取組について検討していきます。
- ・景観アドバイザー制度等の運用システムづくりや、地域の景観づくりを担うリーダーの育成に取り組みます。
- ・良好な景観形成のため、建築物や工作物、開発行為等について景観形成基準による行為を制限します。
- ・景観重要建造物・景観需要樹木を指定し、地域の重要な景観自然の保全を図ります。
- ・公共施設の整備にあたっては、積極的に景観に配慮した整備を推進するとともに、地域の景観形成において重要な役割を担う公共施設を景観重要公共施設に指定し、良好な景観形成に努めます。



■高原らしい田園風景

3-6 防災の方針

(1)基本方針

○大規模災害に備えた国土強靱化がますます重要となるなかで、台風や集中豪雨、火山など、さまざまな災害危険性をはらむ自然との共生が必要な本町においては、「高原町地域防災計画」に基づきながら、突発的な災害に備えた安全・安心で災害に強いまちづくりを推進します。

(2)防災の方針

① 災害に強い都市基盤の整備

- ・急傾斜地などの災害危険箇所や密集的市街地等の防災上問題がある地域を的確に把握し、必要に応じて都市計画の見直しを検討します。
- ・地域森林計画対象民有林、保安林などに指定されている地区や災害防止に寄与する河川沿いの自然地などについては、保全に努めます。
- ・周辺の災害リスクを考慮したうえで、高原 IC や総合運動公園の防災拠点化(防災拠点、備蓄・集積拠点、後方支援拠点等)について検討します。
- ・災害発生時において、避難地、物資集荷場及び情報基地として機能する道路防災拠点施設の整備に努めます。
- ・災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、緊急輸送路線やヘリポート及び災害時の救援物資や資機材等の集積地を検討します。
- ・地球環境への影響に配慮し、グリーンインフラの考え方にに基づきながら、都市の強靱化に努めます。

風水害

- ・集中豪雨や土石流などによる被害を最小限に抑えるよう、砂防事業などの治水事業の促進に努めます。
- ・土砂災害や浸水などの自然災害のおそれのある地区については、建築行為や土地利用等の制限について検討します。
- ・集中豪雨などに対応するため、道路や公園事業と連携した雨水流出の抑制に努めるとともに、雨水を一時的に貯水する役割を持つ農地の保全や排水施設の適正な維持管理など、雨水排水対策に取り組みます。

火山災害

- ・霧島火山砂防については、関係機関との連携を図りながら、施設整備の推進に努めます。
- ・火山災害の被災想定範囲内においては、開発整備を抑制するとともに、やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い範囲であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行い、被害を最小限に食い止めるよう事前対策を行います。

- ・平成 23 年1月に発生した新燃岳噴火に伴う土砂堆積物の防災対策として、関係機関と連携しながら、降雨時の土砂流出や洪水氾濫等を未然に防ぐための対策(砂防堰堤の整備や緊急連絡設備の整備など)に取り組めます。

地震・火災等に対する都市防災

- ・災害時の緊急活動を支える幹線道路は、円滑な消防活動やライフラインの安全性向上のため、広い幅員の確保、無電柱化等を促進するとともに、消防活動が困難な狭あい道路の解消に努めます。
- ・緊急輸送道路に指定されている宮崎自動車道、国道 221 号、223 号について、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関と連携を図ります。
- ・都市災害の防止に有効な遮断地帯または避難地帯となる緑地、雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林など、防災上重要な役割を果たす緑地等については、適正な管理を行うとともに、緑地保全地域の指定等を活用し、その保全に努めます。
- ・防災拠点となる都市公園、緑地等については、災害応急対策に必要な施設の整備を推進するなど、防災機能の一層の充実を図ります。
- ・水利の不足する地域への消火栓・防火水槽などの設置を行いながら、災害に強い地域づくりを目指します。

ライフライン

- ・町民の日常生活に必要不可欠な上水道や生活排水路について、災害時にも安定した機能を発揮できるよう、重要管路や処理施設の耐震性向上や老朽管路の適切な維持更新を推進します。

② 公共施設や住宅等の安全確保

- ・地震時における建築物の倒壊による道路封鎖や、火災延焼により被害が拡大を防ぐため、沿道の建築物の耐震化・不燃化や老朽木造建築物等の更新・除却等を促進します。
- ・老朽化の著しい公共施設の改修・建替えにあたっては、防災施設機能を併せ持つ施設としての改築等を計画的に進めます。
- ・特に、災害対策本部の設置される役場庁舎について、建替えにあたって、防災拠点としての機能強化や設備の充実を推進し、災害応急対策活動の中核施設として整備します。
- ・身近な防災拠点としての役割を担う指定避難所については、建物等の安全性を確認し、耐震診断及び耐震改修工事を計画的に実施し、災害時の安全を確保します。
- ・消防詰所等について、定期的な点検や診断を行い、災害時に早急に対応できるよう維持管理を行います。

③ 自助・共助・公助による協働の防災力強化

- ・災害発生時の避難経路等を分かりやすくまとめたガイドブックの作成や各種会合などの機会を通じて「自らの生命・財産は自ら守る」という防災意識の向上と防災知識の普及を図りながら、災害対応力を高め、自助・共助・公助の連携を深め防災力の強化に努めます。
- ・霧島山火山防災マップの啓発に努めます。
- ・不測の事態に対応できるよう、情報伝達及び応急対策を行い、定期的に防災訓練等を実施するなど、防災対策の強化に努めます。
- ・地域住民の最も身近な防災組織である消防団の各種活動を支援するとともに、団員の確保、装置の近代化と整備・充実、及び団員の技術の向上に努めます。
- ・関係機関や住民などに対し、素早く正確な災害情報が伝達できるよう、防災無線及びその他情報通信機器等のさらなる充実と適正な運用体制の確立に努めます。
- ・要援護者への避難計画等について体制の整備を図るとともに、地域防災計画の見直しを行い、各種の防災対策の確立に努めます。
- ・災害時における地域の避難計画や受援体制の検討に向けて、災害リスクや緊急輸送道路、避難所等の都市計画に係るGISデータのオープンデータ化を進めます。
- ・避難所等の防災拠点における公的備蓄に努めるとともに、地理的条件を勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図ります。
- ・災害発生後、物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めます。
- ・町民が、各家庭や職場で、平時から3日分の食糧や飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発を図ります。

3-7 その他の都市施設の方針

(1)基本方針

- 町民生活を支える上下水道の都市基盤について、適正な整備や維持管理を行いながら、暮らしやすい環境づくりに取り組みます。
- 今後ますます厳しい財政状況が予想される中で、本町の公共施設の多くについて老朽化が進行しています。「高原町公共施設等総合管理計画」に基づきながら、適正な維持管理を行うとともに、改修・改築時には防災機能を付加するなど機能強化を検討します。

(2)その他の都市施設の方針

① 都市基盤

生活排水対策

- ・本町では、都市下水道の整備は予定されていないため、合併処理浄化槽の普及促進や農業集落排水施設などへの加入促進を中心として、水環境保全に向けた生活排水処理対策を促進します。
- ・老朽化の進む管路について、平時や災害時にも安定した機能を発揮できるよう、重要管路や処理施設の耐震性向上や老朽管路の適切な維持更新を行うとともに、布設替えなどは道路整備事業などと合わせた効率的な事業実施を図ります。

上水道

- ・「高原町水道ビジョン」及び「高原町水道事業経営戦略」に基づき、施設の状況(事故率、修繕時等に管路の状況把握)を把握・整理することにより更新優先施設の選定、適切な規模の施設計画を継続的に作成するとともに、老朽管の布設替えなどは道路整備事業などと合わせた効率的な事業実施を図ります。
- ・現在、工業用水道施設は、給水を行っていませんが、関係部署と連携を図りながら企業誘致を図り、有効に活用できるよう努めます。

② 河川

河川環境の整備・保全

- ・河川整備にあたっては、施設の管理者の協力を得ながら、周辺の自然景観に配慮するとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖できるよう、良好な河川環境を保全する多自然川づくりを推進します。
- ・河川利用者の多様なニーズを踏まえ、地域と水辺の一体化を目指し、人と河川の豊かなふれあいの場の整備と保全に努めます。

③ 公共施設

役場、公民館等

- ・高原町役場の本庁舎は築40年以上が経過しており、災害時の対策本部となることも踏まえ、早急に改修等の対策を検討します。
- ・町全体や地域の拠点となる公共施設の改修・建替えにあたっては、防災施設機能を併せ持つ施設としての改築等を計画的に進めます。
- ・地区公民館については、建替えが必要と判断された場合、まず既存施設との共同利用や民間の空き家・空き店舗等の有効利用について検討します。
- ・学校施設については、耐震化工事が完了していますが、生徒数が減少することを考慮しながら学校改築や大規模改修、施設・設備の充実を図るとともに、必要に応じて学校の統廃合について検討します。
- ・子育て支援施設について、少子化をはじめとする保育需要の変化を的確に捉えながら、保育所の適正な配置や運営の見直しを進めるとともに、保育施設の計画的な整備・充実に努めます。

保健福祉施設

- ・保健・福祉施設について、高齢者支援施設については、他施設の空きスペース利用や、民間の空き家・空き店舗等活用などを検討します。

文化施設

- ・文化施設について、老朽化が進行している施設もあるため、まず現地確認を実施し、今後の改修・建替えの要不要、優先順位の決定をします。

スポーツ施設

- ・町民体育館や分館をはじめ、中央運動公園等の社会体育施設の適切な維持管理に努め、長寿命化を図るとともに、高原町総合運動公園の整備・充実に図りながら、施設の利用促進に努めます。
- ・特に、スポーツ施設に関しては、老朽化が利用者に与える被害が大きいことが考えられるので、いち早い危険箇所等の早期発見を心がけます。

公営住宅等

- ・公営住宅は、長寿命化計画に基づき、適正な維持管理に努めます。
- ・教職員住宅に関しても、公営住宅と同様に老朽化や建築年度に応じた建替え等を行います。また、職員数の増減に応じて、教職員住宅の取り壊し等を検討します。

畜産団地

- ・畜産団地については、適切な点検・修理を行っていくための点検項目・頻度等について記載したマニュアル等の整備を検討するとともに、売却や寄贈についても検討を行います。

④ 長寿命化

- ・公共施設について、施設の特性に応じた適切な維持管理や長寿命化を図るとともに、民間施設についても、適切な維持管理を指導します。
- ・現在利用されておらず将来にわたる利活用の見込みが低い施設については廃止・用途変更を検討し、廃止となった施設については、積極的な売却・除却等を行います。
- ・利用状況の検証や施設間の調整等を図り、施設の統合・複合化を推進します。
- ・新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合、まず既存施設の有効利用(機能移転、複合化、用途変更等)について検討し、将来的な維持管理コストの試算を必ず実施したうえで判断をします。
- ・今後維持していく施設の管理にあたっては、民間委託の推進や指定管理者制度の導入などの民間ノウハウを活用する取組みを推進しつつ、PPP/PFIなど、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行います。

第4章 実現化に向けて

1 都市づくりの実現化に向けた基本的な考え方

本計画は、都市計画の指針として都市づくりの基本方針を定めたものであり、本町の現状と課題、将来都市像、分野別の基本方針からなる全体構想によって構成されています。本計画を基本として分野別の計画等と調整を図りながら、将来都市像「たかはるらしい豊かさを実現する 未来へ続く神話のまち」の実現に向けた都市づくりを推進します。

都市づくりの推進にあたっては、以下に示す4つの基本的な考え方に基づきながら本計画を適正に運用するとともに、社会経済情勢の変化に対応した着実な進行管理と必要に応じた柔軟な見直しを行うことにより、将来都市像の実現を目指します。

実現化に向けた基本的な考え方

■ 持続可能な都市づくりの推進

- ・コンパクトな都市構造の実現
- ・持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

■ 総合的な都市づくりの推進

- ・協働による都市づくり
- ・様々な分野の横断的連携
- ・広域連携による都市づくり

■ 計画的・効率的な都市づくりの推進

- ・各種制度の活用による都市づくりの推進
- ・個別計画の推進
- ・短期的に着手する施策

■ 計画的な進行管理

- ・進行管理の仕組み
- ・計画の見直し

2 持続可能な都市づくりの推進

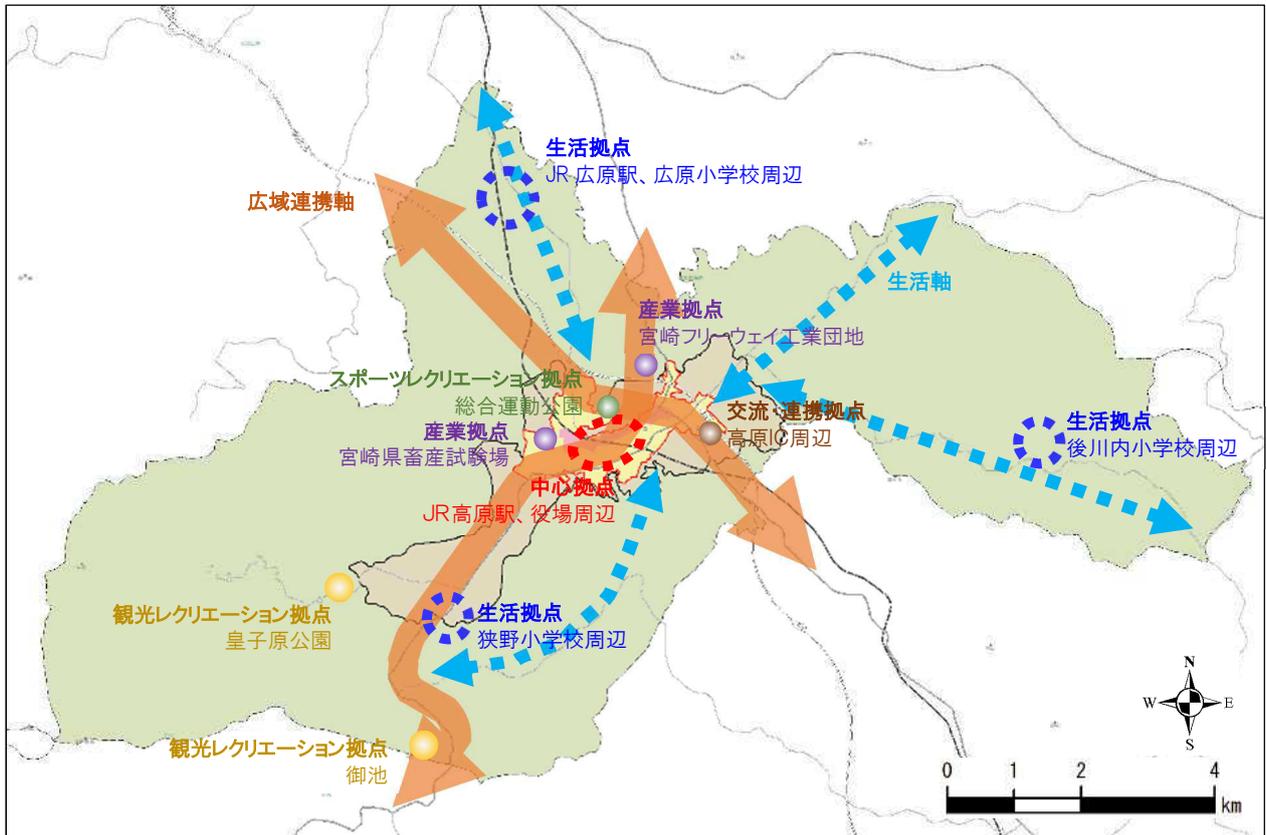
(1) コンパクトな都市構造の実現

本計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、中心市街地に都市機能を集約し、日常生活サービス機能を提供する生活拠点と中心市街地を利便性の高い公共交通でつなぐ集約型の都市構造を目指しています。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方は、人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な都市づくりのために国から示されたものであり、この考えに基づいた都市構造の実現に向けて、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

将来的な立地適正化計画の策定を見据え、本計画においてコンパクト・プラス・ネットワーク(立地適正)の考え方に基づいた将来都市構造を示し、住宅エリアへの居住誘導及び商業・業務エリアへの都市機能の誘導を図ります。

居住誘導及び都市機能誘導にあたっては、都市計画分野のみならず関係機関と連携しながら各種誘導施策の実施を検討します。



| ①土地利用エリア | ②拠点 | ③都市軸 |
|----------|----------------|-------|
| 商業・業務エリア | 中心拠点 | 広域連携軸 |
| 住宅エリア | 生活拠点 | 生活軸 |
| 田園集落エリア | 交流・連携拠点 | |
| 自然共生エリア | 産業拠点 | |
| | スポーツレクリエーション拠点 | |
| | 観光レクリエーション拠点 | |

■将来都市構造図(再掲)

■想定される誘導施策(例)

| 視点 | 対象 | 想定される誘導施策(例) |
|---------------|----------|--|
| 居住人口の維持 | 住宅エリア | ・移住・定住の促進に向けた情報発信 ・総合的な定住支援(移住者サポート制度、等) ・雇用の創出に向けた企業誘致活動 |
| 居住環境の維持・向上 | 住宅エリア | ・用途見直しや地区計画の活用による土地利用の整序 ・バリアフリーやユニバーサルデザインに考慮した環境整備 ・地域コミュニティの活性化に向けた支援 ・空き家等の活用・適正管理の促進 |
| 安全・安心な居住環境の形成 | 住宅エリア | ・防災情報の普及啓発 ・防災意識の向上 |
| 都市機能の集約・強化 | 商業・業務エリア | ・商工業祭・軽トラ市等の商工業イベントの推進 ・空き家・空き店舗の活用支援 |
| 公共交通の利便性の向上 | 生活軸 | ・乗合タクシーのダイヤ改正・路線の見直し ・「乗り継ぎ拠点」の確保及び利用環境の整備 ・運行を維持できる交通システムの再構築 |

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

SDGs(Sustainable Development Goals)は、平成 27(2015)年に国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットにより構成されており、令和 12(2030)年までに世界が達成すべき目標を示しています。

本町では、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいた持続可能な都市構造を目指すとともに、各種施策の実施により、SDGsへの貢献を図ります。

■本計画と関連性の強い SDGs

| 本計画と関連性の強いゴール | | 内容 |
|---|-----------------------|--|
|  | 3. すべての人に健康と福祉を | ・まちなかに医療・福祉施設などの都市機能を集約することで、誰もが医療・福祉施設に快適にアクセスできる都市構造を目指します。 |
|  | 6. 安全な水とトイレを世界中に | ・水環境の保全のため、自然環境に配慮した河川、水路等の整備や水源かん養林の保全に取り組みます。 ・水環境保全に対する意識の高揚を図りながら、地域住民と連携して、河川浄化や健全な森林育成に取り組みます。 |
|  | 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | ・災害に強い持続可能かつ強靱なインフラを整備します。 |
|  | 11. 住み続けられるまちづくりを | ・集約型の都市構造を実現することで、自家用車に過度に頼らず、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。 ・都市機能及び居住の誘導により、まちなかの人口密度を維持することで、住み続けられる都市づくりを目指します。 |
|  | 12. つくる責任 つかう責任 | ・既存の都市施設を適切に維持管理し、長寿命化や機能強化を図ります。 ・高原らしい自然環境を観光資源として活用する際には、自然環境の保全に配慮します。 |
|  | 13. 気候変動に具体的な対策を | ・気候関連災害や自然災害に対する強靱性を強化するために、災害に強い都市基盤を整備するとともに、協働による防災力の強化を図ります。 |
|  | 15. 陸の豊かさを守ろう | ・高原らしい自然環境やそこに生きる生物の多様性を保全するとともに、まちなかにおいても緑の豊かさを感じられるよう、都市緑化や緑の育成に努めます。 |
|  | 17. パートナーシップで目標を達成しよう | ・将来都市像の実現に向けて、町民、事業者、行政などの多様な主体が協働するとともに、周辺自治体と広域的に連携し、持続可能な都市づくりを推進します。 |

3 計画的・効率的な都市づくりの推進

(1) 各種制度の活用による都市づくりの推進

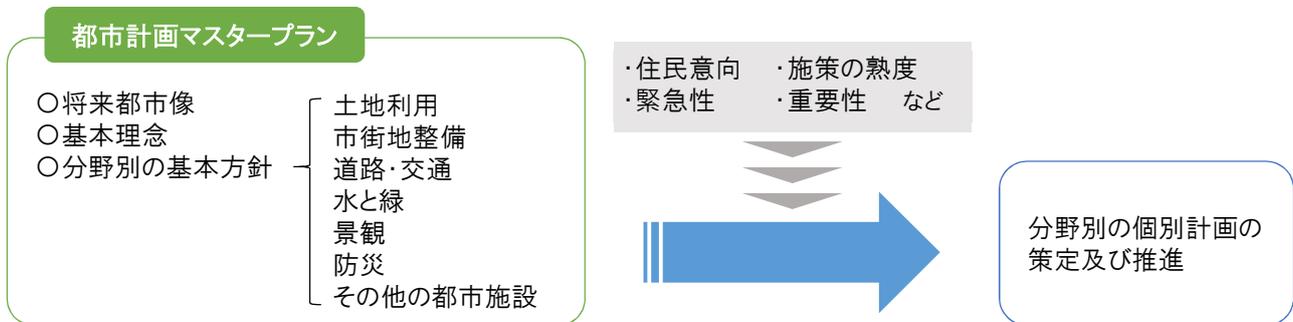
町民が主体となった都市づくりの検討・実践手法として、様々な制度が用意されています。地域住民との合意形成を図りながら、各種制度の積極的な活用を図ります。

■主なまちづくりの制度

| | |
|----------|--|
| 用途地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく計画 ・合理的な土地利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率などについて制限を行う計画 |
| 地区計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく計画 ・地区や街区を単位として、その地区にふさわしい良好な環境を整備・保全するために、建物の用途や意匠、道路や公園の配置等を住民の意見を反映しながら市町村が細かく定める計画 |
| 市街地開発事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市再開発法に基づく事業 ・市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業 |
| 都市計画提案制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法と都市再生特別措置法に基づく制度 ・住民等によるまちづくりの取組を都市計画に反映させるため、土地所有者、まちづくりNPO、開発事業者等が、都市計画の決定または変更の提案をすることができる制度 |
| 建築協定 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づく協定 ・住宅地としての環境の改善または商店街としての利便を高度に維持増進するなどの目的に、土地所有者等の全員の合意のもとで締結し公的主体(県や市など)が認可する、建築の際の条件を付与する協定 |
| 緑地協定 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地保全法に基づく協定 ・土地所有者等の全員の合意によって、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ、緑地の保全又は緑化に関する協定 |
| 景観協定 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく協定 ・土地所有者等の全員の合意によって、地域に合ったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる協定 |

(2) 個別計画の推進

都市計画マスタープランは、都市計画に関する目標や基本的な方針を示すものです。本計画で示した将来都市像の実現を図るためには、本計画の基本方針に即した個別具体の事業の推進が求められます。土地利用や市街地整備、道路、公園・緑地といった分野ごとに、必要となる個別計画の策定や見直しを行うとともに、各種計画の連携によって効果的かつ効率的な都市づくりの推進を図ります。



■主な関連計画

| | |
|------------------------------|--|
| 高原町地域公共交通網形成計画 (R1.10 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ・「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープラン ・本町における今後のまちづくりと地域公共交通を一体化させ、地域の実情に合わせた公共交通ネットワークを構築することにより、地域公共交通の維持・活性化を図る計画 |
| 高原町公共施設等総合管理計画 (H29.3 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ・本町における公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担を軽減・平準化につなげることを目的とした計画 ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進の基本方針を取りまとめたもの |
| 高原町橋梁長寿命化修繕計画 (R2.3 改定) | <ul style="list-style-type: none"> ・健全な状態を維持することでライフサイクルコストの縮減を目的とした計画 ・近接目視による点検結果を踏まえ、従前の長寿命化修繕計画の見直しを行い、個別施設計画としてとりまとめたもの |
| 高原町水道事業経営戦略 (H31.3 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な経営計画を立案し、健全な水道事業の実現を企図した計画 ・将来に向けた計画的な経営基盤の強化や経営の健全性の向上に取り組むもの |
| 高原町建築物耐震改修促進計画 (H29.2 改定) | <ul style="list-style-type: none"> ・地震の被害から町民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進していくことを目的とした計画 ・建築物の耐震改修の総合的かつ計画的な促進に向けて、数値目標や施策を示すもの |
| 高原町景観計画 (H29.3 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ・高原らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方を示す計画 ・景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を示すもの |

(3) 短期的に着手する施策

計画的・効率的に都市づくりを推進する中で、特に短期的に着手する施策として、都市計画道路の見直しを早急に進めていくこととします。

○都市計画道路の見直し

・長期未着手となっている都市計画道路のうち、社会情勢の変化等により整備の必要性や事業実施の実現性が低下した路線・区間について、令和3年度から都市計画道路の見直しを行います。

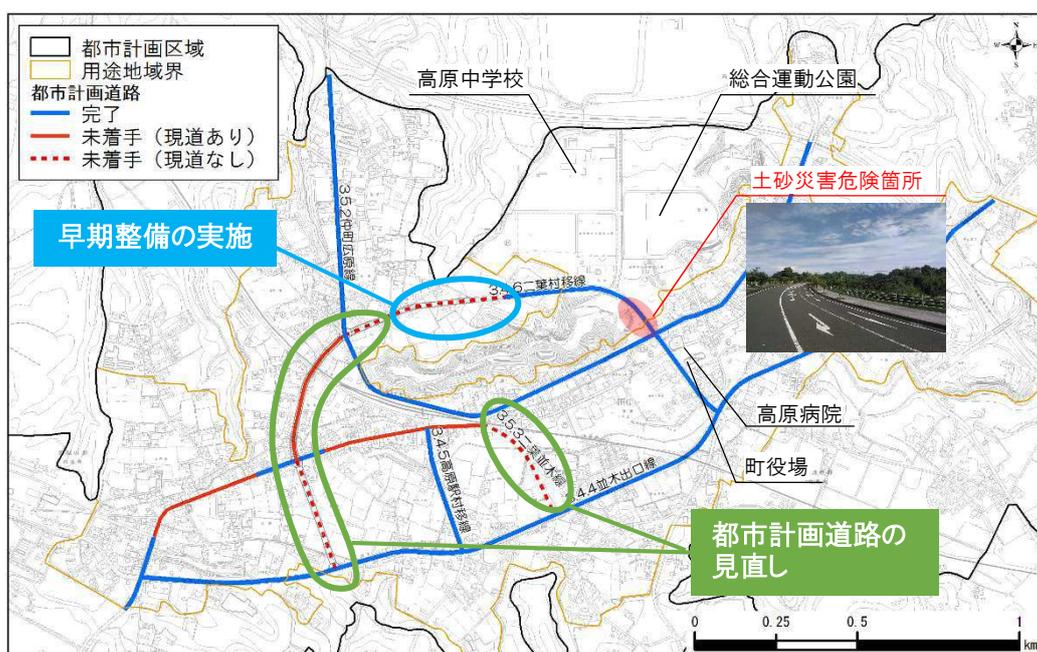
○二葉村移線の早期整備

・二葉村移線は、町役場や高原病院、総合運動公園、高原中学校等の町内の主要施設を結ぶ路線であり、本町の回遊性の向上や通学路としての活用が期待されていますが、現道のない未着手区間があり、町道と接続していないことから、本来の機能を発揮できていません。

・また、現道区間の一部が土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)に指定されており、避難所である高原中学校や総合運動公園へのアクセスの安全性が懸念されていますが、現道の無い未着手区間が町道と接続することで、安全なアクセス路を確保することができます。

・このことから、現道のない未着手区間のうち、町道に接続するまでの区間について、早期整備に向けた計画・設計を実施します。

| 見直しの内容 | 実施時期 | 対象路線・区間 |
|------------|---------|---|
| 都市計画道路の見直し | R3 年度以降 | <ul style="list-style-type: none"> ・二葉村移線：仲町広原線との交差点周辺～終点までの区間 ・二葉並木線：起点～高原駅村移線との交差点までの区間 |
| 早期整備の実施 | R3 年度以降 | <ul style="list-style-type: none"> ・二葉村移線：起点側の現道のない未着手区間のうち、町道に接続するまでの区間 |

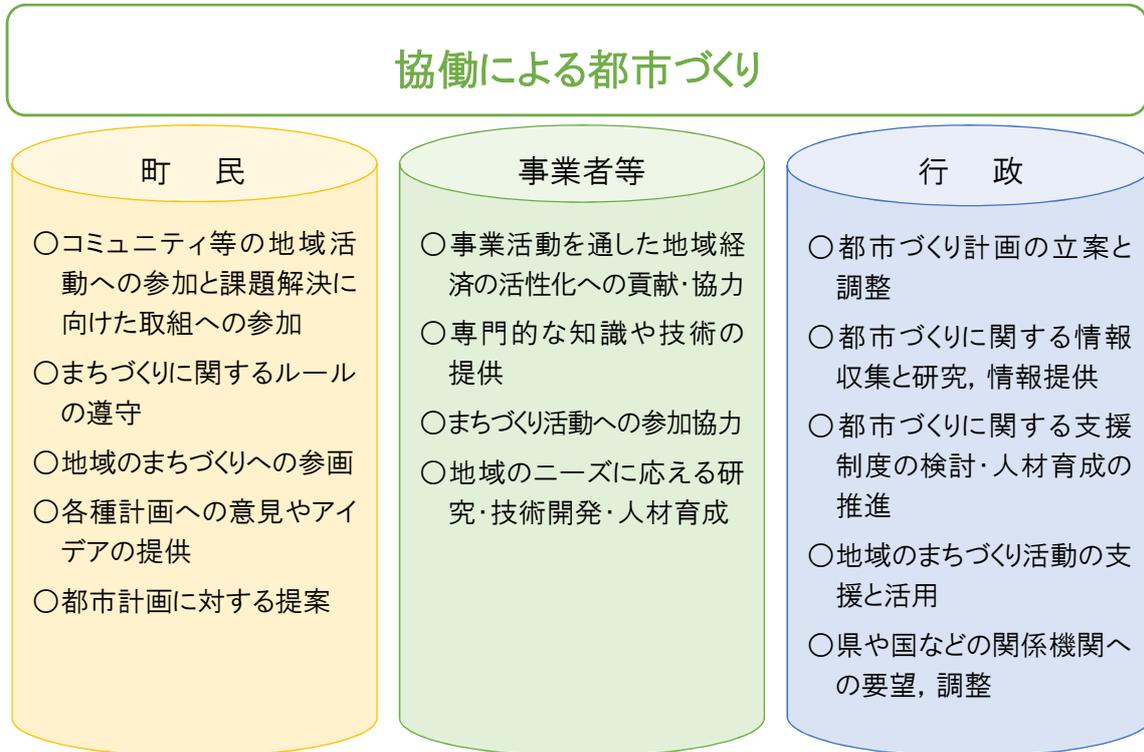


■都市計画道路の見直し

4 総合的な都市づくりの推進

(1) 協働による都市づくり

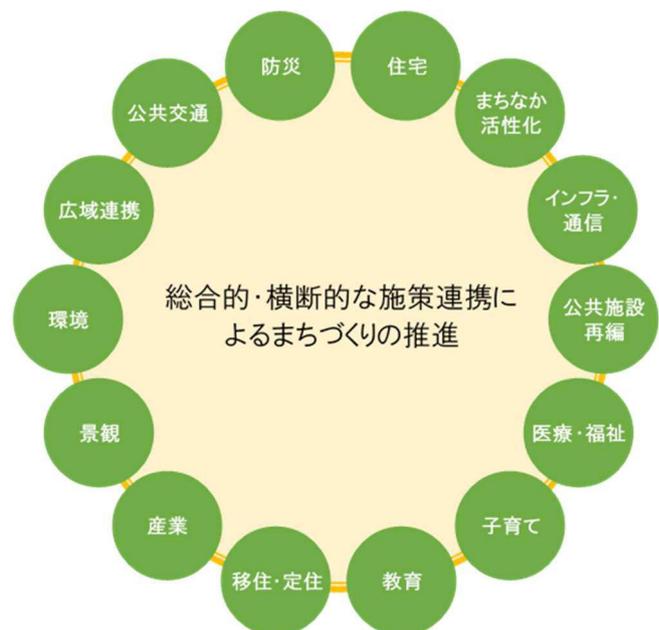
本計画が掲げる都市将来像の実現のためには、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、都市づくりの目標や課題を共有し、適切な役割分担のもと互いに協力・連携した、協働による都市づくりを進めることが重要です。



(2) 様々な分野の横断的連携

本計画に掲げた将来都市像の実現にあたっては、都市計画分野のみならず、福祉、教育、文化、環境等の様々な分野との連携が必要です。

そのため、庁内の関係する部局と本計画を共有し、相互に連携を図りながら実現化に向けて取り組むための庁内連絡体制の充実を図ります。



(3) 広域連携による都市づくり

町民ニーズが多様化し、生活圏が拡大している中で、今後、広域的な視点・連携による都市づくりがますます重要になってきます。

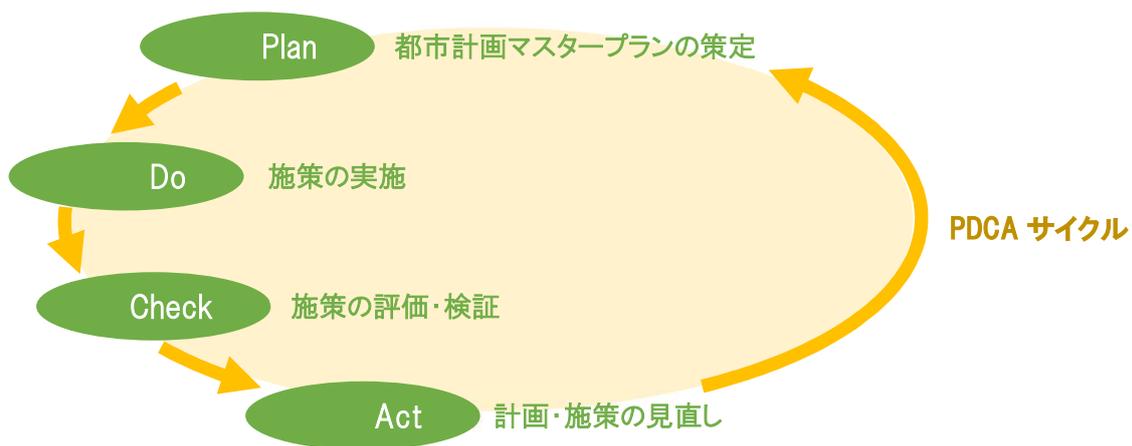
国や県、周辺都市が進める関連計画との連携や十分な情報収集を行い、広域的な連携による都市づくりを推進します。

5 計画的な進行管理

(1) 進行管理の仕組み

本計画に基づく都市づくりが適正かつ計画的に行われるよう、計画の継続的な進行管理が必要です。社会情勢の変化を把握し、都市計画基礎調査や各種統計調査、町民アンケート調査等により、都市づくりの進行状況を確認・評価します。

進行管理に当たっては、計画、実行、評価、改善といった「PDCA サイクル」の仕組みを活用します。



(2) 計画の見直し

都市計画マスタープランは、長期的な見通しを持って継続的に取り組むものであるため、その間には、経済・社会状況の変化や地域の状況の変化、上位計画の見直しが行われる可能性があります。そのため、社会情勢の変化を踏まえ、本計画の方針や各種施策の妥当性を判断するとともに、上位計画との整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料 用語集

| 【 A～Z 】 | |
|-----------|--|
| NPO | Non-Profit-Organization(民間非営利組織)の略称。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のことです。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれます。 |
| PFI | Private Finance Initiative(民間資金等活用事業)の略称。 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法です。民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ります。 |
| PPP | Public Private Partnership(官民連携事業)の略称。 公民が連携して公共サービスの提供を行う事業、計画のことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式(DBO)などがあります。 |
| QOL(生活の質) | ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた「生活の質」を指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる考え方で、生きがい、身心の健康、良好な人間関係、やりがいのある仕事、快適な住環境、十分な教育、レクリエーション活動、レジャーなど様々な観点から計られます。 |
| SDGs | 2015年の国連サミットで採択された国際目標であり、持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓うものです。 2016年から2030年の15年間を期間として、国連加盟193か国が取り組むべき普遍的なものとなっています。 |
| 【 あ 】 | |
| オープンスペース | 公園、広場、河川及び農地等、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称です。 |
| 【 か 】 | |
| 幹線道路 | 道路網のうち主要な骨格をなし、都市に出入りする交通と都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路です。 |
| 協働 | NPO やボランティア団体、行政、民間のそれぞれの主体性・自発性のもと、互いの特性を認識・尊重しながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調することです。 |
| グリーンインフラ | 自然の持つ多様な機能を活用したインフラや土地利用を推進する考え方で、環境保全に留まらず、防災・減災や地域振興といった要素の重なる部分を、自然の機能を活用して担うものです。一般的に、グリーンインフラの持つ効果として以下が挙げられます。 1. 生物多様性保全(生き物の生息・生育空間の提供など) 2. 気候変動の緩和(地球温暖化の緩和など) 3. 防災・減災(浸水対策など) 4. コミュニケーションを生むことにより地域振興/地方創生 5. レクリエーションなどによりQOLの向上 6. 不動産価値の向上(緑化による土地ブランド力向上・遊休資産の活用など) |
| 景観計画 | 景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画です。本町では、平成29年3月に策定し、良好な景観形成に向けて取り組んでいます。 |
| 建築協定 | 建築基準法に基づく制度で、一定区域内の環境改善などを図るため、関係権利者全員の合意のもとに締結する、建築物に関する基準などについて定める協定のこと。 |

| | |
|----------------|---|
| コンパクトシティ | <p>都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のことです。</p> <p>多くの地方都市で急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下するなか、厳しい財政状況下で居住者の生活を支えるサービスの提供を維持していくために、居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めて職場への移動・買い物・公共施設へのアクセス等をコンパクトにすることで移動負担の軽減と行政サービスの充実、地域コミュニティの活性化を図るものです。</p> |
| 【 さ 】 | |
| 指定避難所・指定緊急避難場所 | →避難場所 |
| 社寺林 | 神社、寺院が所有する森林で、境内林とも言います。 |
| 森林計画制度 | 国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで、森林の経営を規制する制度です。具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成されます。 |
| 森林法 | 明治30年に制定され、昭和26年に全面的に改正され新たに公布された森林行政の基本法典です。内容は、総則、森林計画等、保安施設、土地の使用、森林審議会、雑則からなり、森林計画では基本となる法律です。近年では、平成10年に、伐採届や森林施業計画の認定が市町村へ移行する改正があり、平成13年に、重視する機能に応じて森林を3区分して整備を推進するよう森林計画制度等が改正されました。 |
| ストック | 既に整備された建物や施設等を指します。整備された道路や河川などの社会資本が機能して、効率性や生産性などが向上する効果を「社会資本のストック効果」と呼びます。 |
| スプロール | 郊外部において無秩序な開発などが行われることで、虫食いのような状態で都市が拡大することです。 |
| 生物多様性 | 地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」、(2)同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質がことなるという「種内の多様性(遺伝子の多様性)」、(3)これら生物とその生息環境からなる生態系(ある地域内に生息する生物群とその生活に関係のある物理的環境とを総合して一体としたもの)が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいます。 |
| 【 た 】 | |
| 地域防災計画 | 災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体(都道府県や市町村)の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画です。 |
| 水源かん養林 | 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林のことです。雨水を一時に流出させず、常に一定量をたくわえるので水、資源の確保や水害防止に役立ちます。 |
| 地区計画制度 | 地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法です。 |
| 都市計画区域 | 都市計画を策定する場ともいうべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲を言います。 |
| 都市公園 | 都市公園法により整備された公園です。都市公園法第2条に規定する公園施設で、街区公園や近隣公園などの“住区基幹公園”、総合公園などの“都市基幹公園”、風致公園や歴史公園などの“特殊公園”、広域公園や都市緑地などの“その他公園”などがあります。 |

| | |
|--------------------|---|
| 都市公園法 | 「都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」都市公園設置と管理基準などを定めるため昭和31年4月20日に公布、同年10月15日に施行された法律です。 |
| 都市のスポンジ化 | 都市の内部において空き家、空き地等が小さな敷地単位で時間的・空間的に無規則に相当程度の分量で発生すること及びその状態をいいます。 |
| 【 な 】 | |
| 農業振興地域 | 農業振興地域整備法に基づいて指定されている地域制緑地の一つで、今後、相当期間(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。 |
| 農用地区域 | 農業振興地域整備法に基づいて指定されている地域制緑地の一つで、農業振興地域内における集团的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。 |
| 【 は 】 | |
| ハザードマップ (防災マップ) | ハザードマップ(防災マップ)とは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。 ハザードマップ(防災マップ)を利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効です。 |
| バリアフリー | 英語の「バリア(障壁)」と「フリー(自由な・～からのがれる)」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすることを意味します。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消など、物理的な障壁の除去という意味合いが強い言葉ですが、最近ではより広い意味で用いられるようになってきました。 |
| 避難場所 | 地方自治体が指定した災害を避けることができる施設・場所のことで、地震などの大きな災害時に使用されます。 「指定緊急避難場所」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所で、市町村長が指定します。 「指定避難所」 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設で、市町村長が指定します。 |
| 風致地区 | 都市の風致(丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境のこと)を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区です。 |
| 保安林地区 | 森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つで、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。 |
| ボランティア | ボランティア活動に携わる人のことです。ボランティア活動は、古典的な定義では自発(自主)性、無償(無給)性、利他(社会、公共、公益)性に基づく活動とされるが、今日ではこれらに先駆(先見、創造、開拓)性を加えた4つをボランティア活動の柱とする場合が一般的となっています。 |
| 【 ま 】 | |
| 民有林 | 国有林以外の森林をいい、民有林には私有林(個人有、会社有、社寺有等)、公有林(県有、市町村有、財産区有等)、公社所有林等があります。 |

| 【 や 】 | |
|------------|---|
| ユニバーサルデザイン | ユニバーサルデザイン(Universal Design)とは国籍や文化、言語を越え、年代や個々の能力レベルの程度を問わずに誰もが利用することができるような製品、施設などのデザイン設計のことを示しています。 |
| 用途地域 | 都市計画のなかで、土地や建物の用途に一定の制限を加え、各地域がもつとも適当に、もつとも経済的・能率的な用途に供されることを期して指定するものです。これによって、各種用途の混在による不便不利、能率の低下、不衛生と不愉快、都市環境の悪化などを防ごうとするものです。1992年(平成4)の都市計画法の改正で用途地域は全部で12種類となり、これらを大別すると、住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域の四つになります。 |
| 【 ら 】 | |
| 緑地 | 都市公園や公共施設、民間施設の緑地として整備・管理されている「施設緑地」と、森林地域や河川区域、農業振興地域、農用地区域などとして保全・管理されている「地域制緑地」の総称です。 |
| 緑地協定 | 一定区域の近隣住民相互の合意により、緑地についての制限を協定として既存の制限に付加し、自ら遵守していこうとするものです。 |
| レクリエーション | 仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすることを指します。 |

※ 本表は、関連する語句を含めて整理しているため、本文中に無い用語もあります。

■ 高原町都市計画マスタープラン検討委員会名簿

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|----------------|------|--------|
| 高原町商工会 | 会長 | 原田 武寛 |
| 自治公民館連絡協議会 | 会長 | 西村 四男 |
| 宮崎県建築士会小林支部 | 支部長 | 岡藺 正浩 |
| 日本造園組合連合会宮崎支部 | 支部長 | 弥永 重俊 |
| 小林地区交通安全協会高原支部 | 支部長 | 益本 一博 |
| 高原町教育委員会 | 委員 | 有水 りえ子 |
| 高原町商工会事務局 | 事務局長 | 福丸 タミ子 |
| 高原町商工会 | 女性部長 | 松尾 美智子 |
| 高原町総合政策課 | 課長 | 馬場 倫代 |
| 高原町産業創生課 | 課長 | 森山 業 |

高原町都市計画マスタープラン

令和3年9月発行

高原町 建設水道課

〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

TEL 0984-42-2111

FAX 0984-42-4623

e-mail kensetsu@town.takaharu.lg.jp
